

# 官報

號外

大正十三年七月九日

水曜日

印刷局

## 第四十九回衆議院議事速記録第七號

帝國議會

大正十三年七月八日(火曜日)午後一時十五分開議

### 議事日程 第六號

大正十三年七月八日  
午後一時開議

- 一 海軍廢棄艦處分ニ關スル質問(吉良元夫君提出)
- 二 米國ノ排日移民立法ニ關スル質問(植原悅二郎君提出)
- 三 日米問題解決ニ關スル質問(加藤十四郎君提出)
- 四 文政ニ關スル質問(田崎信藏君提出)
- 五 農會監督ニ關スル質問(土井權大君提出)
- 六 航空事業ノ發達並其ノ擴張ニ關スル質問(三善清之君提出)
- 七 教育ノ改善擴張ニ關スル質問(菊池謙二郎君提出)
- 第一 非常發令廢止ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第三 大正十二年條約第二號海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
- 第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第五 復興貯蓄債券法案(政府提出) 第一讀會
- 第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第七 替澤吉郎等ノ輸入税ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第九 借地借家臨時處理法案(政府提出) 第一讀會

第十 借地借家調停法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十一 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十二 大正九年法律第五十六號中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十四 大學特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十五 大正八年法律第十二號中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十六 古祖寺保存金ノ臨時支出ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

副議長(小泉次郎君) 請假ノ報告ヲセシメマス

(原田書記官朗讀)

一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

復興貯蓄債券法案 (以上七月五日提出)

替澤吉郎等ノ輸入税ニ關スル法律案 (以上七月六日提出)

借地借家臨時處理法案 (以上七月六日提出)

借地借家調停法中改正法律案 (以上七月六日提出)

大正九年法律第五十六號中改正法律案 (北海道地方鐵道補助年限延長ノ件) (以上七月七日提出)

一去五日貴族院ヨリ受領シタル政府提出案左ノ如シ

非常發令廢止ニ關スル法律案

- 大正十二年條約第二號海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル法律案
- 一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
- 府縣稅戶數制規則改正ニ關スル建議案 藤田胸太郎君 提出者
- 花卷釜石間鐵道開通ニ關スル建議案 提出者
- 志賀和多利君 能谷 巖君
- 廣瀬 爲久君
- 遠信鐵道速成ニ關スル建議案 提出者
- 倉元 要一君 中村四郎兵衛君
- 松浦五兵衛君
- 大阪和歌山間鐵道敷設ニ關スル建議案 提出者
- 山口 義一君 吉津 度君
- 地震研究ノ特殊機關設立ニ關スル建議案 提出者
- 田中 善立君 山下 谷次君
- 植原悅二郎君 若尾 璋八君
- 高木益太郎君 (以上七月五日提出)
- 樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル建議案 提出者
- 私野野造林國庫補助ニ關スル建議案 提出者
- 村山喜一郎君 (以上七月七日提出)
- 農村副業獎勵ニ關スル建議案 提出者
- 隅田 豐吉君 山下 谷次君
- 内田 信也君 山下 谷次君
- 私學復興ニ關スル建議案 提出者
- 大學令中改正ニ關スル建議案 山下 谷次君
- 私立學校令中改正ニ關スル建議案 山下 谷次君
- 提出者 山下 谷次君

- 高等學校令中改正ニ關スル建議案 山下 谷次君 提出者
- 用排水幹線改良事業費補助金ニ關スル建議案 提出者
- 建部 遜吾君 (以上七月八日提出)
- 一 議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ
- 自作農維持制定ニ關スル質問主意書 提出者
- 堤 康次郎君
- 滿蒙問題對支外交ニ關スル質問主意書 提出者
- 伯田 忠一君
- 政府經營ニ係ル森林伐採ニ關スル質問主意書 提出者
- 佐藤富十郎君 (以上七月五日提出)
- 議員ノ特權ニ關スル質問主意書 提出者
- 横山勝太郎君 鈴木富士彌君
- 米專賣制度ニ關スル質問主意書 提出者
- 谷原 公君 (以上七月七日提出)
- 樺太ニ於ケル官紀紊亂ニ關スル質問主意書 提出者
- 太田信次郎君 (以上七月八日提出)
- 一 今八日政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ
- 衆議院議員吉良元夫君提出海軍廢棄艦處分ニ關スル質問ニ對スル答辯書
- 衆議院議員植原悅二郎君提出米國ノ排日移民立法ニ關スル質問ニ對スル答辯書
- 衆議院議員加藤十四郎君提出日米問題解決ニ關スル質問ニ對スル答辯書
- 衆議院議員田崎信藏君提出文政ニ關スル質問ニ對スル答辯書
- 衆議院議員土井權大君提出農會監督ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員三善清之君提出航空事業ノ發達並其ノ擴張ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員菊池謙二郎君提出教育ノ改善擴張ニ關スル質問ニ對スル答辯書

海軍廢棄艦處分ニ關スル質問主意書  
右成規ニ據リ提出候也  
大正十三年六月二十八日

提出者 吉良 元夫  
贊成者 清水市太郎

外三十一人

海軍廢棄艦處分ニ關スル質問主意書

一 間ク所ニ依レハ華府會議ノ結果海軍廢棄艦トシテ處理スヘキ帝國軍艦ヲ近ク標的トシテ擊沈若ハ爆沈セムトスル計畫アリト其ノ詳細ノ内容如何

二 右廢棄艦ノ處分ハ華府會議條約履行上相當ノ處理ヲ爲スヘキハ勿論ノコトナレ共今之ヲ擊沈若ハ爆沈等ノ實驗ニ供用セムトスルノ趣旨如何

三 帝國ノ金城鐵壁トシテ尊敬信賴セル帝國軍艦ヲ假令實戰演習上幾分ノ必要アリトスルモ之ヲ自國ノ砲彈又ハ爆彈ヲ以テ擊沈又ハ爆沈セムトスルカ如キハ護國ノ眞精神ヨリ見テ甚タ悲ムヘキ結果ヲ將來ニ貽スモノナリト斷言ス海軍當局ノ所見如何

四 吾人ノ確信スル所ニ依レハ帝國現時ノ國狀ニ於テハ斷シテ右擊沈若ハ爆沈等ノ實驗用ニ供スルカ如キ手段ヲ執ルヘキ場合ニ非スト考フ海軍當局ノ所見如何

五 右廢棄艦處分トシテハ之ヲ競争入札ニ付シテ民間ニ拂下以テ解體分離シテ地金ト爲シ右條約履行ノ實ヲ舉クルコトハ頗ル穩當ノ處置ナリト信ス海軍當局ノ所見如何  
右及質問候也

大正十三年七月八日

內閣總理大臣 子爵加藤 高明

衆議院議長 谷義三

衆議院議員 吉良元夫君提出海軍廢棄艦處分ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員吉良元夫君提出海軍廢棄艦處分ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 諸實驗ノ内容左ノ如シ而シテ石見以下ニ對シテハ實驗ノ結果沈没ニ至ルモ止ムヲ得サルモノトシテ諸計畫ヲ進メツツアリ

艦名 實施時期 實驗種類  
土佐 五月 砲彈、魚雷、機雷、

石見 七月 爆彈及水中、空中防禦ニ關スル實驗

肥前 七月下旬 砲彈及魚雷ニ關スル實驗

安藝 八月下旬 射擊及彈丸ニ關スル實驗

二 世界大戰ニ於ケル實戰ノ教訓ト科學ノ進歩ト伴ヒ造船造兵ノ技術就中空

中、水中ニ對スル攻防施設ハ其面目ヲ一新シ又各種兵器ノ使用法ニ關シテモ顯著ナル進歩ヲナセリ之等ノ研究選擇ハ單ニ机上ノ思索又ハ平常ノ演習ニ留メス可成實戰ニ近キ狀況ニ於テ實驗スルコト極メテ緊要ニシテ英米佛ノ如ク最近實戰ノ經驗ヲ有スル國ニ在リテモ戰後廢棄艦等ヲ利用シ組織ニ實驗ヲ行ヘリ帝國ハ大正四年壹岐擊沈以來

實戰ヲ標的トシテ射擊セシコトナク特ニ其ノ必要ヲ痛感ス而シテ右實驗ハ艦艇ノ將來計畫並教育訓練改善ノ基礎ヲナスモノニシテ而モ此ノ機會ヲ逸シテハ再ヒ之ヲ求ムルコト頗ル困難ナリ

三 帝國ノ金城鐵壁トシテ國民ノ尊敬信賴セシ舊帝國軍艦ヲ諸般ノ實驗ニ供スルハ情ニ於テ忍ヒ難キモノアルモ翻シテ考フルニ之等ノ實驗ハ帝國海軍ノ造船、造兵技術並教育訓練ノ改良進歩ヲ促進スル一大動力ト爲ルモノニシテ其ノ成果ヲ以テ國防ニ貢獻スル所多大ナルモノナリト信ス又之等諸般ノ舊帝國軍艦ヲ除カルルニ當リ制規ノ儀禮ヲ以テセラレタルモノナルモ尙實驗中

沈没スルニ於テハ相當表敬ノ途ヲ講セムト欲ス

四 帝國ハ海軍軍備制限條約ニ依リ大正十四年二月十六日迄ニ廢棄艦ノ處分ヲ終ヘサルヘカラサル國際義務ヲ有ス依テ此機會ヲ利用シ其ノ若干隻ヲ標的トシ海軍將來ノ進歩ノ爲ニ重要ナル實驗ヲ施行セムトスルモノニシテ艦ヲ沈没セシメンカ爲ニ實驗ヲ行フニ非ララス

若シ今回實驗ヲ敢行セザラムカ將來實艦ノ得ルコト至難ナル狀況ニ鑑ミ我海軍艦船ノ計畫其ノ他カ机上ノ理論的研究ニノミ其ノ根據ヲ求メサルヘカラサルニ至リ他ノ列強ニ比シテ一籌ヲ輪サルニ至ラムコトヲ虞ル之レ今回實驗ヲ斷行セムトスル所以ナリ

五 各海軍工廠及舞鶴造船部工作部ハ各々廢棄艦一隻宛計四隻ノ解體ヲ擔當シ又他ノ廢棄艦三隻ハ確實ニ廢棄作業ヲ實施シ得ヘシト認ムル民間會社ヲ指定シテ競賣ニ付シ現ニ長崎及神戸ニ於テ解體中ナリ即チ廢棄艦中實驗用トシテ止ムヲ得サルモノノ外解體ノ處分ニ出テタルモノニシテ大體質問ノ趣旨ニ合致スルモノト信ス

右及答辯候也  
大正十三年七月八日  
海軍大臣 財部 彪

米國ノ排日移民立法ニ關スル質問主意書  
右成規ニ據リ提出候也  
大正十三年六月三十日

提出者 植原悅二郎  
贊成者 林田龜太郎  
外二十九人

米國ノ排日移民立法ニ關スル質問主意書  
米國ノ第六十八議會ニ於テ制定セラレタル移民法中排日移民ニ關スル條項ハ日米兩國ノ關係ニ重大ナル影響ヲ及ボスモノナリ而シテ其ノ成立ノ經過實施後ノ影響及之ニ對スル我カ政府ノ對策等之ヲ國民ニ明瞭ナラシメサルヘカラス此等ニ關ス

ル政府ノ所見果シテ如何  
右及質問候也  
大正十三年七月八日

內閣總理大臣 子爵加藤 高明  
衆議院議長 谷義三  
衆議院議員 植原悅二郎君提出米國ノ排日移民立法ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)  
衆議院議員植原悅二郎君提出米國ノ排日移民立法ニ關スル質問ニ對スル答辯書  
新移民法中排日移民ニ關スル條項ハ日米兩國關係ノ全般ニ影響スル所至大ニシテ政府ハ之ニ關聯スル諸般ノ事情ヲ成ルヘク國民ニ周知セシメムコトヲ期ス

一、新移民法成立ノ經過ハ之ヲ公表スルコトニ決定シ目下外務省ニ於テ其發表方著々準備中ナリ

一、右新移民法實施ノ主タル影響トシテハ、(イ)特定ノ資格、目的又ハ職業ヲ有スル者及再渡航者ヲ除クノ外日本人ノ入國ハ原則トシテ不可能トナリタルコト

(ロ)從來日本人カ呼寄又ハ同伴シ得ヘカリシ妻子父母ヲ呼寄セ又ハ同伴シ得サルニ至レルコト  
等ナルカ此等ノ點ハ新移民法第三條、第四條及第十三條ニ規定シアリ

一、新移民法ニ對スル我カ政府ノ對策トシテハ既ニ七月一日外務大臣ノ議會ニ於ケル演說中ニモ述ヘタル如ク政府ハ我カ抗議ヲ維持シ本問題ノ圓滿ナル解決ノ爲メ及フ限リ努力スルモノナリ如何ナル時期ニ於テ如何ナル方法ヲ以テスヘキヤハ最モ周到ナル注意ヲ以テ考量スヘキモノニシテ未タ具體的公表ヲナシ得ルノ時期ニ達セス

右及答辯候也  
大正十三年七月八日  
外務大臣 男爵幣原喜重郎

日米問題解決ニ關スル質問主意書  
右成規ニ據リ提出候也  
大正十三年七月一日  
提出者 加藤十四郎

贊成者 比佐 昌平 外三十三人

日米問題解決ニ關スル質問主意書

米國第六十八議會ニ於テ制定セラレタル移民法中排日的條項ノ存スル爲日米關係ニ重大ノ影響ヲ波及シツツアルハ何人モ遺憾トスル所ナリ就テハ此等ノ不祥ナル問題ノ發生ヲ一掃スル爲左ノ如キ根本的解決方法ヲ執ルノ要ナキカ即チ

一 本年五月三十一日付我カ政府ノ對米抗議ニ關スル六月十六日付米國政府ノ回答ハ要スルニ米國ハ移民ヲ制限スヘキ内國法制定ノ主權アルカ故ニ國際最上法タル日米對等條約トノ關係ニ於テモ何等ノ抵觸ヲ見ス一ト謂フニアリ我カ政府ハ斯ノ如キ重大ナル爭點ニ付對米再抗議ノ必要ヲ認メサルヤ

一 既ニ滿期トナレル現行日米條約ヲ改竊スルニ際シテハ其ノ序文中ニ又ハ第一條中ニ日米兩國關係ニ於テ相互的ニ無差別待遇及機會均霑ノ根義ヲ確定スヘキ一般ノ原則ヲ挿入スルノ意思ナキヤ一日米兩國間ニハ場合ニ依リ歸化條約ノ交換ヲ爲スノ要ヲ認メサルヤ

一 明治四十三年四月十三日法律第五十一號即チ外國人ノ土地所有ニ關スル件中第一條第一項及第二項ノ注文ハ北米合衆國人トノ關係ニ於テ適用不可能ノ缺陷アリト思惟セサルヤ果シテ該缺陷アリト自覺セハ右法律第五十一號ヲ適當ニ修正スヘキ必要ヲ認メサルヤ

右及質問候也

大正十三年七月八日

內閣總理大臣 子爵加藤 高明

衆議院議長 柏谷義三殿

衆議院議員 加藤十四郎君提出日米問題解決ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員 加藤十四郎君提出日米問題解決ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 本年六月十六日米國政府ノ回答ニ對シ政府ノ取ルヘキ措置ニ付テハ未タ發表ノ時期ニ達セズ

官報號外 大正十三年七月九日 衆議院議事速記第七號 議長ノ報告

一 政府ハ有ラユル場合ニ於テ各國トノ條約中ニ於テ入國、旅行、居住、産業、通商、航海等ニ關スル事項ニ付内國民待遇又ハ最惠國待遇ヲ確保スル方針ヲ採用シ來リ又將來出來得ル限り之ヲ維持スル意向ナルヲ以テ現行日米條約改竊ノ場合ニモ此方針ヲ以テ進ムヘキハ勿論ナリ

一 歸化條約ナルモノヲ日米兩國間ニ締結スルノ可否ニ付テハ茲ニ言明シ難シ一 政府ニ於テハ明治四十三年法律第五十一號外國人ノ土地所有權ニ關スル件ハ之ヲ改正スルノ必要ヲ認メ目下關係當局ニ於テ熱心ニ審議中ナリ

右及答辯候也

大正十三年七月八日

外務大臣 男爵幣原喜重郎

文政ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

大正十三年七月二日

提出者 田崎 信藏

贊成者 林田龜太郎

外二十九人

文政ニ關スル質問主意書

國家百年ノ經綸施設ニ關シテハ恐ラク文教ニ係ルモノヨリ重大ナルモノ非サルヘシ、而シテ我カ國ノ現狀ニ鑑ミ百般ノ施設改善刷新ヲ要スルト雖蓋一般ノ國民教育ニ關スル施設ノ改善ヨリ急務ナルモノナカルヘシ高等專門教育及中等教育ノ問題ハ姑ク措キ一般國民ノ向上發展ニ資スヘキ義務教育若ハ補習教育等ニ就テ見ルモ到底其ノ現狀ヲ以テシテハ我カ國民ヲシテ世界ノ大勢ニ順應シテ發展セシムル能ハス政府ノ之ニ對スル政策施設果シテ如何

右及質問候也

大正十三年七月八日

內閣總理大臣 子爵加藤 高明

衆議院議長 柏谷義三殿

衆議院議員 田崎信藏君提出文政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員 田崎信藏君提出文政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

ル質問ニ對スル答辯書

一般國民ノ向上發展ノ基本タルヘキ教育ノ現狀ニ就テハ相當改善ヲ要スルモノアリ就中師範教育ノ改善普通教育及補習教育ノ振興等ハ一日モ之ヲ忽ニスヘカラサルヲ認メ政府ニ於テハ之カ改善充實ノ方策ニ關シ目下調査中ニ屬ス

右及答辯候也

大正十三年七月八日

文部大臣 岡田 良平

農會監督ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

大正十三年七月二日

提出者 土井 權大

贊成者 林田龜太郎

外二十九人

農會監督ニ關スル質問主意書

去五月十日執行衆議院議員總選舉ニ際シ帝國農會會長大木遠吉ハ帝國農會ノ名ニ依リ一黨一派ヲ應援シ同農會ヲシテ政爭ノ渦中ニ投セシメタルニ對シ農會監督ノ任ニ在ル政府ハ其ノ行動ヲ是認スルヤ否ヤ

二 其ノ他農會監督ニ關スル政府ノ方針果シテ如何

右及質問候也

大正十三年七月八日

內閣總理大臣 子爵加藤 高明

衆議院議長 柏谷義三殿

衆議院議員 土井權大君提出農會監督ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

二 政府ハ成ルヘク農會ノ自治的發達ヲ希望シ居ルモ農會ノ行動力其ノ目的ノ外ニ逸脱シ法令ニ違反シ又ハ公益ヲ障害スルコトアルニ於テハ之ヲ取締リ農會ヲシテ其ノ進路ヲ誤タシメサルコトヲ期シツツアリ

右及答辯候也

大正十三年七月八日

農商務大臣 高橋 是清

航空事業ノ發達並其ノ擴張ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

大正十三年七月二日

提出者 三善 清之

贊成者 若尾幾太郎

外四十九人

航空事業ノ發達並其ノ擴張ニ關スル質問主意書

我カ航空事業ハ極メテ拙劣ニシテ歐米列國斯業ノ發達ニ比シテ天淵月離ノ差異アリ則チ我カ國防上ニ於テ一大缺陷ヲ痛感スルノミナラス平時ニ在テ空中輸送モ亦彼等ト比肩スル能ハサルコトヲ頗ル遺憾トス依テ之カ質問ノ要領ヲ左ニ掲ク

一 我カ航空事業ノ發達並擴張ヲ圖ル爲民間飛行機製造所ニ對シテ獎勵ノ目的ヲ以テ國庫補助ヲ爲スノ意思ナキヤ

二 飛行士ノ待遇改善ハ急務ニシテ之カ特ニ法律ノ制定ヲ爲シテ優遇スルノ意思ナキヤ

三 國際航空路及大ナル飛行場ノ設置モ亦急ヲ要ス速ニ設定スルノ意思ナキヤ

四 我カ飛行協會ハ曩ニ御下賜金五十万レハ充分活躍ヲ爲ス能ハス政府ハ毎年相當ナル國庫補助全ヲ交付シテ更ニ有力有效ナル協會ヲラシムルノ意思ナキヤ

五 航空ニ關スル諸般ノ研究ニ就テハ官民合同シテ國民の大研究所ヲ設置シ其ノ經費ハ國庫ノ負擔ト爲スノ意思ナキヤ

六 陸海軍及民間航空事業ニ供給スル平

時及戰時原油ノ貯藏如何  
 七 航空事業ハ陸海軍各自戰術上異同アリ隨テ特殊ノ機器又ハ作業ニ於テ區別スヘキハ當然ナルモ原料タル物資ノ研究又ハ其ノ購入或ハ航空路及飛行場管理其ノ他共通ノ事務ヲ放活ニスル爲行政上ノ統一ヲ圖リ内閣直屬ノ下ニ航空院ヲ設置スルノ意思ナキヤ  
 右及質問候也  
 大正十三年七月八日

内閣總理大臣 子爵加藤 高明  
 衆議院議長 粕谷義三殿  
 衆議院議員三善清之君提出航空事業ノ發達並其ノ擴張ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候  
 (別紙)

衆議院議員三善清之君提出航空事業ノ發達並其ノ擴張ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 政府ハ我カ民間航空事業ノ發達並擴張ヲ圖ルカ爲民間航空機製造所ニ對シ適當ナル獎勵方法ヲ講スルノ必要ハ之ヲ認ムルモ財政上ノ關係アルニ由リ右ニ要スル經費ノ支出ヲ得ルニ至ラハ成ルヘク速ニ適當ノ措置ヲ講スル見込ナリ  
 尙陸海軍ニ於テモ其ノ必要ヲ認メ豫算運用ノ範圍内ニ於テ所要飛行機ヲ成ルヘク國內民間航空會社ニ注文スルノ方針ヲ採リ以テ航空機製造工業ノ發達助長ニ努メツツアリ  
 二 政府ハ民間航空機操縦士ノ負傷殉職ノ際ニ於ケル保護ニ關シテハ夫々適當ノ方法ヲ講シツツアルモ尙其ノ待遇ヲ成ルヘク改善セムコトヲ期スルモ之カ爲特ニ法律ヲ制定スルヤ否ヤニ關シテハ考慮中ニ屬ス  
 陸海軍ニ於テハ航空加俸ノ支給ハ負傷殉職ノ際ニ於ケル保護及特別賜金ノ下附其ノ他若干ノ優遇法ヲ講シテ將來經費ノ許ス範圍ニ於テ之レカ改善ノ意圖ヲ有ス

三 政府ハ航空路施設(飛行場設備ヲ含

ム)ノ緊要ナルハ之ヲ認ムルモ之カ爲ニハ多額ノ經費ヲ必要トスルニ由リ財政ノ許ス限リ成ルヘク速ニ其ノ實施ヲ圖リ漸ク追テ本邦航空路ノ完備ヲ期セムトス  
 四 政府ハ帝國飛行協會ニ對シ其ノ事業ヲ補助スル爲從來毎年補助金ヲ支給シ來リタルカ今後ニ於テモ右方針ヲ繼續シ同協會ノ事業遂行上相當ノ援助ヲ爲ス見込ナリ  
 五 航空ニ關シテハ東京帝國大學ニ航空研究所ヲ置キ陸海軍方面ト十分ナル連絡ヲ取リ基礎的學理ニ關スル研究ヲ爲シツツアルノ外航空評議會ニ於テハ關係各省及民間ヨリ廣ク學識經驗アル者ヲ選任シテ評議員ニ充テ之カ研究ニ關シ重要ナル事項ヲ審議シツツアリ故ニ少クトモ航空ニ關スル基礎的學理ノ研究機關トシテハ別ニ現在ノ組織ヲ改ムルノ必要ヲ認メス

六 原油ノ貯藏ハ最モ重要ナル事項ト認ムルモ我國現下ノ狀態ニ鑑ミ戰時所要ノ油類ヲ準備スルニハ莫大ノ經費ヲ要スルヲ以テ各方面ヨリ最モ有利ナル方法ニ就キ研究中ナリ  
 七 航空行政機關ノ統一ニ就テハ當局ニ於テモ之カ研究中ニシテ民間斯道ノ獎勵指導等ハ已ニ航空局ニ於テ統一セラレアルモ一般器材ノ製造及研究機關ノ統一ハ陸海軍民間共ニ各々其ノ用途ニ從ヒ要求スル所異ナルノミナラス本邦ノ如ク陸海軍航空技術ノ個々ニ發達セル狀態ニ於テハ其ノ實施ニ就キ幾多困難ノ事情アリテ慎重審議中ナリ  
 右及答辯候也  
 大正十三年七月八日

遞信大臣 犬養 毅  
 陸軍大臣 宇垣 一成  
 海軍大臣 財部 彪  
 文部大臣 岡田 良平  
 教育ノ改善擴張ニ關スル質問主意書  
 右成規ニ據リ提出候也  
 大正十三年七月二日  
 提出者 菊池謙二郎

贊成者 川口 義久 外三十三人  
 教育ノ改善擴張ニ關スル質問主意書  
 加藤内閣總理大臣ノ施政演說中教育ノ發展ヲ認ムルコトヲ一言セラレタルモ其ノ改善擴張ニ關シテハ何等言及スル所ナシ  
 政府ハ教育ノ現狀ヲ以テ満足スルカ若満足セストセハ如何ニシテ之カ改善擴張ヲ圖ラムトスルカ若其ノ企圖ヲ實行セムトセハ財政緊縮ノ方針ト一致セサルコトナキハ政府ノ所見如何  
 右及質問候也  
 大正十三年七月八日  
 内閣總理大臣 子爵加藤 高明  
 衆議院議長 粕谷義三殿  
 衆議院議員菊池謙二郎君提出教育ノ改善擴張ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候  
 (別紙)

衆議院議員菊池謙二郎君提出教育ノ改善擴張ニ關スル質問ニ對スル各答辯書  
 政府ハ教育ノ現狀ニ對シ満足スルモノニ非ス之カ改善擴張ニ關シテハ常ニ留意ヲ怠ラサル所ニシテ中央並ニ地方ニ於ケル財政ノ狀況ニ照シ緩急其宜ヲ制シ之カ方策ヲ實施セントス  
 右及答辯候也  
 大正十三年七月八日  
 文部大臣 岡田 良平

一 去五日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ  
 (第四號)大正十三年度歲入歲出總豫算追加案  
 (左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)  
 一 昨七日衆議院規則第十五條但書ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ左ノ如ク變更セリ  
 二 五三 村上紋四郎君  
 四一三 青木知四郎君  
 一 今八日衆議院規則第十五條但書ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ左ノ如ク變更セリ  
 五三 港增 庸一君

北海廳土木部長 古宇田 昌  
 大藏書記官 中島 鐵平  
 大藏省所管事務政府委員被仰付  
 司法省參事官 三宅正太郎  
 大藏省所管事務政府委員被仰付  
 司法省參事官 三宅正太郎  
 一 去五日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如ク小作調停法案

- |           |        |
|-----------|--------|
| 高田 軒平君    | 岡本實太郎君 |
| 俵 孫一君     | 山本 勝次君 |
| 山田 助作君    | 佐藤富十郎君 |
| 青木知四郎君    | 齋藤 隆夫君 |
| 田中 萬逸君    | 金田平兵衛君 |
| 牧野 良三君    | 福井 甚三君 |
| 中林 友信君    | 大塚 唯男君 |
| 津崎 尚武君    | 小島 善作君 |
| 熊谷 直太君    | 山本悌二郎君 |
| 堀切善兵衛君    | 宮本 逸三君 |
| 佐々木文一君    | 土屋清三郎君 |
| 中村 清造君    | 松山兼三郎君 |
| 山口 政二君    | 湯淺 凡平君 |
| 馬場 義興君    |        |
| 砂防法中改正法律案 |        |
| 寺島 權藏君    | 高橋元四郎君 |
| 谷口源十郎君    | 石原正太郎君 |
| 吉木 陽君     | 陣 軍吉君  |
| 竹原 樸一君    | 今井 健彦君 |
| 石坂 豐一君    |        |
| 國籍法中改正法律案 |        |
| 石川安次郎君    | 齋藤 隆夫君 |
| 柏田 忠一君    | 河崎 清君  |
| 中村 嘉壽君    | 飯村 五郎君 |
| 高井 商二君    | 西園竹二郎君 |
| 植原悦二郎君    |        |

特別都市計畫法中實施期ニ關スル法律案

中原徳太郎君 平沼 亮三君

加藤 鯛一君 鳩山 一郎君

土屋 興君 田邊 七六君

瀨沼伊兵衛君 永田新之允君

秋田 清君

小樽港鐵道省第二期工事速成ニ關スル建議案外一件

山本 厚三君 太田信治郎君

近藤重三郎君 宮崎松太郎君

栗林 五朔君 石原正太郎君

志賀和多利君 西方 利馬君

井上 利八君

奎鷄勸業年金令改正ニ關スル建議案外一件

三橋四郎次君 中野 寅吉君

杉浦 武雄君 熊谷五右衛門君

中林 友信君 古川 清君

榊原 經武君 平井光三郎君

土井 權大君

大學令中改正ニ關スル建議案

武内 作平君 廣瀬 徳藏君

沼井氏次郎君 沼田嘉一郎君

森田 政義君 嶋居 哲吾君

山下 谷次君 山本 慎平君

山本 芳治君

一去六日常任委員補選結果ノ如シ

第四部選出 神田正雄君 (小山松壽君補選)

豫算委員 山田道兄君 (室木彌次郎君補選)

第四部選出 山田道兄君 (室木彌次郎君補選)

豫算委員 中山貞雄君 (櫻内幸雄君補選)

第六部選出 關

一昨七日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

小作調停法案(政府提出)委員

理事 齋藤 隆夫君 田中 萬逸君

湯淺 凡平君 松山兼三郎君

中村 清造君

砂防法中改正法律案(政府提出)委員

理事 高橋元四郎君

委員 今井 健彦君

國籍法中改正法律案(植原悦二郎君外二名提出)委員

委員

特別都市計畫法中實施期ニ關スル法律案

(高木益太郎君提出)委員

委員長 植原悦二郎君

理事 飯村 五郎君

特別都市計畫法中實施期ニ關スル法律案

(高木益太郎君提出)委員

委員長 田邊 七六君

理事 中原徳太郎君

小樽港鐵道省第二期工事速成ニ關スル建議案(山本厚三君外六名提出)外二件委員

委員長 山本 厚三君

理事 志賀和多利君

奎鷄勸業年金令改正ニ關スル建議案(三木武吉君外三名提出)外二件委員

委員長 古川 清君

理事 中野 寅吉君

大學令中改正ニ關スル建議案(武内作平君外十一名提出)委員

委員長 山本 芳治君

理事 嶋居 哲吾君

一昨七日小作調停法案委員牧野良三君、福井甚三郎君辭任ニ付其ノ補選トシテ丹下茂十郎君、森田政義君ヲ、砂防法中改正法律案委員谷口源十郎君辭任ニ付其ノ補選トシテ石塚三郎君ヲ執レモ議長ニ於テ選定セリ

○副議長(小泉又次郎君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、諮問事項ガアリマス、第八部選出決算委員、松實喜代大君ヨリ常任委員辭任ノ申出ガアリマシタ、許可スルニ御異議アリマセカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メ許可致シマス、其部ノ諸君ハ速ニ補選選舉ヲ行ヒ、議長マデ御届アラントヲ望ミマス、諸君ニ御諮リヲ致シマス、去ル五日ノ本會議ニ於テ、志賀和多利君ヨリ田淵豊吉君ヲ懲罰委員ニ付スルノ動議ガ提出サレマシタ、又野村嘉六君ヨリ田淵君ニ對スル不穩當ノ言辭ノ取消ヲ求ムル發議ガアリマシタノデアリマス、當時田淵君ハ不在デアリマシタカラ、志賀君ノ動議ハ議長ニ於テ之ヲ保留致シテ置キマシタ、只今田淵君ガ御著席デアリマスカラ、右ノ件ヲ議題ニ致シタイト思ヒマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガナケレバ右ノ件ヲ議題ト致シマス、野村嘉六君

○野村嘉六君 只今議長カラ御報告ガアリマシタ田淵君ガ此席ニ著席シテ居ラレマス五日ノ本議場デ只今議長ニ於テ御述ニシタ通り、田淵君ノ演說中ニ、議長ニ對シテ厚顔無恥ト云フコトヲ發セラレタノデアリマス、此事ハ不穩當デアリマスカラシテ、志賀和多利君カラ懲罰ノ動議ヲ提出サレマシタ、サリナガラ當時田淵君ハ此席ニ居ラレナカッタノデアリマスカラシテ、一應田淵君ニ對シテ其不穩當ノ言ヲ取消サレタ方ガ宜シイダラウト云フ考カラ、私ハ其時ニ其言ヲ申シタノデアリマス、併シ其時ニハ居ラレマセナカッタガ、今幸ニ著席シテ居ラレマスカラシテ、ドウカ此不穩當ナル議長ニ對スル厚顔無恥ト云フコトヲ、御取消ニシテハ如何デアラウカ、此點ヲ田淵君ニ申上ゲルノデアリマス

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君、只今野村君カラ御聽キノ通りノ要求ガアリマス、御取消ニナリマスカラ、成ベクハ御取消アラントトフ希望致シマス

○田淵豊吉君 取消シテモ宜シイ、取消サヌデモ宜シイガ、取消サヌ方ガ宜シイト思ヒマス

〔登壇々々〕登壇ヲ要セズ、取消スベシ、常套語ダト呼フ者アリ

〔田淵豊吉君登壇〕

○田淵豊吉君 諸君、私五日ノ日ニ此演壇ニ立テマシテ、私自身及議員ノ事ニ付キマシテ私ノ意見ヲ陳述シマシタノデアリマス〔聞エナイ〕高聲ニ願ヒマスト呼フ者アリ其點ニ付キマシテ私カラモ一身上ノ辯明ヲ致シタイト思フ折柄デアリマス、先ヅ只今ノ私ノ演說中ニ起リテ折柄デアリマス、テ、次ニ私ハ一ツ附加ヘテ諸君ノ御清聴ヲ御願ヒシタイト思フノデアリマス、ドウカ嚴肅ナル問題デゴザイマスカラシテ、靜肅ニ御清聴アリタイイコトヲ、謹ンデ私カラ諸君ニ御願ヲ致スヤウナ次第デアリマス〔簡單ニ取消スベシ〕言ヲ左右ニ托スヘカラズト呼フ者アリ私カラ見マスカラ順序ガ

傾倒致シテ居ルヤウニゴザイマスカレドモ、取消シノ事ガ先ニ出マシタカラ、此順序ヲ傾倒致シマシテ、先ヅ取消ノ點カラ私述ベル、私ガ只今前ニ申シマシタ如ク、野村嘉六君カラ御願ヒガ、御願ヒデヤナイガ、サウシテハドウカト云フ御話デアアル、又副議長カラモ、即チ今ノ議長カラモサウ云フ御話デアアル、私カラ見マスカラ厚顔無恥ト云フ言葉其モノニ何等事實ガアルノデナイ、厚顔無恥ト云フノハ、一形容詞デ支那人ガ使フタモノヲ此々吾々ガ使フタノデアアル、故ニダ、此言葉ヲ取消スト云フコトハ實ニ樂ナ事デアアル、故ニ大キナ意味カラ申セハ取消シテモ宜シイ、又取消サヌデモ宜シイ、唯、諸君ノ御考ヲ忖度スルヤウナ點カラ考ヘマスカラ、取消サナイト云フコトガ適當ナル所ノ、日本議員トシテ適當ナル行動デアアルト云フコトヲ私ハ固ク信ズルノデアリマス〔拍手〕取消サナイノカト呼フ者アリ私ハ取消サナイノ理由ニ付テ、アトヲ言フ必要ナシ、懲罰々々ト呼フ者アリ靜肅ニ御聽キヲ願ヒタイ〔懲罰〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君……

○田淵豊吉君(續) 簡單ニ述ベマス――副議長カラ今取消シニナルカ、ナラヌカヲ簡單ニヤレト云フコトデアリマスカラ、極ク簡單ニ言ヒマス〔聽ク必要ナシ〕ト呼フ者アリ

〔私ハ私ハ取消サナイノ澤山〕ト呼フ者アリ

此議場ニ於テ刑事上ノ罪人ノヤウナ行動ヲ致シタ所ノ議長デアアルカラ、監獄ニ繋ガレナケレバナラス人デアアルカモ知レヌケレドモ、吾々ハ厚顔無恥ト云フ言葉デ慄エテタコトヲ諸君ハ知ラナイノデアアル、諸君、七月ノ今日マデ田淵豊吉ハ神聖ナル議員トシテ、胸ヲ突カレテ今日尚ホ苦シンデ居ルノニ、彼ハ未ダ陳謝スルコトヲ知ラナイデ、一月ノ議場ニ於テ突イタ事ハナイトカ、アノ混亂ノ場合ダカラトカ、突ク意思ガ無カッタトノ三點ヲ述ベタノミデアアル、諸君ハ私ニヤカマシク言フ前ニ、議長ヲシテ此所デ陳謝セシムル、ソレガ議場ノ神聖ヲ保

○副議長(小泉又次郎君) 志賀君ノ動議ハ  
定規ノ贊成ガアリマスカラ採決致シマス、  
志賀君ノ動議ニ贊成ノ方ハ起立ヲ請ヒマ  
ス  
〔贊成者起立〕  
○副議長(小泉又次郎君) 起立多數、確定、  
田淵君ヲ懲罰ニ付シマス——本日日程ニ掲  
ゲタル質問ハ、總テ政府ヨリ答辯書ヲ受領  
致シテ居リマス、右ニ依リ、日程ヨリ之ヲ省  
クコトニ致シマス、右ニ對シテ意見ノ申出  
ガアリマス、之ヲ許可致シマス——加藤十  
四郎君

日米問題ノ解決ニ關スル質問ノ答辯ニ對  
スル加藤十四郎君ノ意見  
○熊谷直太君 議長  
○副議長(小泉又次郎君) 熊谷君何デアリ  
マスカ  
○熊谷直太君 小作調停法案ノ委員會ヲ開  
キタイト思ヒマス  
○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス  
〔加藤十四郎君登壇〕  
○加藤十四郎君 私ハ日米問題解決ニ關ス  
ル質問ヲ說明致シマス、米國ノ第六十八議  
會ニ於テ制定セラレタル所ノ新移民法中ニ  
ハ排日條項ヲ包含スルニ至ラズ、何人モ非  
常ニ遺憾トスル所デゴザイマス、併ナガラ  
斯ウ云フ事件ヲ惹起スルコト云フコトハ、其  
所ニ之ヲ惹起スル餘地アル所ノ缺陷ガアル  
カラデアリマス、ソレ故ニ此缺陷ヲ除去ス  
ルト云フコトガ急務デゴザイマスカラ、此  
質問ヲ提起シタ所以デゴザイマス、其第一  
ノ質問ト云フノハ斯様デゴザイマス、本年  
五月三十一日、我が政府ノ對米抗議ニ關ス  
ル六月十六日附米國政府ノ回答ハ要スルニ  
「米國ハ移民ヲ制限スヘキ内國法制定ノ主  
權アルガ故ニ國際最上法タル日米對等條約  
トノ關係ニ於テモ何等抵觸ヲ來サス」斯ウ  
云フ點デアリマス、我が政府ハ斯ノ如キ爭  
點ニ付テ、對米再抗議ノ必要ヲ認メザルヤ  
ト云フノガ此質問ノ趣意デゴザイマス、ソ  
コデ理由ノ第一、米國政府ノ回答中ニ新移  
民法第十三條ノC項ハ歸化權ナキ所ノ總テ

○副議長(小泉又次郎君) アナタノハ……  
○田淵豐吉君(續) 簡單ニヤリマス——諸  
君、此處デ爭フコトハ、固ヨリ適當  
トハ信ジマスケレドモ、諸君ガサウ云フ御  
意嚮ナレバ私ハ敢テ多クハ言ヒマセヌ、今  
日議長ハ非常ナル私ニ刑事上ノ罪人ガスル  
ヤウナ行動ヲ致シナガラ、言ヲ左右ニ託シ  
テヤラナイト云フコトハ厚カマシイコト  
デ、免レテ恥ナシト云フ日本ノ言葉ニ該當  
スル爲ニ、厚顔無恥ノ徒デアルト斷言シテ  
憚ラスノデアリマス、第二ニ付テハ——懲  
罰ニ付セラレテ諸君ガ除名セラル、ヤウナ  
コトヲヤラレルカ知ラスガ、私ハ其場合ニ  
於テ述ベマスカラ、此ニハ議事進行ヲ妨ゲ  
マスカラ申シマセヌ、第二ニ付テハ田中萬  
逸君ノコトニ付テ、一身上ノ事ニ付テ申シ  
マス(問題外)ト呼フ者アリ)

ノ外國人ニ等シク適用セラル、モノナリト  
米國ノ方デハ稱シテ居ル、總テトカ等シク  
トカ云フ形容詞ヲ使テ居リマシテ、外見上  
ハ公平ヲ裝フヤウデゴザイマスガ、決シテ  
公平デハゴザイマセヌ、何故カト云フト米  
國ノ追加憲法ニハ、白人ト黑人ニハ歸化權  
アリトシ、又支那人ニ對シテハ、支那人排  
斥法ナルモノガアッテ、歸化權ナキ旨ヲ明カ  
ニシテ居リマス、故ニ此C項ニ記載シテ居  
ル歸化權ナキ外國人ト云フモノハ、取モ直  
サズ日本人ニ適用スルコトヲ主眼トシテ居  
ルモノデアリマス、即チ敵本主義トシテ拵  
ヘタ法律デアリマス、デ結局斯ノ如キコト  
ヲ日本ト云フノハ、此法律ニ於テ、明文ヲ  
以テ日本人ニ歸化權ナシト云フ文字ヲ使  
テ居ナイノデアル、ケレドモ歸化權ナキ外  
國人ト云フコトガ、日本人ニ當ルト云フコ  
トヲ意味シテ居リマシテ、非常ニ困難ナル  
事件ヲ生ジテ居ルノデアリマス、所デ米國  
ハ抑、何ガ故ニ日本人ヲ目シテ歸化權ナキ外  
國人トスルカ其根柢ハ何處ニ在リマスカ、  
米國ノ憲法ニモ、米國ノ法律ニモナイ、如  
何ナル點ニ於テモ、日本人ニ歸化權ナシト  
云フ明文ハ決シテナイノデアル、斯ノ如ク  
憲法ニモ法律ニモ日本人ニ歸化權ガナイト  
云フ文言ガナイ以上ハ、何故ニ米國ノ裁判  
所ハ、解釋上ニ於テ日本人ニ歸化權ナシト  
スルノデアリマセウカ、裁判所ノ判決ハ憲  
法若クハ法律ニ基クモノデアアル、然ルニ憲  
法ニモ法律ニモ基カズシテ下シタル判決ノ  
誤レルコトハ多言ヲ俟タヌノデゴザイマ  
ス、然ラバ米國ノ裁判所ガ何故ニ斯ノ如キ  
判決ヲ下シタカト云フト、是ハ憲法ニ基ク  
デモナシ、法律ニ基クノデモナイケレドモ  
ガ、斯ノ如ク思ウテ居ル、此米國ノ判決例  
ノ理由ハ「モンゴリアン」人種タル支那人ニ  
歸化權ガナイト云フコトハ、米國ノ法律ニ  
於テ明記サレテ居ル、所デ日本人ハ人種ト  
シテハ「モンゴリアン」ニ屬スル、ソレ故ニ  
日本人ハ支那人ト等シク歸化權ナシトスベ  
キナリ、斯ウ云フコトニナッテ居リマス、併  
ナガラ是ハ三段論法ヲ誤ラタモノデアアル、  
間違、タ論理式デゴザイマス、其故ハ凡ソ國

○志賀和多利君 先日ノ私ノ動議ハ、今日  
若シ田淵君ガ誠意アル取消ヲスレバ撤回ス  
ル積デアリマシタガ、只今壇上ニ於テ再ビ  
懲罰事犯ヲ重スルガ如キ態度ヲ以テ、友誼  
アル同僚諸君ノ勸告ニ應ゼラレヌニ至ッテ  
ハ、懲罰委員ニ付スルコトヲ極メテ適當ナ  
リト信ズルノデアリマス  
〔拍手起リ〕ノウ——ト呼フ者アリ)

際條約ノ主體タリ得ルモノハ何デアアルカト  
云フト、最高契約對手タル國家ト國家ノ間  
デアアル、民族ト民族ノ關係デナイノデア  
アル、何故カト云フト、民族若クハ人種ナル  
モノハ擬制法人トシテ國際關係ノ主體タル  
ベキ資格ガナイモノデアアル、既ニ民族又ハ  
人種ナルモノガ國際關係ノ主體タリ能ハザ  
ル以上ハ、何ヲ以テ國際關係ノ主體タル國  
家ヲ拘束スルノカガアルカ、是位ノコトハ法  
律觀念ノアル者ハ分ル筈デアアル、況ヤ米國  
ノ判決ハ少シモ其憲法上及法律上ニ何等明  
文ノ根據ヲ有シナイ、況ヤ彼ハ日本人ヲ稱  
シテ「モンゴリアン」人種ノ一ナリト言フケ  
レドモ、此事ニ付テハ世界ノ學說ガ、確定  
的ニ未ダ日本人ヲ以テ「モンゴリアン」ナリ  
ト決定シタモノハナイ、即チ議論ノ前提ニ  
於テ誤ラテ居ルハナイカ、是ヲ以テ之ヲ觀  
レバ新移民法第十三條ノC項ハ米國ノ内國  
法ノ真相モ又國際法理ノ真相モ顯ミズ、國  
際禮儀ヲ忘却シ、正義人道ヲ無視シ、只、  
日本人ヲ排斥センガ爲ニ、排斥セントスル  
爲ニ作ラタ條項デアアルト云フコトハ、昭々ト  
シテ明白デハゴザイマセヌカ(朗讀セヨ)  
ト呼フ者アリ)日米問題ヲ議スルニ當テ嘲  
笑スル如キハ國家ノ選良トシテ恥ル 次ノ  
理由ト云フモノハ、米國ノ——(提燈持)ト  
呼フ者アリ)提燈持デハナイ、米國政府ノ  
回答ノ中ニ斯ウ云フコトヲ言テ居ル(各國  
ノ版圖内ニ於ケル移民ノ制限及取締カ  
國家固有ノ主權ニ屬スルコトハ寧ロ日本政  
府ノ明ニ承認サル、所ニシテ、日本政府ニ  
於テモ外國人移入許否其領土内ニ於ケル定  
住ノ條件及場所等ノ決定上適宜此權能ヲ行  
使シ得ルモノト信ゼラレ居ルデハナイカ)  
斯ウ言ウテ居ル、是ハ勿論此事タルヤ、内  
國法ノ場合ハ何デモナイノデアアル、如何ナ  
ル國家ト雖モ、移民制限及取締上ニ付テ、  
ソレト一定ノ制限及條件ヲ附スベク、各  
内國法制定ノ主權アルハ申スマデモナイノ  
デアリマス、併ナガラ日本ハ未ダ曾テ如何  
ナル條約國ニ對シテモ、人種ノ僻見ヲ米國  
ノ如クニ基礎トシテ制定シタ内國法ハ有シ  
テ居ナイノデアリマス、又日本ノミナラズ、

歐洲文明國ニ於テモ左様ナ差別的ヲ有スル  
内國法ハナノイデアアル、然ルニ獨リ米國ノミ  
ガ白人ニ對スル場合ニ反シテ、日本人ニ對  
シテ人種僻見ニ基ク待遇ヲ爲スノハ何ノ理  
ニ基クカ、白人同様何故ニ日本人ヲ待遇セ  
ザルヤ、米國ノ憲法若クハ法律ノ如何ナル  
箇條ニ依リテ斯ノ如キ「デスクリミネット」  
スル權利ガアルカ、ナイデハナイカ、諸君  
ガ若シサウ云フ法律カ、憲法ガアルト云フ  
ナラバ明カサレタイ、無イデハナイカ、諸  
君ハ米國法ヲ知ルマイ、反言スレバ日米兩  
國ノ關係ハ對等ナル(私語スルモノアリ)日  
米條約ノコトニ付テハ、モウ少シ靜聽シテ  
サイ、兎ニ角日米兩國ノ關係ハ對等ナル國  
際主體トシテノ國家關係ナルニ、何ガ故ニ  
人種的僻見ヲ基礎トシテ差別的待遇ヲ結付  
ケルノ權利ガアルカ、是ニ至リテ米國法ノ不  
公平、不條理ト云フコトハ明カニ白テハゴ  
ザイマセヌカ、サウ云フ「ノンセンス」的  
ノ「ノー」トカ「ヒヤ」トカ云フコト  
ハイケンイ、是位ノ事ガ分ラヌカ、理由ノ第  
三ハ、米國政府ガ普通ノ事柄ニ對シテナラ  
バ如何様ニモ勝手ニ内國法ヲ制定スル主權  
アルト云フコトハ言フ俟タヌ、併ナガラ最  
惠國約款ヲ存スル所ノ日米條約ハ、日米兩  
國間ノ國際最上法デアリマス——國際ノ最  
上法デアル、此國際最上法ヲ内國法ヲ以テ  
何ガ故ニ凌駕シ之ヲ侵犯スルコトガ出來ル  
カ、是ガ理由ノ第三デアル、ソレカラ理由  
ノ第四ハ米國政府ハ曰ク、米國議會ノ行為  
ト云フモノハ、米國行政部ニ對シテ命令的  
ニシテ、法律ニ表明セラレタル所ノ議會ノ  
意思ヲ遂行スルニ當リ、行政部ハ其裁量ヲ  
以テ之ヲ取捨スルノ自由ヲ有セズト云フコ  
トヲ理由ニシテ居リマス、併ナガラ斯ノ如  
ク稱スルモ、是モ内國法のノ關係ノミノ場  
合ナラバ諒トスルニ足ルデゴザリマセウ、  
併ナガラ米國立法部ノ行為ト云フモノハ、  
自國ノ行政部ヲ驅リテ對外條約マデヲモ  
躡スベク命令スルノ權利ガ何處ニ在ルカ、  
即チ米國ノ行政部ト云フモノハ内國の立法  
ノ故ヲ以テ、對外條約上ノ責任ヲ回避スル  
ト云フコトノ理由ニスルコトハ出來ナイ、

又元來此米國政府ガ其回答中ニ行政部ト云  
フ言葉ヲ用ヒタルハ間違ヒノ初マリ、何故  
カト云フト此米國政府ハ三權分立ノ一タル  
米國行政部トシテ資格ヲ以テ、我國ニ回  
答スベキモノデハナイノデアアル、即チ米國  
全體ヲ代表スル所ノ資格ヲ以テ我ニ接シナ  
ケレバナラヌノデアアル、然ルニ米國ハ此内  
部ノ法制ノ關係ノ故ヲ以テ、對外關係ニ對  
シテノ言譯ヲスルト云フコトハ、實ニ根據  
ヲ缺クノ甚キモノデハゴザイマセヌカ、  
述ベ去リ述ベ來、テ此ニ至レバ、米國ノ回答  
ハ實ニ堅白異同ノ詭辯ヲ弄スルモノデア  
ル、全然根據ナキ所ノ、薄弱ナル所ノ曲解  
デアル——理由デアアル、唯々惜ムラクハ清  
浦内閣ノ前ノ抗議ト云フモノハ、必ズシモ  
不出來デハナイ——不出來デハナイガ其結  
論ノ所ニ至リマシテ、内國法ノ主權ヲ認ム  
ルモ云々ト云フ、ソレガ第二ニ至ルマデ元  
ノ文章ト云フモノハ非常ニ軟弱ニ流レテ居  
ルノデアアル、軟弱ニ流ル、ガ爲ニ、所謂鞭  
長クシテ馬腹ニ及バザルノ感アルヲ遺憾ト  
スルノデアアル、ソコデ我ガ政府ハ一層有力  
ナル抗議ヲ提起シテ、サウシテ世界列國環  
視ノ中ニ、我ガ日本政府ノ理由ノ正當ナル  
所以ヲ明カニシテ、以テ先ヅ此議論ニ於  
テ處理ヲセシメナケレバナラヌノデアアリ  
マス、サウシテ彼ノ米國政府ヲシテ雖然  
トシテ自己ノ苛責ニ攻メラレテ、遂ニ良  
心ニ立返シテ、サウシテ我國ノ抗議ニ聽  
クト云フヤウナ段取ニ達スルヤウニ、有  
力ナル抗議ヲ提起スルノ御考ハ我ガ政府  
ニ在リヤ否ヤト云フコトヲ問フノガ、此實  
問ノ趣意デゴザイマス、ソレカラ質問  
ノ第二ハ、既ニ滿期トナッテ居ル所ノ現行  
日米條約ト云フモノハ、之ヲ改訂スルニ  
當リ、其條約ノ序文中ニカ、又ハ其第一條  
中ニ、日米兩國關係ニ關スル點ニ於テ相  
互のニ無差別待遇、機會均等ノ一大根義  
ヲ其中ニ挿入スルノ必要ヲ認メラレヤ否  
ヤト云フノガ此質問ノ趣意デアリマス、其  
理由ハ斯ウデアアル、此米國ノ憲法ト云フモ  
ノハ中央政府、即チ「フエデラルガパーメ  
ント」ニ總テノコトニ付テ一切ノ權限アリ

トハシテ居ナイノデアアル、憲法ニ於テ中央  
政府ニハ斯ク々々ノ權限アリトシテ、列舉  
的ノ之ヲ記載シテアルノデアアテ、ソコデ  
其中央政府ノ列舉セル權限ノ事項ニ洩レタ  
ル事項ハドウスルカト云フト、米國ノ憲法  
トシテハ、州若クハ人民ニ其主權ヲ留保ス  
ルコト、ナッテ居ル、ソコデ米國ノ州ニ於  
テハ、或ル事件ニ付テハ勝手ニ法律ヲ拵ヘ  
ル權利ガアルノデアアル、ソレ故ニ中央政府  
ノ法律ハ、州ノ法律ト往々矛盾衝突スル  
コトハ免レヌコトガアルノデアアル、隨テソ  
レガ排日問題ノ根據ヲ爲スコトガ、往々ニ  
シテ珍ラシイコトハナイ、即チ桑港學童問  
題ガ其一ツデアアル、加州土地法ノ如キモ其  
ノ法律ヲ除去スル途ヲ立テナケレバナラ  
ヌ、併ナガラ米國ノ如ク不統一ナル法律ヲ  
有スルモノニ向テハ、是ハ如何トモスル  
コトガ出來ナイカラシテ、之ヲ防止スル唯  
一ノ途ハ、國際最上法ノ條約ヲ完全ナラシ  
ムルヨリ他ハナイノデアアリマス、ソコデ此  
條約ノ序文若クハ第一條ニ於テ、無差別待  
遇、機會均等ノ一大根義ヲ挿入スルノ必要  
ヲ政府ニ於テハ認メラレナイノデアアラウ  
カ、是ガ質問ノ第一ノ理由デアリマス、ソレ  
カラ第三ノ點、此日米兩國間ニハ場合ニ依  
リ歸化權條約ヲ交換スルノ必要ヲ認メラレ  
ザルヤ、是ガ第三點デアリマス、由來此米  
國ノ排日立法ノ伏魔殿ハ何レノ點デアアル  
カト云フト、彼等ハ歸化不能ノ外國人ナル  
コトヲ、日本人ニ適用スル點ニ在ルノデア  
リマス、ソレデソレヲ防グ途ヲ講ズルノガ  
急務デアアル、我國ノ歸化法ニ對スル我國ノ  
國籍法ハドウナッテ居ルカト云フト、其第  
七條ヲ以テ一定ノ條件ヲ定メ、其條件ニ合  
格スルモノハ、如何ナル國人ト雖モ入國ヲ  
許スト云フコトニナッテ居リマス、ケレド  
モ米國ノ歸化法ハサウデナイ、殊ニ日本人  
ニ於テハ非常ニ毛嫌ヒスル傾ガアルノデア  
リマスカラシテ、其點ニ於テモ非常ニ日本  
人ノ不利益ハ甚大ナモノガアリマス、ノミ  
ナラズ屬人主義ニ傾ケル所ノ我ガ日本ト、  
屬地主義ヲ原則トスル米國間ニハ國籍問題

ニ於テモ其處ニ色々ノ衝突的事件ヲ惹起ス  
ベキ餘地ガアルノデアアル、之ヲ除去スルコ  
トガ必要デゴザイマス、ソコデ之ヲ除去ス  
ルニハドウスルカト云フト、此日米兩國間  
ニ歸化條約ヲ締結致シマシテ、此兩國人民  
ト云フモノハ、相互のニ歸化ノ可能ナル所  
以ノ原則ヲ確定シナケレバナラヌノデアアリ  
マス、サウスレバ米國ノ排日問題モ其跡ヲ  
絶ツト云フ段取トナルノデゴザイマセウ、  
灰カニ問ク所ニ依レバ眼一世ニ高ク、蓋世  
ノ政治家トシテ知ラレタル所ノ彼ノ「ルー  
ズウェルト」氏ガ、彼ノ桑港學童問題ノ時  
ニ當リマシテ思ヘラク、斯ノ如キ問題ヲ除  
去シ、根本的ニ防止セント欲スルナラバ、  
日米兩國間ノ歸化條約デモ締結スルノ外ハ  
ナイ、斯ウ云フヤウナ考ヲ持タレタサウデ  
アリマス、而シテ其意味ヲ以テ當時ノ駐米  
大使青木子爵ニ助言サレタノデアアル、駁米  
傲岸ニシテ不屈、而モ古キ頭ノ持主タル所  
ノ青木子爵ハ、忠勇ナル所ノ日本臣民ヲ米  
國ノ養子ニヤルヤウナ條約ヲ交換スルコト  
ハ絕對ニ御斷り申スト云フコトヲ言フサ  
ウデゴザイマシテ、到頭其事ガ御流レニナ  
タノデアアル、サウ云フ風ニ米國ノ有力家ヨ  
リシテ、非常ニ機會均等ノ端緒ヲ開クコト  
ヲ提言スルニ際シテ、ソレヲ捉ヘルコトヲ  
セズシテ、絕對ニ千載ノ一機ヲ通シタコト  
ハ實ニ所謂流星光底長蛇ヲ逸スルモノデハ  
ゴザイマセヌカ、此事タル獨リ段鐵遠カラ  
ズ青木子爵ノ態度ニゴザイマスカラシテ、  
我ガ政府タルモノモ能ク此點ニ鑑ミテ以  
テ、兩國間ノ歸化條約ヲ交換シ、サウシテ  
大和民族ノ大發展ヲ策スルト同時ニ、日米  
間ニ親善關係ヲ確立スルノ必要ヲ認メラレ  
ザルヤ否ヤ、其點ヲ聽クノデゴザイマス、  
ソレカラ第四ハ、是ハ殊ニムツカシイ問題  
デアリマスカラ御聽聽ヲ願ヒタイ、明治四  
十三年四月十三日法律第五十一號、即チ外  
國人土地所有ニ關スル件ト云フモノガゴザ  
イマス、其第一條第一項、及第二項ノ法文  
ハ北米合衆國トノ關係ニ於テハ適用不可  
ノ缺點アリト政府ニ於テハ思惟セラレザル  
ヤ、果シテ該缺陷ヲ自覺セバ、第五十一號

フ適當ニ修正スベキ必要ヲ認メラレザルヤ  
ト云フノ第四問ノ趣意デアリマス、此理  
由ハ大體法律第五十一號ノ文句ハドウナ  
テ居ルカト申シマス「日本ニ住所若ハ居  
所ヲ有スル外國人又ハ日本ニ於テ登記ヲ受  
ケタル場合ニ相互ノ土地ノ所有權ヲ享ス」  
ト云フコトニ相互ノニテ居ル、サウシテ  
「前項ノ規定ハ刺令ヲ以テ指定シタル國ニ  
屬スル外國人又ハ外國法人ニノミ適用ス」  
斯ウ云フ法文ニナリテ居リマス、所ガ是ガ  
非常ニ適用ニ困難ナル點ガアリマス、勿論  
加藤現總理大臣ガ嘗テ駐英大使ヲシテ時  
ニ締結セラレタル所ノ日英條約ニ於キマシテ  
ハ、日本人ガ英國ニ於ケル所ノ土地獲得ニ  
關スル件ニ付テモ、一定ノ規定ヲ設ケラレ  
テ居ルノデアリ、其點ハ今日カシテモ吾  
々ガ非常ニ其手腕ノ點ニ感服措ク能ハザル  
所デゴザイマス、所ガ此日英條約ガ土地問  
題ニ對シテ、我ガ同胞ノ爲ニ有利ナル規定  
ヲ有スルガ爲ニ、此外國人ノ土地所有法トモ  
何等ノ衝突ヲ見ナイノデアリ、十分ニ相互  
ノ適用ガ出來ルノデゴザイマス、然レニ同  
ジ全權大使ト申シナガラ、内田康哉氏ガ駐  
米大使トシテ拵ヘタル所ノ日米條約ニハ、土  
地所有權ノ事ニ付テ寸言隻語モ無イノデア  
リマス、是ハ何テ開拔デゴザイマスナ  
ス、如キ條約ニ於テ實ニ缺點ガアルノミナ  
ラズ、我國ニ於テハ外國人ノ土地所有法ト云  
フモノガ申シマス通りニ、相互ノ出來  
マシタケレドモ、米國トノ間ニハ相互ノ  
適用スルコトガ出來ナイコトニナリテ居ル、  
是ハ何故カト云フト、米國ノ方ニ於キマシ  
テハ各州ガ土地所有ニ關シテ法律ヲ制定ス  
ルコトハ出來ルノデアリ、而シテ米國四十  
八州ノ中ニ、日本人ノ土地所有權アリトス  
ルモノモアリ、セザルモノモアル、然ラバ  
米國全體トシテ、米國ノ一國家トシテハ日  
本人ニ對シテ土地所有ヲ許ス所ノ國ナリヤ  
、或ハ土地所有ヲ許サズル所ノ國ナリヤ  
ト云フコトガ一定シナイノデアリ、此先決  
條件ガ一定シナイノデアリ、先決條件ガ一  
定セズシテ、サウシテ我國ノ土地所有法  
ノ相互ノコトヲ約束シタ所デ、其約束ガ  
如何ニシテ行ハレマスカ、行ハレ得ル途ガ  
ナイデヤアリマセヌカ、尤モ刺令ヲ以テ之  
ヲ指定スルコト云フコトニナリテ居ルケレ  
ドモ、刺令ニ於テモドウシテ是ガ區別ヲ指  
定スルコトガ出來マスカ、指定ノ根據ガナイ  
デヤアリマセヌカ、其指定ノ根據ヲ示シ得

ルモノガアリマスルナラバ名說ヲ聽キマセ  
ウ、私ハ指定ノ根據ハナイト思フノデアリマ  
ス、勿論我國ノ三府四十何縣ニ米國ノ土地  
問題ニ對シテ、中央政府ノ外ニ法律制定ノ  
權ガアツタリシテ、ナラバ、ソレハ神奈川縣ノ  
人ガ加州ニ行シテ土地所有權ヲ禁ゼラレタ  
故ニ神奈川縣ニ來タル所ノ亞米利加人ニ向  
テハ土地所有權ヲ禁ズルト云フ風ニ、相  
互ノ禁ズルコトガドウシテ日本デ出來ル  
カ、日本ノ法律デハサウハ行カヌノデアリ  
マス、日本ノ法律ト云フモノハ統一ノデア  
アル、之ニ反シテ米國ノ法律ト云フモノハ  
不統一ノデアリ、可分ノデアリ、サウシテ差  
別ノモノデアリマス、斯ノ如キ根本ニ於  
テ違ヒガアル、斯ク違フテ居テ、ドウシテ  
外國人ノ土地所有法ヲ米國ノ如キ國柄ノ人  
ニ向テテ之ヲ適用スルコトガ出來マスカ、  
適用ノ途ガナイデヤアリマセヌカ、明々白  
々タル是ハ一大缺點デアリノデアリマス、  
デアリマスカラ斯ウ云フ缺點ヲ政府ノ方ニ  
於テハ御氣付ニナリテ居ルカ、御氣付ニナ  
リテ修正スルレバ、此法律第五十一號ヲ適  
當ニ修正スルレバ、大體此點ニ付キマシテ  
ウ、デゴザイマス、御氣付ニナリテ居ル  
ハ、日米條約ノ締結者ニシテ後外務大臣ニ  
ナリテ居ル所ノ人ト、私ハ意見ノ交換ヲ致シ  
コトガアリマスガ、少タル私如キ者ノ質問  
ニ對シテモ、遺憾ナガラ其有名ナル人ハ有  
答ヲ與フルコトガ出來ナカッタノデアリ、  
私ハ實ニ残念、否、寧ロ情ナク思フテ居  
ノデアリマス、併ナガラ今ノ當局ハ大ニ違  
ヒマセウカラ、ドウカ一ツ明確ナル所ノ御  
答辯ヲ與ヘラル、コトヲ希望スルノデアリ  
マス、要スルニ此日米問題ト云フモノハ非  
常ニ惡化シテ、アルノデアリマス、ソレデ  
今日ハ根本ノ二之ヲ解決スベキキスデアリマ  
シテ、若シ今日ニ於テ之ヲ解決セズシテ放  
任シタラバ、他日如何ナル事ヲ來スカ、實  
ニ恐ルベキモノガアルカモ知レマセヌ、ソ  
レヲ思フ毎ニ吾々ハ深慮ニ堪ヘナイノデア  
リマス、若シ之ニ反シテ幸ニ「オクシデン  
タル」ノ文明ノ米國ト「オリエンタル」ノ文  
明ノ王者タル我國トノ間ニ、互ニ圓滑ニ協  
定ガ成立致シマシト、サウシテ無事ニ解決  
ノ根本法ヲ見出スコトガ出來マシタナラ  
バ、日米間ハ實ニ過去七十年間ノ平和關係  
ヲ持續スルノミナラズ、延イテハ世界平和  
ノ基礎ヲ確定スルニ至ルデゴザイマセウ

(ヒヤ) 而シテ其然ルト然ラザルトハ一  
ニ此質問ニ對スル所ノ當局者ノ説明及處置  
如何ニ存スル譯デアリマス、是ニ於テ私ハ  
ドウカ民衆政治ノ基本トスル現内閣ノ賢明  
ナル外務大臣閣下ニ對シテ、現内閣ノ徹底  
デサウシテ具體的デ、且ツ權威アル所ノ御  
確答ヲ與ヘラレンコトヲ切ニ望ム次第デア  
リマス(拍手)  
○副議長(小泉又次郎君) 吉良元夫君  
海軍廢棄艦處分ニ關スル質問ノ答辯ニ對  
スル吉良元夫君ノ意見  
○吉良元夫君登壇  
○吉良元夫君 謹シテ海軍當局ニ向  
テ海軍廢棄艦處分ニ關スル所ノ質問主意書  
ヲ提出致シタノデアリマス、然レニ當局ハ  
今日文書ヲ以テ私ノ質問ニ對スル第一項ヨ  
リ第五項ニ至ルマデノ丁寧深切ナル御答辯  
ガアツタノデアリマス、私ハ深ク海軍當局ニ  
敬意ヲ表スル者デアリマス、然ラバ私ノ質  
問ハ最早解決ヲシタカト申シマス、今解決  
シナイノデアリマス、私ハ海軍當局ガ斯ノ  
如ク丁寧深切ナル御答辯ヲ爲シ下サツタコ  
トニ付テハ、深ク敬意ヲ表スルノデアリマ  
スガ、私ノ質問ノ主意ハ、此度華府會議ノ  
結果ト致シマシテ、我ガ海軍ノ廢棄艦處分  
ヲシナケレバナラズト云フ、是ハ當然ノ歸  
結デアリ、此事ニ對シテハ勿論私ハ今日ニ  
於テ今更異議ヲ言フベキ言葉ヲ持チマセヌ  
ノデアリマス、然レニ大事ナル我ガ帝國ノ  
艦隊ヲ處分スルニ當リマシテ、當局ガ御答  
ニナリテ居ル所ノ御言葉ハ、極メテ丁寧デ  
ハ深切デアリマスケレドモ、私ノ同意  
ニハ副ハヌノデアリマス、私ノ質問ノ主  
意ハ我ガ帝國ノ軍艦ナルモノハ、番ニ其軍  
艦ガ相當ノ儀禮ヲ持チマシテ、軍艦ノ籍ヨ  
リ除カレマシテモ、私ハ否、國民ハ此帝國  
軍艦ニ向テ尊敬若クハ信頼ノ念ト云フモノ  
ハ非常ナルモノトモ御異議ハナイコトデア  
ルノデアリマス、私ガ考ヘマスル所ニ  
依リマスルト云フト、此度ハ好イ機會デア  
ルカラシテ、此廢棄艦處分ヲスルニ當テ諸  
種ノ海軍實験ヲ爲サル上云フノデアリ、即チ  
此諸計畫ヲ拜見ヲ致シマシテモ、土佐艦ヲ  
ハ砲頭、魚雷機雷、爆彈及水中、空中防禦  
ニ關スル實驗ト云フヤウナ事ヲ爲サル、サ  
ウシテ其實験ガ終リテ之ヲ解體スルト云フノ  
デアリ、又石見艦ノ如キハ爆彈及爆撃ニ關  
スル實驗ヲ爲サルト云フノデアリ、肥前艦ニ

對シテハ砲頭及魚雷ニ關スル實驗ヲ爲サル  
ト云フノデアリ、安藝及薩摩艦ニ對シテハ  
砲撃及彈丸ニ關スル實驗ヲ爲サルト云フノ  
デアリマシテ、此重ナル實驗ト云フコト  
ハ、吾々門外漢カラ考ヘマシテモ、其爲サ  
ルト云フコトソレ自體ハ甚ダ有意義ナ事デ  
ナイトハ私ハ信ジマセヌノデアリマス、ケ  
レドモガ、熱、我ガ帝國ノ現在ノ狀況ヲ考ヘ  
見マスルト云フト、我ガ帝國ハ今日如何ナ  
ル有様ニ、於テ在ルノデアリマス、實ニ我  
國ハ維新以來駁々トシテ國運ハ隆盛ニ向  
テ居ツタノデアリマス、文化モ盛ニナツタ  
デアリマス、日清、日露ノ大戰ニ於テモ世  
界ノ等シク耳目ヲ驚カシタ好成绩ヲ得タ  
デアリマス、又世界ノ大戰争ニ參加シテモ  
相當ナル成績ヲ擧ゲテ居リマシテ、列強ハ  
等シク之ニ對シテ相當ナル尊敬ヲ拂ウテ居  
タノデアリマス、然レニ何ゾ國ラン、大正  
十二年九月一日ノ大震災災ニ於キマシテ、  
我ガ帝國ノ地位ハ此一大天災ニ依ツテ驚ク  
ベキ悲惨ナル狀況ニ今日ハ居ルノデアリマ  
ス、カ、ル故ニ今日デハ排日法ノ實施ナド  
ト云フ事ヲ憤慨シテモ、如何ニ對米問題ニ  
對シテ國民ガ憤慨シテモ、我ガ帝國ノ足元  
ハ既ニ列強カラ見透サレテ居ルノデアリ  
マス、私共ハ今日ニ於テ後侮ヲ致シタ所  
ガ——後悔ハ致方ガナイト信スル者デアリ  
マス、後侮ハ致方ガナイト信スル者デアリ  
マス、我國ガ華府會議ニ參加シテ、誠意ヲ  
以テ軍艦廢棄ノ處分ヲ決シタノハ、今日ヨ  
リ見レバ彼ノ爲ニ致サレタト云フ殘念ナ感  
ガナイデモ、我ガ帝國ノ併シハ致方ガナイ  
ラバ此際ニ於テドウ云フ處分ヲスベキデア  
ルカト云フ事ヲ考ヘテ見マスルト云フト、  
我ガ尊敬スベキ艦體ニ向テハ、相當ナル廢  
棄處分ヲセキケレバナラヌケレドモ、自  
國ノ尊敬、信頼シテ居ル所ノ戰艦ヲ、假令  
多少演習ノ利益アリトスルモ、之ヲ自國  
ノ砲ヲ以テ爆沈若クハ撃沈スルト云フヤウ  
ナコトハ、日本帝國ノ國民精神トシテハ、  
斷ジテ執ルベキ處置デナイト云フコトヲ、  
吾々ハ疑ハヌノデアリマス、然ラバ歐米諸  
列強ハ左様ナル事ハシナイカト云フ、ソ  
レハ私ニ尙ト雖モ、シテ居ル實例ヲ見テ  
居ルノデアリマス、米國ノ如キハ例ニ爆沈  
撃沈ノ處分ヲ致シタト云フヤウナ實例モ私  
不肖ナガラ承テ居ルノデアリマス、併シ彼  
ノ國情ト我ガ帝國ノ國情ハ非常ニ國情ガ違



フト信ズルノデアリマス、私共ハ舊式ノ頭  
 デ考ヘルカラ其様ニアルカハ存ジマセヌガ、  
 其點ニ於テハ一步私ハ謙讓ヲ致シテ申シテ直  
 キマスレドモ、日露ノ大戦争ノ歴史カラ考  
 ヘマシテモ、日露ノ大戦争ノ歴史カラ考  
 考ヘテ見マシテモ、帝國ノ軍人諸君ガ百戰  
 百勝ノ利ヲ得テ居ルト云フコトハ、其眞ノ  
 大原因ハ歴史ノ事實ニ基イテ居ルト云フコ  
 トモ一ツノモノデアリマスケレドモ、  
 要スルニ帝國ノ本尊デアアル所ノ體タル皇室  
 ノ威靈ト云フコトガ、私ハ戰勝ノ大原因ニ  
 ナンテ居ルト考ヘテ居ルノデアリマス、故ニ  
 帝國ノ軍艦ニハ其貴重部ニ於テハ、皇室ノ  
 御紋章ヲ標記シテアルノデアリマス、ソレ  
 ハ勿論廢棄處分ヲ爲サル時ニハ御取除キニ  
 ナルコト、ハ確信致シマスケレドモ、私  
 ハ假令物質本位ノ歐米ガ如キ事ヲシテ  
 モ、精神本位ノ帝國ニ於テハ、此自事ヲシ  
 ヲ以テ自國ノ尊敬ヲ以テ、自國ノ魚形水雷  
 帝國ノ金城鐵壁ト特ニ居ル所ノ戰艦ヲ擊  
 沈メルト云フヤウナコトハ、情ニ於テハ、理  
 ニ於テモ爲スベキ事ニアラズト深信ズル  
 ノデアリマス、所方帝國ニ於テモ大正四年  
 ニ嘗テ壹岐ト云フ艦ヲ擊沈セサテ事例ガ  
 アルノデアリマス、其時ニ私ノ承テ居ル  
 所ノ事ヲ今日申上ゲマスルト云フト、壹岐  
 ニ存在シテ居テ所謂壹岐ノ住民ハ、非常ニ  
 此事ヲ悲シク、是ハ國音相通ジ、名即チ壹  
 岐デアアルカラ、壹岐ノ島ノ人ハ非常ナル憤  
 慨ノ念ヲ抱イテ、實ニ我島ノ名義ヲ冠セラ  
 レテ居ル所ノ軍艦ヲ、勿論海軍演習艦ノ  
 用トシテ尊敬スベキ犧牲デアアラウケレドモ  
 ガ、何故ニ海軍ニ於テハ之ヲ擊沈サレタノ  
 デアラウカ、非常ニ吾々島民ハ悲ム事デア  
 ル、是ハ悲ムノガ誤レル迷信トハ私ハ思ハ  
 スノデアリ、壹岐ノ對馬ハ元寇ノ亂ノ時ニ  
 當リテ、如何ニ其島民ハ悲慘ノ目ニ遭ツタ  
 カ、痛切ナル教訓痛切ナル歴史ノ事實ガ  
 殘テ居リマスカラ、其様ナル事カラ聯想致  
 シマシテ、壹岐ノ住民ガ之ヲ憤慨シ、之ヲ  
 痛憤致シタト云フコトハ、私共明ニ承テ居  
 ルノデアリマシテ、私共ハ其壹岐島ノ人ニ  
 其意氣アルコトハ、甚ダ以テ該國ノ精神ノ  
 上ニ宜シイコトデアアルト信ジテ居テ、  
 アル、然レニ今日ノ御答ヲ讀ニテ見致シ  
 テ見マスルト云フト、ドウ云フモノカ既ニ  
 海軍紀念日タル五月二十七日ニ於テ、廢棄  
 處分ヲ爲サテ所ノ軍艦津輕ノ爆破ニ於テ

ハ何等ノ御答辯ガナイヤウデアリマス、是  
 ハ私ニ於テハ了解スルコトハ出来マセヌケ  
 レドモ、是ハ既ニ既往ニ屬スル事實デア  
 ルカラシテ、是ハ答辯ノ要ナシト云フ御考  
 カモ知レマセヌガ、私ハ軍艦津輕ノ爆破ス  
 ル所ノ五月二十七日ニ、軍艦津輕ノ爆破ス  
 ル際ニ當リテ新聞ニ記載シテアル所ノ信  
 ジ得ベキ所ノ確報ヲ讀ニテ、窃ニ泣イタモ  
 ノデアアル、貴様ガ泣イタ所デ何ニモナラヌ  
 ト言ヘバゾレマデナイデアリマスケレドモ、  
 私ハ泣カザレマデナイデアリマス、何トシ  
 是ハ飛行機カラ燒夷彈ヲ投下シテ、サウシ  
 テ甲板ヲ破壊シ種々ナル實驗演習ヲ爲サ  
 タノデアリマスガ、ドウモ其結果ガ思フヤ  
 ウニ行カナカッタノデアアル、是ハ私ハ門外漢  
 トシテハ、海軍ニ對シテハ敬意ヲ失スルカ  
 モ知レマセヌカ、故意トオヤリニヤツカ  
 知レマセヌカ、私ハ想像致シマス、想像致シ  
 スケレドモ、其時ノ總テノ實驗ト云フモ  
 ノガ豫期ノ效果ヲ奏シナカッタト云フコト  
 ハ、是ハ明カナル事實デアアラウト思フ、然  
 ルニ此破壞行動ニ對シテ其演習ヲ拜觀致シ  
 タ者ガ萬歲ト云フヲ屢々呼ビテ居ルト  
 云フ、私ハ此萬歲ノ聲ヲ叫ビテ出所ガド  
 シテモ研究ヲシテ見ルケレドモ分ラナイ、  
 其御用キニナシテ實効ガ極メテ奏效顯著ニ  
 シテ、非常ニ成績ガ良ケレバ、或ハ帝國ノ  
 艦隊ヲ爆沈スルト雖モ、其爆沈方法若クハ  
 爆彈ノ飛バシカ、其飛バシカノ實際ニ付テ  
 非常ニ成績ガ良カッタト云フコトニ付テ  
 萬歲ナラズ、或ハ稍、可ナラモノデアリカ  
 知レマセヌケレドモ、ソレニ致シマス  
 モ萬歲ナラズ、云フヤウナ聲、祝賀ヲ斯ノ  
 如キ際ニ叫ブベキモノデアラハハアルマイ  
 思フ、國民ト致シマシテハ左様ナ貴重ナ儀  
 性ヲ出シ、左様ナ貴重ナ儀性ヲ切實ニケレ  
 見ルベキモノデアラフテ、萬歲ヲ叫ビ  
 ノ發動デアツテ、他ヨリ何人モ彼此レ言フベ  
 キ勲デアリマセヌケレドモ、國民ガ此自國  
 ノ尊重スベキ所ノ軍艦ヲ爆沈スルコトニ對  
 シテ、輕々シク萬歲ノ叫ビヲ揚ゲルガ如キ  
 ハ、海ニ不真面目ナル國民ト云フ者ハ確ニ  
 何十人何百人カ知レヌガ、其時ニ於テ、  
 フコトハ事實デアアル、左様ニナツテ居ル、今  
 日ノ時代ニ於テハ益々、斯ノ如キ實驗ト云フコ  
 トハ當局者ハ御見合セニナリ、又斯ウ云フ

コトハ既定計畫トシテ既ニ御立テニナツタ  
 事デアラウケレドモ、御見合セニナルコ  
 トガ國家ノ爲ニ最モ機宜ヲ得タル處置デア  
 ルト私ハ深く信ズル者デアリマス、サナキ  
 ダニ今日ノモノガ實萬能主義ノ世デアツテ、  
 金ト云フモノガ物質主義ノ世デアツテ、  
 レバ、如何ナル事デモ爲シ得ルコト云フヤ  
 ガアレバ如何ナル事デモ爲シ得ルコト云フヤ  
 ウナ風ニナツテ居ル、ソレハ一面ノ眞理デ  
 アリマセウケレドモ、私共國民ハ海陸軍  
 ニ對シテ尊敬信賴ノ念ヲ懷イテ居ル  
 ハ、決シテ物質主義主義、若クハ機械主義  
 主義ヲ信賴シテ居ル者デハナイ、私共ハ帝  
 國ノ陸軍ニ於テモ、海軍ニ於テモ、由來非  
 常ニ顯著ナル愛護ノ實ヲ擧ゲラレテ、百戰  
 百勝ノ實ヲ御現シニナツテ居ルト云フコト  
 ハ、決シテ物質主義主義ニアラズシテ精神  
 主義ヲ擧ゲラレテ居ルコト、信ズル主義ノ  
 實ハ甚ニ擧ゲラレテ居ルコト、信ズル主義ノ  
 實アリマス、是ハ多ク種類ヲ求メマセヌデモ、  
 嘗テ日本海海戰ノ結果ヲ見マシテモ、丁度  
 元寇ノ亂ノ時二十數萬ノ元軍ヲ擊シシタ  
 ヤウナ立派ナ好成绩ヲ日本海ニ擧ゲテ居  
 ル、又彼ノ對州沖ニ於テモ露國ノバルハ  
 「艦隊ヲ全滅サセテ居ルノデアリ、ハ其  
 三笠艦ニ於テ東郷提督ノ指揮其宜シキヲ得  
 タト云フコトモアリマセウ、又帝國ノ神々  
 ガ之ヲ庇護サレタト云フコトモアリマセ  
 ウ、又皇室ノ尊嚴、皇室ノ後威ト云フコト  
 ニモ依ルコトデアリマセウ、要スルニ此  
 「バルチック」艦隊ハ速ク歐羅巴ヨリ此歐洲  
 航路ヲ經マシテ日本海マデモ來得タノ此歐  
 州ノカカラ彼ノ海軍ノ働ト云フモノハ決  
 シテ之ヲ冷笑スルコトハ、出來ナイノデア  
 ル、其様ナ相當ナ練磨セル所ノ提督ガ居リ、  
 大艦隊ガ居ラズニモ、日本海ニ至リテ  
 「ネボカトフ」提督ニ於テハ、モ二モナク包圍  
 ノ裡ニ陥ツテサツテ、我ガ艦隊ノ爲ニ悉ク  
 全滅サレタノミナラズ、殘餘ノ艦隊ハ悉ク  
 生捕ラレタノデアリ私ノ記憶ガ間違テ居  
 ルカモ知レマセヌケレドモ、此石見ト云フ  
 船ハ「ネボカトフ」提督麾下ニ屬シテ居  
 「アリヨール」デアライカト思ヒマス又肥前  
 モ是モ分捕艦デアラウト思フノデアリマ  
 ス、併シ分捕艦ト雖モ既ニ帝國ノ艦籍ニ入  
 レ、帝國ノ戰艦トナツタ以上ハ、帝國ノ護國  
 ノ金城鐵壁ニ相違ナイ、之ヲ斯様ナル處置  
 ニ爲シタルト云フコトハ、吾々國民トシ  
 テハ眞ニ痛切ナル遺憾ヲ感ズルノデアリマ

ス、已ムコトヲ得ズンバ極メテ最劣劣ナル  
 軍艦ヲ一ツ位ハ已ムコトヲ得ズ此實驗用ニ  
 供スルコト云フコトモ、強チ愚ナル事トハ申  
 サヌノデアリマスケレドモ、先般ノ廢棄  
 處分ニ屬スルモノヲ見マス、此般ノ廢棄  
 三菱兩造船所ニ競争入札ヲ以テ御拂下ニナ  
 リマシタ生駒、伊吹、鹿島艦等ヲ除クモ、  
 マダ五艦ハ是非オヤリニナルト云フノデア  
 ル、而シテ私ガ此壇上ニ如何ニ熱誠ノ叫ビ  
 ヲ擧ゲマシテモ、最早衰レ石見ハ今日頃ヨ  
 リ其巨大ナル一萬三千五百噸ノ屍ノ般デア  
 ルカモ知レマセヌ、精神ノ般々般デア  
 カモ知レマセヌケレドモ、最早演習場ニ  
 引出サレテ明日、明後日ノ三日間ニ於テ、爆  
 撃ノ實驗ニ供セラレントスルノデアリマス、  
 是ハ私ハ是非成ル事デアレバ、吾々ノ詰ラ  
 又體ハ犧牲ニシテモ、ハ御廢メヲ願ヒタイ  
 ト思フノデアリマス、私ハ實ハ斯様ナ事  
 登壇シテ申上ゲタクナイ位ニ思ヒマシタ  
 ラシテ、此所ニハ私ノ最モ尊敬スル財部海  
 軍大臣ガオキデニナツテ居ル、私ハ會テ財部  
 大臣ノ許ニ罷出テ、ドウカ之ヲ思止ラテ下  
 サルコトハ出來ヌデアアラウカト云フコト  
 ヲ、私ハ涙デ以テ申上ゲタノデアリマス、併  
 シ是ハ最早種々ノ御談議ヲ經テ、斯様ナル  
 事デアリナイト云フ御說明デアツタノデア  
 ル、私ハ強テ大臣ニ對シテ愚昧ナル事ヲ申  
 上ゲルコトモ忍ビマセヌカ、私ハ涙デ御  
 別ヲ致シタノデアリマス、而シテ私ハ願ク  
 ハ斯様ナ事ハ言フマイト思ヒマシテ、先日  
 來沈思默考ヲ致シタノデアリマス、先日  
 モガ、ドウシテモ吾々ト感フ同ウスル所ノ  
 國民ガ少クナイノデアリマシテ、是非君ハ  
 議員トナツタ以上ハ、如何ニシテモ君ハ此  
 ヲ當局ニ切言シテ、痛切ニ之ヲ思止ラテ戴キ  
 タイト云フコトヲ述ベテ呉レヌデハ、吾々  
 ノ委託ニ背クモノトシテ、非常ナル私ハ追  
 窮ニ遭ヒマシタトデアリマス、今日ニ至リ  
 此質問ヲ致シタトデアリマス、今日ニ至リ  
 マシテ、私ガ如何ニ歎キマシテモ悲シマシ  
 テモ、ソレハ婆ガ孫ノ死シタノニ派ヲ流ス  
 位ナコト、御笑ヒカモ知レマセヌケレド  
 モ、私ハ是非成ル事デアレバ、建議ハ進メテ居  
 アリマセヌ、義ニ於テモ私ノ建議ハ進メテ居  
 ラヌト思フ、私ハ不肖ナガ、多少ノ哲學ヲ  
 致シタ者デアリ、吾々ノ尊敬シテ教ヲ受ケ  
 テ先哲ガ、私共ニ朝夕講義ヲシテ聽カシタ  
 純正哲學ノ最モ私共ガソレニ關點ヲ附テ聽  
 イテ居ル、講義ニ、丁度此事ニ當箱マル事





ノデアリマスカラ、此國家の事業ニ對シテ六千万ヤ、七千万ノ金ヲ投ズルコトハ何デモナイ、ソレモ不可能ト云フナラバ往年海軍ヲ擴張スル爲ニ官吏ノ俸給一割ヲ國家ニ賦納シタラ、此例ニ依リテ官吏ノ俸給ヲ減額スルノミナラズ、廣ク民間ニ其力ヲ應ジテ相當ニ是ガ爲ニ必要ナ課稅ヲ爲シテモ差支ナイト考ヘマス、要スルニ政府ハ積極的之ニ對スル政策アリヤ否ヤ、是レ其第五問デアリマス、第六問ハ航空事業ニ對スル所ノ民間及陸海軍ノ平時及戰時ニ要スル油ノ用意、此點ニ付キマシテハ、豫算委員會ニ於テキマシテ海軍大臣ヨリ、今折角充實中デアルト云フコトヲ承ハタガ、成程其通りデアル、今少シク積極的ニ吾々ノ安心ノ行ノ程ノ考アリヤナキヤ、アレバ伺ヒタイト思フノデアリマス、第七ハ英國ニ於キマシテハ歐洲大戰ノ眞量中ニ於テ、陸海軍ノ航空事業ガ甚ク不統一ナル爲ニ、空軍省ヲ設ケマシテ今尙尙空軍省ヲ存置シテ、民間ノ航空事業マデ統一シテ居ル、併ナガラ海軍、陸軍、各其戰術ヲ異ニ致シマス、隨テ使用スル機械モ違ヒマス、故ニ必要ナ部分ハ海軍大臣各、指揮命令ノ必要ガアルデアリマセウ、併ナガラ物資ノ研究或ハ材料ノ購入、或ハ航空路或ハ飛行場ノ管理、其他共通スル所ノ事務ハ澤山アルト思ヒマス、其事務ヲ敏活ニスル爲ニ、今日陸海軍及通信省、文部省ノ此四省ニ於テ、此事業ヲ分轄シテ居ルモノヲ、成メク統一シ、内閣總理大臣ノ直屬ノ下ニ於テ一院ヲ設ケ、航空院ヲ設ケテ此事務ヲ統一スルノ意思アリヤ否ヤ、是レ其第七問デアリマス、本日ハ總理大臣ガ見エテ居リマシタナラバ、十分承リタイト思ヒマシタガ、不幸ニシテ御出席ガアリマセウ、又通信大臣モ見エテ居リマセウ、併シ幸ニ陸海軍大臣ガ御出席デアリマセウ、故ニ兩大臣及通信大臣ノ御代理トシテ、次官ヨリ詳細ナル御答辯ヲ戴キマスコトガ出來マスレバ、本員甚ク満足ヲ致シマス、甚ク長談ニナリマシタ(拍手起ル)

○副議長(小泉又次郎君) 桑山政府委員

〔政府委員桑山鐵男君登壇〕

○政府委員(桑山鐵男君) 三善君ノ航空事業ノ發達並ニ其擴張ニ關スル御質問ニ對シマシテ、通信省ノ關係ニ於キマシテ私ラ簡單ニ御答辯ヲ致シテ置キタイト考ヘマス、第一ノ航空事業ノ發達並ニ擴張ヲ圖ル爲メ民間飛行機製造獎勵ト云フ點ニ付キマシ

テ、國庫補助ヲ爲ス意ハナイカドウカト云フコトニ付キマシテハ、政府ト致シマシテハ此民間航空機ノ製造所ニ對シマシテ、適當ナル施設ヲ講ズル必要ハ勿論之ヲ認メテ居リマス、ケレドモ何分ニモ是モ財政ノ關係ガアリマスルガ故ニ、今日ノ場合ニ於テマシテハ未ダ十分ナル方法ヲ講ズルハ尤モナラズ、併シ此點ニ付テ當局ト致シマシテハ、十分此必要ヲ認メテ居リマスガ故ニ、將來ノ方法ト致シマシテハ、何等カノ施設ハ致シタイト云フ考ヲ持テ、居リマス、第二ノ民間航空機製造所ノ保護ノ點ニ付キマシテモ、只今三善君ノ御連ニナリマシタコトハ、通信省トシテモ同ジ考ヲ持テ居リマス、操縦士ノ保護、殊ニ負傷殉職ノ場合ニ當リマシテ、何等カ適當ナル保護金ヲ給スルコト、其他給與ヲ與ヘルトカ云フコトニ付キマシテハ、只今ニ於キマシテモ或ル方法ヲ講ジテハ居リマス、更ニ將來ニ於キ、シテモ出來得ル限り待遇ノ改善ヲ致シ、優遇ヲ致スヤウニシテ行キタイト云フ考ヲ持テ居リマス、但シ是ガ爲ニ特ニ法律ヲ持ヘルヤ否ヤト云フ點ニ付キマシテハ、今考慮中デアリマシテ、未ダ法律ヲ持ヘルムヲ考フ持テ居リマセウ、第三ノ航空路施設、飛行場モ含メマシテ航空路施設ニ付テモ、其必要ナルコトハ只今三善君ノ御連ニナリマシタ通りデアリマス、此點ニ付キマシテモ通信省局ト致シマシテハ、全ク御同意デアリマスガ、之ニ就テハ甚ク莫大ナル經費ヲ必要ト致シマスルノデ、此點ニ付テモ將來預算ノ許ス範圍内ニ於テハ適當ナル飛行場ナリ或ハ航空路ヲ設ケマスト云フ考ヲ持テ居リマス、第四ノ帝國飛行協會ニ對シマシテ補助ヲ與ヘマスル件ニ付キマシテハ、從來俸力デアリマスガ、毎年若干ノ補助金ヲ支給シテ居リマスガ、今後ニ於キマシテモ此方針ハ引續キ繼續スル考デアリマス、第七ノ航空行政機關ノ統一ニ付キマシテハ、通信當局ト致シマシテモ目下研究中デアリマシテ、民間ノ指導獎勵等ハ既ニ航空局ト統一シテ居リマスガ、一般機械ノ製造アルト付キマシテハ、陸海軍民間共ニ各、其用途ニ從ヒ要求スル所ガ違、テ居リマス、ミナラズ、本邦ノ如ク陸海軍航空技術ノ別々ニ發達致シマシタ状態ニ於キマシテハ、實際之ヲ行フニ當リマシテ幾多困難ノ事情ガアリマス、容易ニ解決

致スコトガ出來ナイ實狀デアリマス、此點ニ付キマシテハ、目下慎重審議中デアアル、斯ウ御答ヲスル外ハアリマセウ

○副議長(小泉又次郎君) 宇垣陸軍大臣

○國務大臣(宇垣一成君登壇)

○國務大臣(田中一成君) 只今三善君カラ航空事業ノ發達及擴張ニ付テ、政府ハ如何ナル考ヲ持テ居ルカト云フコトニ付テノ御質問ガゴザイマシタガ、今通信當局カラ大體ノ御話ヲ申上ゲタ以外ニ、別ニ蛇足ヲ加ヘル必要ハナイト思ヒマス、今日我が航空界ガ不振デ、尙ホ大ニ充實ヲ要スルコト云フ三善君ノ御感想ハ全ク御同意デアリマス、否、三善君ヨリ、ヨリ以上ニ痛切ニ其必要ヲ感ジテ居ルノデアリマスガ、併シ御承知ノ通り、今日ノ財政ノ現狀カラ申シマスト、多大ノ經費ヲ投ジテ充ナル充實スルコト云フコトハ、頗ル困難ナ事情ニアラント云フコトハ、サリテ財政ガ許サヌカラト云フコトハ、國防上必要ナモノヲ長ク等閑ニ付シテ置クト云フコトハ、是レ國防ノ主宰シテ居ル當局者トシテハ、決シテ出來ナイ事デアリマス、就キマシテハ何トカシテ勉メテ急速ニ此缺點ヲ補填シテ、國防ノ安固ヲ期シテ進メテ居リマス際デアリマスカラ、今日マダ如何ナル形ヲ以テ、如何ナル程度ノモノヲ造リ上ゲルカ、或ハ其實現ノ時期ハ何時デアルト云フヤウナ具體的ノコトヲ申上ゲル機會ニ到達シテ居リマセウ、其他民間ノ飛行機製造事業ヲ助長シ、飛行士ヲ優遇スルト云フ、是等ノ點ニ付キマシテハ、今日マデ十分ナル注意ヲ拂ヒ努力モ致シテ居リマスガ、將來モ尙ホヨリ以上ニ深甚ナル注意ヲ以テ大ナル努力ヲ拂フ考ヲ持テ居リマス、左様御承知願ヒマス

○作問排逸君 殘餘ノ質問者ノ意見ノ陳述ハ、之ヲ次ノ質問日ニ延期セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ニ贊成ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ハアリマセウ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガナイト認メテ左様ニ決シマス

○橫山金太郎君 是ヨリ田淵豐吉君ニ對スル懲罰事犯審査ノ爲、直ニ委員會ヲ開キタイト存ジマス、御許可ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○橫山金太郎君 懲罰委員ノ諸君ハ、直ニ懲罰委員會ハ御參集ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君ハ只今議

常發令廢止ニ關スル法律案第一讀會ヲ開キマス

第一 非常發令廢止ニ關スル法律案

〔政府提出、貴族院送付〕 第一讀會

非常發令廢止ニ關スル法律案

非常發令廢止ノ廢止ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○副議長(小泉又次郎君) 提出者ノ主旨辯明ヲ許シマス内務大臣若槻禮次郎君

〔田淵豐吉君議長ト呼フ〕

〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕

○國務大臣(若槻禮次郎君) 昨年九月ノ

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君、今國務大臣ノ發言中デアリマス、後三願ヒマス

○國務大臣(若槻禮次郎君) 昨年九月ノ大震災ノ當時ニ於キマシテハ、物資發賣ノ上ニ非常發令ヲ施行スル必要ガアリマシテ、本令ガ公布カレテデアリマスガ、固ヨリ一時臨機ノ處分デアリマスガ爲ニ、後マデ之ヲ存スル必要ハアリマセウ、今日ハ殘務モ總テ了ラシマシタニ付キマシテ、本令ヲ廢止スルコトニ致シタイト云フノガ、此法律案提出ノ理由デアリマス、願クバ十分ニ御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第二、右議案ノ審査ニ付託スヘキ委員選舉ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○作問排逸君 本案ハ大正十一年度第一豫備金支出ノ件外六件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ニ贊成ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作問君ノ動議ニ御異議ハアリマセウカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガナイト認メテ左様ニ決シマス

○橫山金太郎君 是ヨリ田淵豐吉君ニ對スル懲罰事犯審査ノ爲、直ニ委員會ヲ開キタイト存ジマス、御許可ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○橫山金太郎君 懲罰委員ノ諸君ハ、直ニ懲罰委員會ハ御參集ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君ハ只今議

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君、今國務大臣ノ發言中デアリマス、後三願ヒマス

○國務大臣(若槻禮次郎君) 昨年九月ノ大震災ノ當時ニ於キマシテハ、物資發賣ノ上ニ非常發令ヲ施行スル必要ガアリマシテ、本令ガ公布カレテデアリマスガ、固ヨリ一時臨機ノ處分デアリマスガ爲ニ、後マデ之ヲ存スル必要ハアリマセウ、今日ハ殘務モ總テ了ラシマシタニ付キマシテ、本令ヲ廢止スルコトニ致シタイト云フノガ、此法律案提出ノ理由デアリマス、願クバ十分ニ御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第二、右議案ノ審査ニ付託スヘキ委員選舉ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○作問排逸君 本案ハ大正十一年度第一豫備金支出ノ件外六件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ニ贊成ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作問君ノ動議ニ御異議ハアリマセウカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガナイト認メテ左様ニ決シマス

○橫山金太郎君 是ヨリ田淵豐吉君ニ對スル懲罰事犯審査ノ爲、直ニ委員會ヲ開キタイト存ジマス、御許可ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○橫山金太郎君 懲罰委員ノ諸君ハ、直ニ懲罰委員會ハ御參集ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君ハ只今議

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君、今國務大臣ノ發言中デアリマス、後三願ヒマス

○國務大臣(若槻禮次郎君) 昨年九月ノ大震災ノ當時ニ於キマシテハ、物資發賣ノ上ニ非常發令ヲ施行スル必要ガアリマシテ、本令ガ公布カレテデアリマスガ、固ヨリ一時臨機ノ處分デアリマスガ爲ニ、後マデ之ヲ存スル必要ハアリマセウ、今日ハ殘務モ總テ了ラシマシタニ付キマシテ、本令ヲ廢止スルコトニ致シタイト云フノガ、此法律案提出ノ理由デアリマス、願クバ十分ニ御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第二、右議案ノ審査ニ付託スヘキ委員選舉ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○作問排逸君 本案ハ大正十一年度第一豫備金支出ノ件外六件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ニ贊成ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作問君ノ動議ニ御異議ハアリマセウカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガナイト認メテ左様ニ決シマス

○橫山金太郎君 是ヨリ田淵豐吉君ニ對スル懲罰事犯審査ノ爲、直ニ委員會ヲ開キタイト存ジマス、御許可ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○橫山金太郎君 懲罰委員ノ諸君ハ、直ニ懲罰委員會ハ御參集ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君ハ只今議

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君、今國務大臣ノ發言中デアリマス、後三願ヒマス

○國務大臣(若槻禮次郎君) 昨年九月ノ大震災ノ當時ニ於キマシテハ、物資發賣ノ上ニ非常發令ヲ施行スル必要ガアリマシテ、本令ガ公布カレテデアリマスガ、固ヨリ一時臨機ノ處分デアリマスガ爲ニ、後マデ之ヲ存スル必要ハアリマセウ、今日ハ殘務モ總テ了ラシマシタニ付キマシテ、本令ヲ廢止スルコトニ致シタイト云フノガ、此法律案提出ノ理由デアリマス、願クバ十分ニ御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第二、右議案ノ審査ニ付託スヘキ委員選舉ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○作問排逸君 本案ハ大正十一年度第一豫備金支出ノ件外六件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ニ贊成ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作問君ノ動議ニ御異議ハアリマセウカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガナイト認メテ左様ニ決シマス

○橫山金太郎君 是ヨリ田淵豐吉君ニ對スル懲罰事犯審査ノ爲、直ニ委員會ヲ開キタイト存ジマス、御許可ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○橫山金太郎君 懲罰委員ノ諸君ハ、直ニ懲罰委員會ハ御參集ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君ハ只今議

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君、今國務大臣ノ發言中デアリマス、後三願ヒマス

○國務大臣(若槻禮次郎君) 昨年九月ノ大震災ノ當時ニ於キマシテハ、物資發賣ノ上ニ非常發令ヲ施行スル必要ガアリマシテ、本令ガ公布カレテデアリマスガ、固ヨリ一時臨機ノ處分デアリマスガ爲ニ、後マデ之ヲ存スル必要ハアリマセウ、今日ハ殘務モ總テ了ラシマシタニ付キマシテ、本令ヲ廢止スルコトニ致シタイト云フノガ、此法律案提出ノ理由デアリマス、願クバ十分ニ御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第二、右議案ノ審査ニ付託スヘキ委員選舉ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○作問排逸君 本案ハ大正十一年度第一豫備金支出ノ件外六件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ニ贊成ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作問君ノ動議ニ御異議ハアリマセウカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガナイト認メテ左様ニ決シマス

○橫山金太郎君 是ヨリ田淵豐吉君ニ對スル懲罰事犯審査ノ爲、直ニ委員會ヲ開キタイト存ジマス、御許可ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○橫山金太郎君 懲罰委員ノ諸君ハ、直ニ懲罰委員會ハ御參集ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君ハ只今議

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君、今國務大臣ノ發言中デアリマス、後三願ヒマス

○國務大臣(若槻禮次郎君) 昨年九月ノ大震災ノ當時ニ於キマシテハ、物資發賣ノ上ニ非常發令ヲ施行スル必要ガアリマシテ、本令ガ公布カレテデアリマスガ、固ヨリ一時臨機ノ處分デアリマスガ爲ニ、後マデ之ヲ存スル必要ハアリマセウ、今日ハ殘務モ總テ了ラシマシタニ付キマシテ、本令ヲ廢止スルコトニ致シタイト云フノガ、此法律案提出ノ理由デアリマス、願クバ十分ニ御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第二、右議案ノ審査ニ付託スヘキ委員選舉ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○作問排逸君 本案ハ大正十一年度第一豫備金支出ノ件外六件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ニ贊成ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作問君ノ動議ニ御異議ハアリマセウカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガナイト認メテ左様ニ決シマス

○橫山金太郎君 是ヨリ田淵豐吉君ニ對スル懲罰事犯審査ノ爲、直ニ委員會ヲ開キタイト存ジマス、御許可ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○橫山金太郎君 懲罰委員ノ諸君ハ、直ニ懲罰委員會ハ御參集ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君ハ只今議

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君、今國務大臣ノ發言中デアリマス、後三願ヒマス

○國務大臣(若槻禮次郎君) 昨年九月ノ大震災ノ當時ニ於キマシテハ、物資發賣ノ上ニ非常發令ヲ施行スル必要ガアリマシテ、本令ガ公布カレテデアリマスガ、固ヨリ一時臨機ノ處分デアリマスガ爲ニ、後マデ之ヲ存スル必要ハアリマセウ、今日ハ殘務モ總テ了ラシマシタニ付キマシテ、本令ヲ廢止スルコトニ致シタイト云フノガ、此法律案提出ノ理由デアリマス、願クバ十分ニ御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第二、右議案ノ審査ニ付託スヘキ委員選舉ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○作問排逸君 本案ハ大正十一年度第一豫備金支出ノ件外六件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ニ贊成ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作問君ノ動議ニ御異議ハアリマセウカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガナイト認メテ左様ニ決シマス

○橫山金太郎君 是ヨリ田淵豐吉君ニ對スル懲罰事犯審査ノ爲、直ニ委員會ヲ開キタイト存ジマス、御許可ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○橫山金太郎君 懲罰委員ノ諸君ハ、直ニ懲罰委員會ハ御參集ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君ハ只今議

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君、今國務大臣ノ發言中デアリマス、後三願ヒマス

○國務大臣(若槻禮次郎君) 昨年九月ノ大震災ノ當時ニ於キマシテハ、物資發賣ノ上ニ非常發令ヲ施行スル必要ガアリマシテ、本令ガ公布カレテデアリマスガ、固ヨリ一時臨機ノ處分デアリマスガ爲ニ、後マデ之ヲ存スル必要ハアリマセウ、今日ハ殘務モ總テ了ラシマシタニ付キマシテ、本令ヲ廢止スルコトニ致シタイト云フノガ、此法律案提出ノ理由デアリマス、願クバ十分ニ御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第二、右議案ノ審査ニ付託スヘキ委員選舉ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○作問排逸君 本案ハ大正十一年度第一豫備金支出ノ件外六件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ニ贊成ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作問君ノ動議ニ御異議ハアリマセウカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガナイト認メテ左様ニ決シマス

○橫山金太郎君 是ヨリ田淵豐吉君ニ對スル懲罰事犯審査ノ爲、直ニ委員會ヲ開キタイト存ジマス、御許可ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○橫山金太郎君 懲罰委員ノ諸君ハ、直ニ懲罰委員會ハ御參集ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君ハ只今議

長ノ許マデラレマシテ、何故發言ヲ許サ  
ヌカト云フ、是ハ私語ニ屬スル御質問ノヤ  
ウデアリマシタ、此懲罰事犯ノ出マシタ時  
ニ於テ、田淵君ハ野村嘉六君ヨリ不穩當ナ  
ル言語ヲ御取消シニナリタイ、斯様ナ要求  
ノアツタ時ニ於テ、議長ハ田淵君ニ其發言ヲ  
許可シタノデアリマス、其許可ノ趣意ヲ田  
淵君ヨリ取消スルカ取消サヌカ、此可否ヲ問  
フベク發言ヲ許シタノデアリマス、然ルニ  
田淵君ハ單ニ取消サヌト云フノミナラズ、  
自分一身上ニ涉テ、辯明ヲナサレタノデ  
アリマスルカラ、議長ニ於キマシテハ田淵  
君ノ其當時ニ於ケル一身上ノ辯明ハ、既ニ  
盡キテ居ルコト考ヘマス、故ニ此際ニ許サヌ  
ト云フ考ヲ持テ居ルノデアリマス

○何故ニ議事進行ニ付テ發言ヲ許サヌ  
カト呼フ者アリ  
○副議長(小泉又次郎君) 日程第三、大正  
十二年條約第二號海軍軍備制限ニ關スル條  
約ノ實施ニ關スル法律案ヲ議題ニ供シマ  
ス財部海軍大臣

第三 大正十二年度條約第二號海軍  
軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關  
スル法律案(政府提出、貴族院送付)  
第一讀會

大正十二年條約第二號海軍軍備制限ニ  
關スル條約ノ實施ニ關スル法律案  
第一條 左ニ掲クル行爲ハ主務大臣ノ許  
可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ  
得ス

一 船艦ヲ建造スルコト  
二 船艦ヲ軍艦ニ變更スルノ目的ヲ以  
テ之ニ武裝ヲ施シ又ハ武裝ヲ施スノ  
準備ヲ爲スコト

主務大臣ハ大正十二年條約第二號海軍  
軍備制限ニ關スル條約ノ規定ニ依ル  
義務ヲ履行スル爲必要アリト認ムル場  
合ニ於テハ前項ノ許可ヲ爲サルモノ  
トス

第二條 當該官吏ハ必要アリト認ムル  
キハ前條ニ掲クル事項ニ關シ調査ヲ爲  
ス爲造船所、工場、軍艦、船艙其ノ他必  
要ナル場所ニ立入り若ハ検査ヲ爲シ又  
ハ關係者ニ對シ調査資料ノ提供ヲ命ジ  
若ハ供進ヲ求ムルコトヲ得

第三條 第一條第一項ノ規定ニ違反シタ  
ル者又ハ同條同項ノ許可ノ條件ニ違反  
シタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又

ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス  
第四條 第二條ノ規定ニ依ル官吏ノ職務  
ノ執行ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ、調査資  
料ノ提供ヲ爲サス若ハ虛偽ノ調査資料  
ヲ提供シ又ハ供進ヲ拒ミ若ハ虛偽ノ供  
進ヲ爲シタル者ハ三月以下ノ懲役若ハ  
禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
〔國務大臣(財部)勅令(第一號)〕  
〔議長(小泉又次郎君) 議事進行デアリマス  
退場ヲ命ズベシ〕 何故議員ノ權限ヲ  
阻止スルカ 議長發言スル者多シ  
呼フ者アリ、其他發言スル者多シ

○副議長(小泉又次郎君) 靜止ニ願ヒマス、  
只今海軍大臣ノ發言中デアリマス  
○國務大臣(財部)勅令(第一號) 大正十二年條  
約第二號海軍軍備制限ニ關スル條約ハ、御  
承知ノ通り昨年ノ八月十七日ヨリ效力ヲ生  
所ニ依リマシマス、政府ハ政府自身ノ行爲  
ヲ變更セラレマスルノミナラズ、是ト同時  
ニ國內ニ於ケル一定行爲ノ禁錮ヲモ爲サナ  
ケレバナラヌ所ノ義務ヲ負ハセラレテ居ル  
ノデゴザイマス、此義務ヲ履行セシムル爲ニ  
ハ國內法ノ制定ヲ要スルノデゴザイマス、  
本法案ハ此必要ヲ充タスルノ爲ニ立案致サ  
レタモノノデゴザイマス、此條約ニ規定シテ  
アリマスル所ノ軍備制限事項ハ多種多様ニ  
ゴザイマシテ、之ヲ本法中ニ列舉致シマ  
スルコトハ、頗ル煩雜ニ互リマシカラス  
テ、本法中ニ於キマシテハ、概括ノ規定  
ニ止メマシテ、總テ主管官廳ノ許可ヲ顯出  
シムルコトニ規定致シテゴザイマス、此法  
律ニ依リマシテ、軍備制限ニ對スル違反ヲ  
未然ニ防遏致シマシテ、以テ國際義務ヲ誠  
實ニ履行セントスルノ趣意ヲゴザイマス、  
如上ノ通り本法ハ國際條約ノ義務ヲ履行  
致シマス上ニ於キマシテ、極メテ必要ナル  
モノノデゴザイマシカラス、何卒御審議ノ上、速  
ニ御協賛ヲ賜ランコトヲ冀ヒマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 日程第四、右議  
長ノ發言ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト  
致シマス

第四 右議案ノ審查ヲ付スヘキ委員ノ  
選舉

○作問耕逸君 本案ハ大正十一年度第一條  
備金支出ノ件外七件ノ委員ニ併セ付託セラ

レンコトヲ望ミマス  
○副議長(小泉又次郎君) 作問君ノ動議ニ  
御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認  
メマス、左様ニ決シマス  
○田淵聖吉君 議長

○副議長(小泉又次郎君) 田淵君ニ御導致  
シマス、一身上ノ辯明デアリマスカ  
○田淵聖吉君 サウデス

○副議長(小泉又次郎君) 懲罰事犯ニハ何  
等關係ハナイノデアリマスカ  
○田淵聖吉君 關係出來ルカモ知レマセヌ、  
今ハ無イ積リデアリマス

○副議長(小泉又次郎君) 一身上ノ辯明ニ  
限テ發言ヲ許シマス  
〔無用々々〕退場ヲ命ズベシト呼フ  
者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 一身上ノ範圍ニ  
關スル問題ニ限テ、特ニ簡單ニ許可致シマ  
ス  
〔田淵聖吉君登壇〕

○田淵聖吉君 諸君、今小泉議長ガ私トノ間  
ニ争ヒマシタ事ハ、議長ノ間違デアラウト  
私ハ思フ、私一身上ト云フノハ今ノ案ニ  
關ウタ事デナクシテ、田中萬逸君トノ争ニ於  
ケル問題デアル、ソレヲ混同シテシマシテ、  
一ツシカ無イモノト思ウタ爲ニ、サウ言ハ  
レタモノト思フ、議長ハ少シ冷静ニ物ヲ考  
ヘラレタイコトヲ特ニ望ミマス、間違テ居  
ルカラ事件ヲ紛糾セシメルノデアアル(餘計  
ナ事ヲ言フナト呼フ者アリ)議長三出席スル  
權能ハマダ持テ居ル、私ハ田中萬逸君ノ演  
說ニ付キマシテ、田中萬逸君ハ五日ニ演說  
シテ、此事柄ハ一笑ニ付スベキ事デアアルガ  
憲政會ニモ關係ガアルカラ云々ト云ハレマ  
シタガ、私ハ先刻カラ齒ガ痛クテ打撲傷云  
々ト云フ輕イケレドモ、診察ヲ受テ二日持  
テ居ルガ五日ニ來ラレテ、刑事問題ガ引懸  
テ居ルカラ、モウ一ツヤラレテ堪ラヌカ  
ラ、耐エテ吳レト云フ事デアアル、ソレカラ  
本人ガナイデハナイカト申シマシタラ、鈴  
木富士彌君ガ本人ヲ連レテヤ、來テテ平身  
低頭シナモノガ耐エテ吳レト云フ、吾等サレ  
フ者アリ笑登起ル(馬鹿ヲ言フナト呼  
フ者アリ)田淵君振上ゲタノダ、血  
ガ唇カラ獨リデニ出タヤウノ間違、夕事ヲ

說明サレテ居ルト云フコトハ、本員頗ル遺  
憾トスル所デアアルスウ云フ事ヲスルト云フ  
日ニハ、議會ノ神聖ハ何レニ向テ保タレヤ  
ウカ、田淵君議席カラ逃出シタト云フガ、  
田淵君ハ逃出シタノデアリナイ、餘リ酷イ間違  
タコトヲ言フカラ、間クニ堪ヘヌカラ逃ダ  
タコトデアアル(笑聲)此點ヲ私ハ言ヒタイ、憲  
政會ハ彙ニ内閣ヲ取ランガ爲メニ元老松方  
公ノ門ニ旦ニ八印半纏ノ者等ガ行テ強ク  
出デ、夕ニ他ノ者ガ行キ裏腹シタト云フ事  
ガ傳ヘラレテ居タ、私ハ半信半疑デアラ  
ケレドモ、表ニハ堂々ト殿リヤヘント云ヒ  
裏ニ廻テハ裏腹數頁シテ其罪ヲ許シテ吳  
レト云フコトハ、憲政會ガ内閣ヲ造ル時ニ  
使テ態度ト能ク似テ居ルト云フコトヲ、私  
ハ甚ダ悲シムノデアアル、一言茲ニ之ヲ辯明  
シテ此壇ヲ降ル

○副議長(小泉又次郎君) 日程第五、復興  
貯蓄債券法案ノ第一讀會ヲ開キマス、濱口  
大藏大臣

第五 復興貯蓄債券法案(政府提出)  
第一讀會

復興貯蓄債券法案  
第一條 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ復興  
貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得  
第二條 復興貯蓄債券ハ無記名トシテ券  
面金額ハ五圓又ハ十圓トス  
第三條 復興貯蓄債券ハ割引又ハ利子据  
置ノ方法ニ依リ之ヲ賣出スモノトス  
割引金額及利子歩合ハ主務大臣之ヲ定  
ム

第四條 復興貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ  
二十年内ニ毎年二回以上抽籤ヲ以テ  
之ヲ償還スベシ  
復興貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ割増  
金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額  
ハ主務大臣之ヲ定ム

第五條 復興貯蓄債券ニハ商法第九十  
九條乃至第九十二條ノ二ノ規定ヲ適用セス  
第六條 復興貯蓄債券ニハ印紙稅ヲ、復興  
貯蓄債券ノ發行ニ依ル社債ノ登記ニハ  
登錄稅ヲ、復興貯蓄債券ノ利子ニハ所  
得稅ヲ課セス  
第七條 日本勸業銀行ハ復興貯蓄債券ノ  
發行ニ依ル收入全ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルヘシ  
前項ノ預入ニ依ル資金ハ震災地ノ復  
興及地方産業ノ振興ノ爲必要ナル用途  
ニ之ヲ融通ス

官報號外 大正十三年七月九日 衆議院議事速記第七號 議事日程第三乃至第五ノ件

第八條 復興貯蓄債券ノ模造ニ關シテハ  
通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

第九條 復興貯蓄債券ニハ日本勸業銀行  
法第三十五條ノ二、第三十五條ノ三、第  
四十條及第四十二條ノ規定ヲ準用ス

第十條 復興貯蓄債券ハ其ノ發行ニ依ル  
收入金二億圓ニ達シタルトキ又ハ本法  
施行ノ日ヨリ五年ヲ經過シタルトキハ  
之ヲ發行セス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
〔國務大臣(濱口雄幸君) 諸君、復興貯蓄  
債券法案提出ノ理由並ニ其内容ニ付キマシ  
テ、大體ノ説明ヲ申上ゲヤウト思ヒマス、  
我國經濟界ノ現狀ニ照シマシテ、震災地ノ  
經濟的復興、並ニ地方産業ノ振興ヲ圖ルガ  
爲ニ、相當多額ノ資金ヲ必要トスルノデア  
リマス、又一面廣ク國民ノ貯蓄ヲ獎勵シ、  
其消費ヲ抑制セシムルガ爲ニ、適當ノ方策  
ヲ講ズルコトカ、刻下ノ急務デアリマシテ、  
政府ハ一般民間ニ於ケル零細資金ヲ吸收  
シ、殊ニ今後數年ニ亙リテ帝都復興事業並  
ニ震災復興事業ノ爲ニ、民間ニ撒布セラレ  
ベキ所ノ巨額ノ資金ハ、努メテ之ヲ吸收シ  
マシテ、徒ニ民間消費ノ増加スルコトヲ防  
ギ、其吸收シタル所ノ資金ハ、再び之ヲ震  
災地ノ復興並ニ地方産業ノ振興ノ爲メ、必  
要ナル用途ニ融通スルコトカ、最も機宜ヲ  
得タル措置デアルト考ヘマシテ、茲ニ小額  
面ノ復興貯蓄債券ヲ發行スルノ計畫ヲ樹テ  
マシタ次第デアリマス、本案ニ依テ發行致  
シマス所ノ復興貯蓄債券ハ、發行期間ハ  
五箇年ト致シマシテ、發行ニ因ル收入金ハ  
二億ヲ限度トシ、日本勸業銀行ヲシテ之ヲ  
發行セシムルコトト致シマス、之ガ發行ノ  
方法ニ付キマシテハ、從來發行致シマシタ  
ル小額債券ノ特色トスル所ヲ爲テ、其シテ  
致シマシテ、其額面金額ハ五圓又ハ十圓ノ  
二種トシテ、割引又ハ利子据置ノ方法ヲ採  
リ、償還期間ハ二十年以内ト致シマシテ、  
償還ノ場合ニ於キマシテハ、割増金ヲ附與  
スルコトヲ得ルモノト致シマシタ、尙ホ本  
債券ニ付キマシテハ、印紙稅ヲ免除シ、其  
登記ニハ登錄稅ヲ免除シ、又債券ノ利子ニ  
ハ所得稅ヲ課セナイコトト致シタルデアリ

○國務大臣(濱口雄幸君) 諸君、復興貯蓄  
債券法案提出ノ理由並ニ其内容ニ付キマシ  
テ、大體ノ説明ヲ申上ゲヤウト思ヒマス、

マス、要スルニ本債券ノ發行ハ、震災地ノ  
復興並ニ地方産業ノ振興上、頗ル重大ノ關  
係ヲ有スルト共ニ、民間資金ノ吸收、國民  
貯蓄ノ獎勵上、適切ナル所ノ施設デアルト  
信ジマスルガ故ニ、何卒御審議ノ上速ニ御  
協賛アラントコトヲ希望致シマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ對シテ質  
疑ノ通告ガアリマス、此場合許可致シマス  
——武藤山治君

○武藤山治君(發言)

○武藤山治君 本日政府ヨリ提出シタルマ  
シタ復興貯蓄債券法案ニ對シ、大藏大臣ニ  
質問ヲ致シマス、大藏大臣ハ數日前ノ財政  
方針ニ關スル施政演說ニ於テ、政府ハ非募  
債ノ方針ヲ執リ、一般市場ニ於テ公債ヲ募  
集シナイト云フコトヲ言明セラレ、其結果  
シテ民間ノ金融市場ニ與ヘタル效果ハ大  
ナルモノガアリマス、然ルニ未ダ數日ヲ出  
デザル本日ニ於テ、此二億圓ト云フ大額ノ  
貯蓄債券ヲ募集セザルニ提議セラレタコト  
コトハ、私ハ意外ニ感ズル者デアリマス  
(ヒヤ) 諸君、公債ト云フモノハ、百圓  
以上ノ限モノガ公債デアテ、五圓又ハ十  
圓トナル公債デアリト云フ何處ニ定義ガアリ  
マスカ、民間ニ於ケル資金ハ、一ツノ大ナ  
ル海ノ中ニ在ル所ノ水ト同様デアリマス、  
故ニ之ヲ五圓又ハ十圓ノ貯蓄債券ニ依テ吸  
收スルモ、等シク政府ガ公債ヲ一般市場ニ  
募集スルト云フ事ト同一ナルデアリマス  
、故ニ私ハ此點ニ於テ大藏大臣ニ御意見  
ヲ伺ヒタイト思フ者デアリマス、而シテ大  
藏大臣ガ此資金ヲ募集セラレル所ノ目的ヲ  
只今伺ヒマスルト云フト、震災地ノ復興及  
地方産業ノ振興ニ對シテ、之ヲ使用スルト  
云フコトヲ御説明ニナシタデアリマス、  
諸君復興貯蓄債券ナルモノヲ、單ニ震災地ニ於  
ケル復興ノ目的ニ使用セズシテ、地方ニ於  
ケル産業ノ振興ニマデ使用スルコトヲ附加  
ヘラレタコト云フコトハ、此貯蓄債券ヲ募集  
セラル、ガ爲ニ、勸業銀行ガ從來割増債券  
ニ依テ資金ヲ募集シ、勸業銀行法ニ依  
テ、田畑其他農村ニ於ケル所ノ資金ノ融通  
ヲ停止スルハ已ムヲ得ザルニ至ルガ爲ニ、  
私ハ此地方ノ産業ノ振興ト云フ文字ヲ附加  
ヘラレタコトヲナカト思フデアリマス、  
故ニ私ハ此點ニ付テ大藏大臣ガ、政府ガ此  
復興貯蓄債券ヲ募集スル結果トシテ、已ム  
ヲ得ズニ附加ヘタコト云フコトナラバ、其  
事ヲ御話ヲ願ヒタイト思フデアリマス、

又然ラズシテ一般地方ニ於ケル處ノ産業ノ  
振興ニ之ヲ融通スルコト云フ御考デアラナ  
ラ、其事ニ付テ私ハ御話ヲ願ヒタイト思フ  
者デアリマス、更ニ私ガ大藏大臣ニ御伺  
フシタイノハ、此震災地ノ復興ノ爲ニ此金ヲ  
御使ヒニナルト云フコトデアリマスケレド  
モ、震災地ト限ラレタコト云フ理由ヲ私ハ承  
リタイノデアリマス、一國ノ經濟組織ナル  
モノハ、單ニ震災地ニ於ケル所ノ此災害ノ  
結果ガ、震災地ノミニ其波動ガ止マルモノ  
デナクシテ、震災地ニ於テ起タル所ノ大  
ナル災害ノ波動ハ、震災地以外ニモ及ボシ  
テ居ルモノガアル、或ハ震災地以外ニ於テ  
其被害ノ程度ガ更ニ大ナルモノモアルト云  
フコトヲ、吾々ハ信ズルノデアリマス、故  
ニ此震災地ニ於ケル被害ノ復興ト云フコ  
トハ、私ハ震災地ニ於ケル被害者諸君ノ爲  
ニ、最も同情ヲ表シ、之ヲ贊成スル者デア  
リマスケレドモ、震災地以外ト雖モ、此  
震災地ニ於ケル災害ノ結果トシテ、損害ヲ  
被リタル所ノ其資金ノ爲ニモ、私ハ考ヘラ  
レベキモノデアリカト云フコトヲ思ヒ、之  
ニ對シ大藏大臣ガ一國ノ經濟組織ニ於テ如  
何ニ御考ニナルカト云フコトヲ私ハ御尋  
シタイノデアリマス、更ニ私ガ大藏大臣ニ御  
尋シタイノハ、此二億圓ノ金ヲ震災地ノ復  
興ト地方ノ産業ノ振興トノ間ニ、如何ニ振  
分ラレ、カト云フコトニ付テ、御見込ヲ承  
リタイノデアリマス、而シテ更ニ此金ヲ融  
通セラレル方法ハ、如何ニセラレアルカト云  
フコトハ、最も重大ナル問題デアリマス、  
只今、御説明ニ依リマスト云フト、此  
二億圓ト云フ大額ノ金ヲ、如何ニシテ融通  
セラレルカト云フコトニ付テ、少シモ御説  
明ガ無イト云フコトハ、私ハ——此法案ヲ此  
議會ニ於テ協賛ヲ與ヘル上ニ私ハ大ナル  
說明ヲ要スル點ト考ヘル者デアリマス、惟  
フニ、政府ガ自ら信用シナイ處ノ大藏省ノ  
預金部ハ此金ヲ預入レテ、政府自ら融通ノ  
衝ニ當ラレルト云フコトハ、私ハ信ズナイ  
者デアリマス、故ニ一度預金部ハ納メタ金  
ハ、再び勸業銀行ナリ農工銀行ナリ興業銀行  
ナリハ通過シテ、サウト思フデアリマス、併  
ナガラ私ハ此點ニ付テ若シサウデアリマス  
ナラバ、大藏大臣ニ伺ヒタイノハ、其融通ノ  
方法ニ付テ、嚴密ナル規定ヲ設ケラレシコト  
デアリマス、震災地ニ於ケル此不幸ナル人々

ハ、非常ニ多數デアマシテ、此資金ノ利用  
ヲ受クル者ハ、最も公平デナケレバナラヌ  
デアリマス、然ルニ從來政府及政府ガ特  
殊銀行等ヲ通ジテ貸出スル所ノ資金ヲ見マ  
スルト、政府若クハ大政黨等ニ親近ナル人々  
ニ多ク利益ヲ與ヘテ居ルコト云フコトハ、争  
ヘカラザル事實デアリマス、故ニ今日ノ如  
キ場合ニ於テ、此震災地ニ於ケル不幸ナル  
人々ノ爲ニ、此資金ヲ利用セントスレバ、  
私ハ最も中産以下ノ人々ニ向テ、此利用  
ノ途ヲ開カレシコトヲ望ムモノデアリマ  
ス、其點ニ於テ十分ナル監視ヲスルガ爲ニ、  
私ハ民間ヨリモ選マレタル所ノ職員ノ選  
定ヲ願ヒタイノデアリマス、斯ノ如キコト  
ハ我國ノ政府及特種銀行等、民間ニ融通セ  
ラル、所ノ資金ノ今日ノ有様ヲ見マスル  
ト、遺憾ナガラズ、今日ノ有様ヲ見マスル  
クル必要ヲ認メザルヲ得ナイノデアリマ  
ス、大藏大臣ハ同様ニ御考ヘ下サルカ否  
ヤ、若シ同様ニ御考ヘ下サルナラバ、相當  
ノ規定ヲ設ケ、或ハ勅令ナリ省令ナリヲ設  
ケテ、此二億圓ノ資金ノ撒布ニ付テハ、十  
分ナル取締ヲ與ヘ、吾々ノ前ニ如何ニ此資金  
ガ分布セラレタルカト云フコトヲ報告シラ  
シコトヲ望ムモノデアリマス、更ニ今一ツラ  
大藏大臣ニ御尋シタイノハ、今日マデ政府ハ  
公債其外貯蓄債券等ヲ募集スル場合ニ於キ  
マシテ、常ニ印紙稅タカ、登錄稅タカ、  
其利子ノ所得稅ヲ免除スルト云フコトヲ原  
則トセラレテ居ルヤウデアリマス、是ハ私  
ハ最も避クベキ事デアラル、政府ノ仕事ヲ  
取ラヌトカ、所得稅ヲ免除スルト云フコト  
ハ、大ナル弊害ヲ來タスモノト思フデア  
リマス、(拍手) 殊ニ此民間ノ資金ヲ吸收ス  
ル仕事ノ如キハ、銀行ノ仕事ト一ツノ競争  
ヲ政府ガ爲スト同様デアリマス、然ルニ民  
間ニ於ケル銀行ハ、印紙稅ヲ取ラレ、所得  
稅ヲ課セラレナガラ、政府ヨリ國民ノ資金  
ヲ募集スルコトニハ、有ユル利益ノ方法ヲ  
取ラレ、ト云フコトハ、將來改良ラレベキ  
事デアラル、之ニ對シテ大藏大臣ハ如何ニ御  
考ニナルカト云フコトヲ御伺ヒシタイノデ  
アリマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 大藏大臣濱口雄  
幸君

○國務大臣(濱口雄幸君) 武藤君ノ御質問  
ニ御答ヲ致サウト思ヒマス、第一ハ此内閣

○國務大臣(濱口雄幸君) 諸君、復興貯蓄  
債券法案提出ノ理由並ニ其内容ニ付キマシ  
テ、大體ノ説明ヲ申上ゲヤウト思ヒマス、

○國務大臣(濱口雄幸君) 武藤君ノ御質問  
ニ御答ヲ致サウト思ヒマス、第一ハ此内閣



ハ、多クハ御意見ヲ述ベラレタヤウデアリ  
マシタガ、併テオカラ私ノ初ニ申シタ事柄ニ  
對シテ御反駁ノ意味ガアリマシタカラ、或  
ニ辯解ノアランコトヲ望ムマシテ、第一應  
百圓以上ノ大券デアラフヘ、第二ハ概カ  
ラ吸收スルモノデアラフヘ、五圓十圓ノ小券  
テアツテ、六千萬國民ノ懷中ニ在ル所ノ零細  
資金ヲ吸收スルモノデアラフヘ、ソレガ政府  
ノ庫ニ這入ラテ公債トシテ、收入金トシテ之  
ヲ使フ上ニ於テ、同一デナイクト云フ御意  
味ノ御話デアラフカト思ヒマス、是ハ初ニ御  
質問ニナリマシタ御趣旨トハ餘程ノ變化デア  
アリマス(ヒヤト)私ノ初ニ申シマシタ  
ハ、出所ノ如何ニ依ラテ、公債ノ種類ノ如何  
ニ依ラテ、之ヲ消化スル方面ガ違フカラ、其  
間ニ於テ少シモ矛盾ハアリマセヌト云フコ  
トヲ申シタノデアリマス、只今ノ武藤君ノ  
御話ニ依リマスレバ、私ノ答辯ハ御承認下  
サラクモノト考ヘマス、第二ニハ民間ノ零  
細ノ資金ヲ吸收スルト云フケレドモ、民間  
ニ零細ノ資金ハ無イト云フ御話ハ、是ハ見  
込ノ違ヒデアリマス、私ハ明ニアルト思フ、  
第三ニハ震災地以外ニ於テ既ニ損害ヲ受テ  
終シテ者ガアルカ、之ニ對シテハ政府ノ何等  
ノ恩典ヲ與ヘナイト云フ御質問デアリマス  
タガ、民間ノ損害ノ總テニ對シテ悉ク政府  
ガ恩恵ヲ與ヘルト云フコトハ、政府ノ限リ  
有ルカヲ以テ到底出來得ルモノデアリマス  
セヌ、是ハ常ニ民間ノ經濟ノ獨立ヲ唱道セ  
ラレ、又實業家ノ贖甲斐ヲナイト云フコト  
ヲ常ニ嘆息ヲサレテ居ル所ノ武藤君トシテ  
ハ、不似合千萬ナ御質問デアアルト思フ(拍手)  
○副議長(小泉又次郎君) 日程第六、右議  
院ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト  
致シマス

第七 養澤品等ノ輸入税ニ關スル法律  
案(政府提出) 第一讀會  
養澤品等ノ輸入税ニ關スル法律案  
關稅定率法別表輸入税ニ掲ケル物品ニ  
シテ本法ノ別表ニ掲ケルモノニハ當分ノ  
内同輸入税表ニ依ラス從價十割ノ輸入税  
ヲ課ス  
附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
(別表)  
輸入税  
表番號

第三 養澤品等ノ輸入税ニ關スル法律  
案(政府提出) 第一讀會  
養澤品等ノ輸入税ニ關スル法律案  
關稅定率法別表輸入税ニ掲ケル物品ニ  
シテ本法ノ別表ニ掲ケルモノニハ當分ノ  
内同輸入税表ニ依ラス從價十割ノ輸入税  
ヲ課ス  
附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
(別表)  
輸入税  
表番號

第六 右議院ノ審査ヲ付託スヘキ委員  
ノ選舉  
○作問掛逸君 本案ハ委員ノ數ヲ十八名ト  
シ、議長ニ於テ指名セラレンコトヲ望ミマス  
○副議長(小泉又次郎君) 作問君ノ動議ニ  
異議アリマセヌカ  
(異議ナシ) 異議ナシノ聲起ル  
○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認  
メマス、左様ニ決シマス、日程第七、養澤  
品等ノ輸入税ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ  
開キマス、提出者ノ趣意辯明ヲ求メマス、  
濱口大藏大臣

- 七五 羽毛
- 七六 一 絨飾用ノモノ
- 七七 羽毛製品及羽毛皮製品(別號ニ  
掲ケサルモノ)
- 七八 獸牙製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 七九 獸甲製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 八〇 珊瑚製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 八一 眞珠
- 八二 皮毛骨角齒牙甲殼類製品(別號  
ニ掲ケサルモノ)
- 八三 植物性揮發油
- 八四 一 芳香性ノモノ
- 八五 石鹼
- 八六 薰香ヲ付シタル油、脂、蠟及其  
ノ製品
- 八七 香水
- 八八 麝香
- 八九 人造麝香
- 九〇 甘松
- 九一 丁香
- 九二 沈香
- 九三 白檀
- 九四 一 其ノ他
- 九五 龍腦、艾片及人造龍腦
- 九六 ヴァニリン、クマリン、ヘリオ  
トロピン其ノ他別號ニ掲ケサ  
ル類似ノ芳香性化學藥
- 九七 齒粉、齒洗藥、化粧粉其ノ他  
別號ニ掲ケサル調製薰香類
- 九八 線香
- 九九 人造香料
- 一〇〇 煙火
- 一〇一 別號ニ掲ケサル織絲
- 一〇二 絹入、人造絹入又ハ金局  
入ノモノ
- 一〇三 亞麻、苧麻、ラミール、大麻又ハ  
黃麻ノ織物、其ノ交織物及此  
等ノ纖維ト綿トノ交織物
- 一〇四 平織布、紋織布及縹織布  
(別項ニ掲ケサルモノ)
- 一〇五 丙ノ二 其ノ他ノ内
- 一〇六 百平方メートルニ付四十  
キログラムヲ超エサルモ  
ノニシテ五ミリメートル  
平方内ニ於ケル經緯ノ絲  
數三十ヲ超エタルモノ
- 一〇七 乙ノ二 其ノ他ノ内
- 一〇八 百平方メートルニ付四十  
キログラムヲ超エサルモ  
ノニシテ五ミリメートル  
平方内ニ於ケル經緯ノ絲  
數三十ヲ超エタルモノ
- 一〇九 乙 其ノ他
- 一一〇 丙 絹製ノモノ及毛絹製  
製ノモノ
- 一一一 絹織物及別號ニ掲ケサル絹入  
ノ織物
- 一一二 一 天竺絨、ブラッツイユ其ノ  
他ノパイル織物(パイルヲ  
切リタルト否ト別タス)
- 一一三 三 其ノ他
- 一一四 メリヤス地其ノ他類似ノ編ミ  
タル布帛(起毛シタルト否ト  
別タス)
- 一一五 一 絹製又ハ絹入ノモノ
- 一一六 レース地及網地
- 一一七 一 寶掛地
- 一一八 乙 其ノ他
- 一一九 二 蚊帳地
- 一二〇 乙 其ノ他
- 一二一 三 ヴェーリリング
- 一二二 五 其ノ他
- 一二三 甲 絹製又ハ絹入ノモノ
- 一二四 刺繡布
- 一二五 防水布(護謨ヲ塗り又ハ挿入  
シタルモノ)
- 一二六 一 絹製又ハ絹入ノモノ
- 一二七 護謨入布及護謨紐類
- 一二八 一 幅ハセンチメートルヲ超  
エタルモノ
- 一二九 甲 絹入ノモノ
- 一三〇 二 其ノ他
- 一三一 甲 織リタルモノ
- 一三二 一 絹入ノモノ
- 一三三 乙 其ノ他
- 一三四 丙 絹入ノモノ
- 一三五 二 亞麻製ノモノ(五ミリメ

- 七三 菓製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 七四 一 其ノ他
- 七五 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 七六 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 七七 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 七八 甲 塗リタルモノ
- 七九 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 八〇 鱈魚革
- 八一 五 リザードレザト
- 八二 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 八三 三 其ノ他
- 八四 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 八五 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 八六 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 八七 甲 塗リタルモノ
- 八八 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 八九 鱈魚革
- 九〇 五 リザードレザト
- 九一 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 九二 三 其ノ他
- 九三 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 九四 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 九五 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 九六 甲 塗リタルモノ
- 九七 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 九八 鱈魚革
- 九九 五 リザードレザト
- 一〇〇 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 一〇一 三 其ノ他
- 一〇二 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 一〇三 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 一〇四 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 一〇五 甲 塗リタルモノ
- 一〇六 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 一〇七 鱈魚革
- 一〇八 五 リザードレザト
- 一〇九 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 一一〇 三 其ノ他
- 一一一 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 一一二 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 一一三 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 一一四 甲 塗リタルモノ
- 一一五 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 一一六 鱈魚革
- 一一七 五 リザードレザト
- 一一八 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 一一九 三 其ノ他
- 一二〇 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 一二一 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 一二二 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 一二三 甲 塗リタルモノ
- 一二四 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 一二五 鱈魚革
- 一二六 五 リザードレザト
- 一二七 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 一二八 三 其ノ他
- 一二九 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 一三〇 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 一三一 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 一三二 甲 塗リタルモノ
- 一三三 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 一三四 鱈魚革
- 一三五 五 リザードレザト
- 一三六 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 一三七 三 其ノ他
- 一三八 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 一三九 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 一四〇 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 一四一 甲 塗リタルモノ
- 一四二 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 一四三 鱈魚革
- 一四四 五 リザードレザト
- 一四五 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 一四六 三 其ノ他
- 一四七 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 一四八 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 一四九 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 一五〇 甲 塗リタルモノ
- 一五一 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 一五二 鱈魚革
- 一五三 五 リザードレザト
- 一五四 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 一五五 三 其ノ他
- 一五六 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 一五七 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 一五八 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 一五九 甲 塗リタルモノ
- 一六〇 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 一六一 鱈魚革
- 一六二 五 リザードレザト
- 一六三 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 一六四 三 其ノ他
- 一六五 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 一六六 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 一六七 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 一六八 甲 塗リタルモノ
- 一六九 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 一七〇 鱈魚革
- 一七一 五 リザードレザト
- 一七二 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 一七三 三 其ノ他
- 一七四 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 一七五 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 一七六 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 一七七 甲 塗リタルモノ
- 一七八 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 一七九 鱈魚革
- 一八〇 五 リザードレザト
- 一八一 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 一八二 三 其ノ他
- 一八三 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 一八四 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 一八五 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 一八六 甲 塗リタルモノ
- 一八七 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 一八八 鱈魚革
- 一八九 五 リザードレザト
- 一九〇 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 一九一 三 其ノ他
- 一九二 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 一九三 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 一九四 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 一九五 甲 塗リタルモノ
- 一九六 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 一九七 鱈魚革
- 一九八 五 リザードレザト
- 一九九 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 二〇〇 三 其ノ他
- 二〇一 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 二〇二 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 二〇三 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 二〇四 甲 塗リタルモノ
- 二〇五 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 二〇六 鱈魚革
- 二〇七 五 リザードレザト
- 二〇八 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 二〇九 三 其ノ他
- 二一〇 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 二一一 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 二一二 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 二一三 甲 塗リタルモノ
- 二一四 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 二一五 鱈魚革
- 二一六 五 リザードレザト
- 二一七 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 二一八 三 其ノ他
- 二一九 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 二二〇 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 二二一 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 二二二 甲 塗リタルモノ
- 二二三 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 二二四 鱈魚革
- 二二五 五 リザードレザト
- 二二六 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 二二七 三 其ノ他
- 二二八 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 二二九 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 二三〇 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 二三一 甲 塗リタルモノ
- 二三二 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 二三三 鱈魚革
- 二三四 五 リザードレザト
- 二三五 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 二三六 三 其ノ他
- 二三七 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 二三八 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 二三九 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 二四〇 甲 塗リタルモノ
- 二四一 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 二四二 鱈魚革
- 二四三 五 リザードレザト
- 二四四 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 二四五 三 其ノ他
- 二四六 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 二四七 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 二四八 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 二四九 甲 塗リタルモノ
- 二五〇 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 二五一 鱈魚革
- 二五二 五 リザードレザト
- 二五三 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 二五四 三 其ノ他
- 二五五 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 二五六 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 二五七 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 二五八 甲 塗リタルモノ
- 二五九 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 二六〇 鱈魚革
- 二六一 五 リザードレザト
- 二六二 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 二六三 三 其ノ他
- 二六四 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 二六五 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 二六六 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 二六七 甲 塗リタルモノ
- 二六八 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 二六九 鱈魚革
- 二七〇 五 リザードレザト
- 二七一 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 二七二 三 其ノ他
- 二七三 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 二七四 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 二七五 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 二七六 甲 塗リタルモノ
- 二七七 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 二七八 鱈魚革
- 二七九 五 リザードレザト
- 二八〇 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 二八一 三 其ノ他
- 二八二 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 二八三 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 二八四 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 二八五 甲 塗リタルモノ
- 二八六 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 二八七 鱈魚革
- 二八八 五 リザードレザト
- 二八九 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 二九〇 三 其ノ他
- 二九一 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 二九二 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 二九三 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 二九四 甲 塗リタルモノ
- 二九五 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 二九六 鱈魚革
- 二九七 五 リザードレザト
- 二九八 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 二九九 三 其ノ他
- 三〇〇 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 三〇一 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 三〇二 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 三〇三 甲 塗リタルモノ
- 三〇四 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 三〇五 鱈魚革
- 三〇六 五 リザードレザト
- 三〇七 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 三〇八 三 其ノ他
- 三〇九 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 三一〇 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 三一一 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 三一二 甲 塗リタルモノ
- 三一三 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 三一四 鱈魚革
- 三一五 五 リザードレザト
- 三一六 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 三一七 三 其ノ他
- 三一八 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 三一九 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 三二〇 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 三二一 甲 塗リタルモノ
- 三二二 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 三二三 鱈魚革
- 三二四 五 リザードレザト
- 三二五 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 三二六 三 其ノ他
- 三二七 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 三二八 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 三二九 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 三三〇 甲 塗リタルモノ
- 三三一 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 三三二 鱈魚革
- 三三三 五 リザードレザト
- 三三四 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 三三五 三 其ノ他
- 三三六 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 三三七 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 三三八 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 三三九 甲 塗リタルモノ
- 三四〇 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 三四一 鱈魚革
- 三四二 五 リザードレザト
- 三四三 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 三四四 三 其ノ他
- 三四五 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 三四六 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 三四七 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 三四八 甲 塗リタルモノ
- 三四九 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 三五十 鱈魚革
- 三五一 五 リザードレザト
- 三五二 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 三五三 三 其ノ他
- 三五四 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 三五五 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 三五六 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 三五七 甲 塗リタルモノ
- 三五八 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 三五九 鱈魚革
- 三六〇 五 リザードレザト
- 三六一 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 三六二 三 其ノ他
- 三六三 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 三六四 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 三六五 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 三六六 甲 塗リタルモノ
- 三六七 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 三六八 鱈魚革
- 三六九 五 リザードレザト
- 三七〇 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 三七一 三 其ノ他
- 三七二 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 三七三 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 三七四 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 三七五 甲 塗リタルモノ
- 三七六 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 三七七 鱈魚革
- 三七八 五 リザードレザト
- 三七八 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 三七九 三 其ノ他
- 三八〇 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 三八一 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 三八二 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 三八三 甲 塗リタルモノ
- 三八四 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 三八五 鱈魚革
- 三八六 五 リザードレザト
- 三八七 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 三八八 三 其ノ他
- 三八九 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 三九〇 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 三九一 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 三九二 甲 塗リタルモノ
- 三九三 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 三九四 鱈魚革
- 三九五 五 リザードレザト
- 三九六 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 三九七 三 其ノ他
- 三九八 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 三九九 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 四〇〇 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 四〇一 甲 塗リタルモノ
- 四〇二 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 四〇三 鱈魚革
- 四〇四 五 リザードレザト
- 四〇五 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 四〇六 三 其ノ他
- 四〇七 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 四〇八 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 四〇九 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 四一〇 甲 塗リタルモノ
- 四一一 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 四一二 鱈魚革
- 四一三 五 リザードレザト
- 四一四 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 四一五 三 其ノ他
- 四一六 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 四一七 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 四一八 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 四一九 甲 塗リタルモノ
- 四二〇 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 四二一 鱈魚革
- 四二二 五 リザードレザト
- 四二三 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 四二四 三 其ノ他
- 四二五 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 四二六 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 四二七 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 四二八 甲 塗リタルモノ
- 四二九 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 四三〇 鱈魚革
- 四三一 五 リザードレザト
- 四三二 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 四三三 三 其ノ他
- 四三四 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 四三五 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 四三六 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 四三七 甲 塗リタルモノ
- 四三八 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 四三九 鱈魚革
- 四四〇 五 リザードレザト
- 四四一 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 四四二 三 其ノ他
- 四四三 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 四四四 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 四四五 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 四四六 甲 塗リタルモノ
- 四四七 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 四四八 鱈魚革
- 四四九 五 リザードレザト
- 四五〇 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 四五一 三 其ノ他
- 四五二 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 四五三 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 四五四 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 四五五 甲 塗リタルモノ
- 四五六 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 四五七 鱈魚革
- 四五八 五 リザードレザト
- 四五九 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 四六〇 三 其ノ他
- 四六一 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 四六二 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、  
模造羚羊革、鱈魚革及
- 四六三 一 牛革、水牛革、馬革、綿羊  
革及山羊革
- 四六四 甲 塗リタルモノ
- 四六五 二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含  
ム)
- 四六六 鱈魚革
- 四六七 五 リザードレザト
- 四六八 革製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 四六九 三 其ノ他
- 四七〇 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シ  
タル金局、寶石、半寶石  
眞珠、珊瑚、象牙又ハ髓  
甲ヲ用キタルモノ
- 四七一 乙 其ノ他ノ内 羚羊革、





六三八 造花(模造)花束等ヲ含ム

六三九 化妝具匣

六四〇 内 ビリヤード、クリケット、象棋其ノ他ノ遊戯具及同附屬品(テニス具、野球具ヲトボール具及同附屬品ヲ除ク)

六四一 玩具

六四二 別號ニ掲ケサル物品

二 其ノ他

甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金銀、寶石、半寶石、眞珠、珊瑚、象牙、琥珀、アクリル、用キタルモノ

○國務大臣濱口雄幸君登壇

トナリマシテ警備部等ノ輸入税ニ關スル法律案ニ就テ説明ヲ致サウト思ヒマス、我國ノ經濟界ハ今日極メテ困難ナル場合ニ遭遇シテ居ルノゴザイマシテ、官民共ニ一致協力致シ、異常ノ覺悟ヲ以テ之ニ善處スルニアラズンバ、財界ノ整理安定ハ申スマデ正ナク、國際貸借ノ問題ニ至リマシテモ、之ヲ有利ニ解決スルコトハ出来ヌト思フノデアリマス、此ヲ以テ政府ト致シマシテハ、一大決心ヲ以テ行政財政ノ整理緊縮ヲ行ヒ、民國ニ於テハ政府ノ政策ト相呼應シテ、全力ヲ擧ゲテ經濟界ノ整理安定ヲ圖リ、一般國民モ亦深ク現下ノ狀態ニ念ヒテ致シ、消費節約ノ美風ヲ涵養シ、以テ我が國民經濟ノ基礎ヲ鞏固ナラシメルコトニ努力致サナケレバナラヌ所、極メテ大切ナル秋デアルト信ズルデアリマシテ、政府ニ於テハ行政財政ノ整理緊縮ヲ斷行スル覺悟ヲ致シテ居ル場合デアリマス、然ルニ戰時好況時代ヨリ馴致セラレマシテ所ノ奢侈安逸ノ氣風ト云フモノガ、深ク國民ノ間に浸潤ヲ致シ、昨今大震災ノ慘禍ヲ嘗メタルニモ拘ラズ、今尚ホ之ヲ一掃スルコトガ出来マセヌノハ、諸君ト共ニ國家ノ爲ニ海ニ痛嘆ニ堪ヘザル所デアリマス、元來奢侈ヲ抑制シ、消費節約ノ美風ヲ養成スルコトハ、其根本ニ於キマシテハ、國民各自ノ精神ノ覺醒ニ俟タナケレバナラヌコトハ申スマデモナイ所デアリマス、其覺醒ヲ促スニ當テハ、徒從來ノ如クニ抽象的ノ言辭ヲ以テ之ヲ唱道スルニ止マラズ、政府ニ於テモ亦之ニ對シテ相當ナル具體的方策ヲ實行シテ、國

民ノ精神ニ向テ強烈ナル刺戟ヲ與ヘ、其覺醒ヲ促シ、消費節約ヲ組織的ニ實行致シ、茲ニ初メテ其目的ヲ達スルコトガ出来ルト思フデアリマス(拍手)此趣旨ニ鑑ミマシテ、右ニ關スル方策ノ一端ト致シマシテ、政府ハ此際外國ヨリ輸入スル所ノ警備品等ニ對シマシテ、當分ノ間相當ニ高率ノ輸入税ヲ課スルモ、以テ人心ノ緊張ヲ圖リ、各般ノ施設ヲ相俟テ國民經濟ノ難局ヲ打斷致シタイト考ヘルノデアリマス(拍手)尙ホ是ト同時ニ一面是等ノ物品ノ輸入ノ減退ニ依リマシテ、我が外國貿易逆差ノ現狀ヲ緩和スル所ノ一助ヲラシメントスル考デアリマス、諸君ハ我が國民經濟ノ現狀ヲ洞察セラレ、政府ノ意ノ在所ヲ諒シテ、何卒本案ニ對シ御審議ノ上、速ニ御協賛ヲ與ヘラレシコトヲ切ニ希望スル次第デアリマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ對シテ質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許可致シマス、岩切重雄君

○岩切重雄君登壇

○岩切重雄君 只今大藏大臣ヨリ警備品等ノ輸入税ニ關スル法律案ノ御説明ガアッタデアリマス、私ハ此問題ハ加藤内閣トシテハ極メテ意味ノアル法律案デアルト考ヘマスルニ依リマシテ、二三ノ質疑ヲ簡單ニ大藏大臣ニ申上ゲタイト思フノデアリマス、現内閣ガ標榜サレマス所ノ行政財政ノ整理、綱紀ノ肅正、普選ノ斷行ト云フ、此問題ハ最モ現内閣トシテハ重大ナル政策デアリマス、併ナガラ本期議會ニ於キマシテハ、行政整理案ト云フモノハ尙ホ現ハレテ居ナイノデアリマス、又綱紀ノ肅正ト云フ問題ハ、是ハ將來ニ涉ル全般のナ問題デアリマス、特定ノ法律案ニ依テ之ヲ論ズベキモノデハナイイカモ知レナイ、唯、普選ノ斷行ニ至リマシテハ、次期通常議會ニ於テ之ヲ斷行サレルト云フコトヲ聲明サレテ居ルノデアリマシテ、只今ノ所現内閣ノ重大ナル政策ト云フモノハ、驚テ將來ニ屬シテ居ルノデアリマス、唯、今期ノ議會ニ於テ提出サレマシタ所ノ問題ニ對シテ、吾々ガ實際ノ議場ノ問題ト今研究スベキモノハ、所謂追加豫算ノ中ニ現ハレテ居ル所ノ政務次官設置ノ問題、及公債政策ノ問題、次ニ此奢侈品ニ對スル問題、此三ツガ

重大ナル問題デアルト私ハ考ヘルノデアリマス、其意味ニ於キマシテ奢侈品ニ關スル關稅政策ハ、最モ吾々ハ眞面目ニ敬シテ此問題ニ對シ、研究シ向ホソレニ對スル質疑ヲ致シタイト思フノデアリマス、第一私ノ御伺致シタイト事ハ、私共モ奢侈品ニ對スル關稅政策ハ、其精神ニ於テ大ニ賛成ノ意向ヲ求スルノデアリマス、併ナガラ若シモ此政策ヲ採ラレマシテ、之ニ及ボス所ノ幾多ノ影響ニ對シテハ、果シテ如何ナル相對策アリヤト云フコトヲ私ハ茲ニ承リタイ、其第一トシテハ、所謂奢侈品ニ對シテ關稅ヲ掛ケルト云フコトノ結果、其奢侈品ノ物價ノ騰貴ト云フコトハ、吾々モ之ヲ決定シテ否ム者デアリマセヌガ、奢侈品ト類似又ハ然ラザル他ノ物價ニ對シテハ、物價騰貴ノ影響ヲ及ボス如キ事ハ無イデアリヤ否ヤ、此點ニ對シテ大藏大臣ハ、他ニ防禦スベキ所ノ適當ナ對策ヲ御持チテアルカドウカト云フコトヲ私ハ茲ニ伺ヒタイノデアリマス、大藏大臣ハ野ニ在ラレシ時、最モ熱心ニ物價問題ニ對シテ論議セラレタ方デアリマス、物價問題ニ對シテ造詣ニ至テハ、最モ權威アル方ト私ハ考ヘルノデアリマスガ、此關稅問題ガ延イテ他ノ物價問題ニ影響ヲ及ボス虞ガアリハシナイイカ、之ニ對シテ今日無シト云フコトヲ言明サレ得ルノデアリカ、ソレニ對シテ他ニ對策アルカト云フコトヲ御主張ニナルノデアリカ、此點ヲ第一ニ私ハ伺ヒタイノデアリマス(奢侈品ノ騰貴ハ吾々モ賛成デアリマスガ、他ノ物價ノ問題ニ對シテ、私ハ此所デ申上ゲルノデアリマス、第二ニハ關稅問題ハ要スルニ國際間ノ問題デアリマス、若シモ茲ニ關稅政策ノ上カラ、奢侈品ニ對スル從價割ノ課稅ヲ爲シマスル時ニ外國ニ於テ之ニ對スル報復的ノ行爲ガ現ハレト云フコトヲ私ハカヤ、例ヘバ例ヲ取テ申上ゲマスレバ、日本ノ輸出貿易トシテ最モ大ナル物ハ生絲デアリマス、殊ニ金ノ解禁問題等ニ對シテモ、亦爲替問題ニ對シテモ、藏相、此議會ニ於テ輸出獎勵ト云フ事ニ對シテ最モ力ヲ強メテ主張サレテ居ルノデアリ、然ルニ若シモ日本ニシテ外國ニ出スル所ノ輸出入貿易品ニ對シテ報復的ノ行爲ガ行ハレト云フコトヲ私ハ、萬一一例ヲ取テ生絲ノ如キ六億以上ノ、日本ノ農村問題トシテ最モ大切ナ、是

等ノ問題ニ對シテ輸出ヲ抑ヘラレルヤウナ結論ニ到達シタナラバ、是ハ我が國民ヲシテ成程奢侈警備ヲ抑ヘルト云フコトハ大問題デアリマスケレドモ、經濟上ノ問題トシテ、茲ニ附屬的ノ問題ガ起テ上ル、之ニ對シテハ大藏大臣ハ斯ノ如キ事ハ無シト聲明サレルノデアリカ、又之ニ對シテハ相當ノ對策アリト云フコトヲ御主張ニナルノデアリカ、此點ヲ承リタイト思フノデアリマス(拍手)第三ニハ大藏大臣ノ本案ヲ提案サレ最モ其眼目デアリマス所ノ奢侈ノ風ヲ抑壓スルト云フ問題デアリマス、奢侈ノ風ヲ抑壓スルト云フ此道德的ノ問題ニ對シテ、私共滿腔ノ之ニ賛成ノ意思ヲ表スルモノデアリマス、此奢侈ヲ防遏スルト云フ方策、斯ノ如キ事柄ト云フモノハ、極メテ全體的ニ之ヲ計畫シナケレバナラヌ問題デアリマシレバ、一部ノ奢侈品ニ對スル所ノ結果ニ於テ此問題ガ解決サレルト御考ヘニナルカ、先程大藏大臣ハ其一端トシテ之ヲ提案シタト仰セラレタデアリカ、然ラバ内閣全體トシテ、是ハ單ニ奢侈品警備品ノ問題ニ對シテ、大藏大臣ガ經濟上ノ立場カラ之ニ對スル一案ヲ提出シタノミデアリマシテ、内務大臣アルカ、或ハ文部大臣ノ如キハ、之ニ追從シテ何等ノ對策モ無イト云フノデアリカ、ソレニ對シテ私ハ聞キタイノデアリマス、尙又日本ノ今日ノ國民性ノ中ニ、吾モ大藏大臣ト等シク最モ憂フベキ所ノ傾向ガアルノデアリマス、殊ニ是ハ些細ナ問題デアリカモ知レマセヌガ、又世間デ能ク言フ問題デアリマスガ、三越ノ如キ所ニ參リマスレバ、其品物ハ高イ程買手ガ多イト云フコトヲ吾々ハ聞イテ居ル、若シモ此奢侈品ニ對シテ關稅ヲ課ケテ、價格ガ倍ニナラベ、却テ奢侈ノ狀態ヲ誘發スル所ノ結果ニナルノデアリカ、之ニ對シテハ大藏大臣ハ何等御對策ハ無イデアリカ、之ヲ第三ニ伺ヒタイト思ヒマス、更ニ私ハモウ一ツ申上ゲタイト思フノハ、是ハ例ヘバ一例デアリマスガ、此表ヲ見マスト、其中ニハ色々ナモノガ入ッテ居ル、ソレハ場合ニ依テハ藥品ニナルモノハナイイカト思フヤウナ物モノノ如キモノハ宜シトシテ、例ヘバ「ビール」ニ對スル課稅ハ、如何ナル御意見カ知リマセヌガ、若シモ酒ヲ抑壓シテ、奢侈ノ目的物

トシテ、外國ノ酒ハ依マナイ、或ハ酒ニ對スル問題ハ、奢侈ノ風儀ヲ一掃スル重大ナル問題トセラル、ナラバ、更ニ徹底ノ二亞米利加デヤテ居ルヤウナ例ノ禁酒法ノ如キ徹底シタモノヲ以テ、此問題ヲ解決シナケレバナラヌト思フ、此「ビール」ト云フ如キモノ、問題ニ對シテハ、既ニ市場ニ於テ「ビール」ノ株ノ暴騰ヲモ豫想シテ、一面ニハ何等カ之ニ對シテ投機ノ氣風ヲ誘發スルト云フコトナクナカ、而モ或レ何「ビール」會社ト云フヤウナ「ビール」ニ對シテ色々ナ事ヲスル一部ノ人ノ利益ヲ擁護スルヤウナ問題ハ起ラヌカ、其他皮ノ如キ、色々ナ問題モ、是等ノ問題ヲ徹底ノ二行キ互ラセテ行クヤウナ相ニ御對策ガアルカ否ヤ、此點ニ付テ御伺ヒシタイト思ヒマ

○副議長(小泉又次郎君) 濱口大藏大臣(國務大臣濱口雄幸君) 岩切君ノ御質問ニ御答致シマス、奢侈品ニ對シテ外國カラ入り來ル場合ニ、重稅ヲ課スルト云フ此法案ヲ實行スレバ、内地ニ於ケル他ノ物價ノ騰貴ヲ促ス虞ハナイカ、若シ其虞ガアルカ、是ガ第一ノ御尋テアッタト思ヒマス、政府ノ考フル所ヲ以テシマスレバ、此法案ガ法律トナリテ實行サレマシテモ、ソレガ爲ニ内地ニ於ケル物價ノ騰貴ヲ促ス虞ナシ信ジマス、何トナレバ此度ノ法案ニ列舉致シマシマスノ各種ノ品物ト云フモノハ、外國カラ低廉ナル品物ガ入り來ル爲ニ、其廉價ナル輸入品ニ壓倒セラレテ、内地ノ産業ガ起ラヌト云フヤウナ品物デアリマセヌ、若シ海外カラ入り來ル廉價ナル輸入品ノ爲ニ、内地ノ産業ガ壓倒サレテ居ル場合ニ於テ、輸入品ニ重稅ヲ課シマスレバ、内地ノ産業ハ勃興スルデアリマセヌ、隨テ物價ノ騰貴スルデアリマセヌ、是ハ即チ保護政策ノ實行デアル、此度ノ政府ノ計畫トシテハ、保護政策ヲ實行スルト云フ考ハ毫頭持テ居リマセヌ、サウ云フコトニ基イテ保護政策ニ陥ルヤウナ廣アリト認メタル品物ハ、之ヲ除外シテ積リデアリマス、ソコデ外國カラ入り來ル釐金ニ重稅ヲ課シマス結果トシテ、之ニ對スル需要ガ減ジ、消費ガ減ズルト政府ハ見テ居リマス、其減ジタル市場ト云フモノハ、或ル品物ニ依テハ減ジキリニナルデアリマセウ、又他ノ品物ニ依テ

ハ、或ハ其代用品ヲ内地製品ニ求メントスルノ絶無トハ申サレマセヌ、是ニ於テ内地ノ商人、若クハ生産業者ハ、或ハ内地品ニ對スル需要ガ増ガルト云フ見込ヲ以テ、内地ノ製品ノ値段ヲ上ゲルト云フ傾向ヲ取ルカモ知レマセヌカ、其計畫ハ蓋シ失敗ニ終ルト思ヒマス、若シソレガ爲ニ内地ノ製品ガ騰貴致シマスレバ、ソレニ對スル消費ガ又減ズルデアリマス、假令減ジタル品物モ、此度ノ表ニ掲ゲテアリマス所ノ品物ハ、内地ニ於ケル所ノツヤニツソノ會社デ獨占ノ製造シテ居ル種類ノモノハ、是ハ無イ積リデアリマス、無數ノ小サイ工業者ノ手ニ依テ造ラレテ居ル品物デアリマスルガ故ニ、少シデモ物價ガ騰貴セントスル傾向アル場合ニ於テハ、自ら其間ニ於テ自由競争ノ行ハル、餘地ガアルノデアリマス、隨テ輸入品ニ重稅ヲ課スル結果ト致シマシテ、其代用品ノ物價ガ内地ニ於テ騰貴スルト云フコトハ、政府ハサシモ考ヘテ居リマセヌ、代用品ノ價格ガ既ニ騰貴シナイ以上ハ、況ヤ一般物價ノ騰貴ニ至ラマハ、私共ハ夢ニモ考ヘテ居ナイデアリマス、隨テ今日ハ之ニ對スル對策ヲ立ツル必要ハアルマイト思フテ居リマス、而モ是ハ初メテノ試ミデアリマスルガ故ニ、此法律ヲ諸君ノ御協賛ヲ經マシテ實行致シマシテ、其實行ノ結果ニ當シ、何カ他ニ施設ヲスル必要ガ出テ來タ場合ニ於テハ、其時ニ臨ンデ相當ノ對策ヲ講ズルデアリマス、(拍手)第二ニハ外國ノ輸入品ニ對シテ重稅ノ手段ヲ執ル虞ハナイカト云フ、是ハ洵ニ御尤ナル御質問デアリマス、此點ニ付キマシテハ政府ニ於テ立案ノ當時非常ニ研究ヲ致シタ問題デアリマス、若シ此度ノ輸入品ニ重稅ヲ課スルト云フ事柄ガ限度ノ輸入品ニ地方ヲ限ラテ、例ハ亞米利加カラ來ル品物、佛蘭西カラ來ル品物ト云フガ如クニ、輸入品ヲ指定テ致シマシテ、限地的ニ重稅ヲ課スルト云フ如キコトヲヤ、タトキニ於テハ、是ハ何ト申サレマセヌカ、此度ノ法律ニ於テハ一般的ノ品物ニ付テ重稅ヲ課シテ居リマセヌカ、少シモ相手ノ國ヲ指定シテ居リマセヌカ、故ニ、報復ヲ受クル虞ハナイト思ヒマス、第三ニハ此法案ハ諸般ノ施設ノ一端デアルト云フ語デアッタガ、然ラバ他ニ何カ是ト同様若クハ同精神ノモノヲ實行スル考ガアルカ、斯ウ云フ意味ノ御

質問デアリマスガ、是ハ能ク御了承ヲ願ヒタイト思ヒマス、屢、私ガ此演壇ニ於テモ豫算總會ノ場合ニ於テモ申述ベタ所デアリマス、大體ニ於テ政府ノ考ハ、經濟界ノ今日ノ難局ニ善處セントスルガ爲ニ、其根本ノ方策トスル所ハ、何ト申シテモ行政財政ノ整理緊縮ニ依ルコトハ屢、申上ゲテアリマス、ソレト同時ニ民間ノ經濟界ニ於テモ力ヲ極メテ財界ノ整理ヲ圖リテ實ヒタイ又其次ニハ國民全體ガ政府ノ政策ト相呼應致シテ、消費節約ノ英斷ヲヤ、テ貴ヒタイト云フコトヲ屢、申上ゲテアリマス、政府ガ行ハントスル所ノ行政財政ノ大整理緊縮ガ、即チ總テノ政策ノ流れ出ツル所ノ根本ノ源デアリマス、唯、不幸ニ致シマシテ政府ノ組織ガ最近ニ行ハレ、閣員ノ就任ガ日尙ホ淺イガ爲ニ、當年度ニ於テハ吾々ガ理想トスル加キ行政財政ノ整理緊縮ヲ徹底ノ斷行スルコトガ出來マセヌト云フコトハ、洵ニ遺憾千萬デアリマス、是モ屢、申上ゲテ居リマス、而モ此整理緊縮ヲ上ゲテ置キマシタガ、而モ此整理緊縮ヲ非常ナル大事業デアリマスルガ故ニ、是ガ完全ナル成功ハ十四年度以降ヲ待タナケレバナラヌ、唯、此度ノ特別議會ニ於テ調査ノ間ニ合ヒマシタ分クハ茲ニ提案ヲ致シ、政府ノ組織ノ政策ガ一端トシテ、茲ニ御協賛ヲ求メマシタガ即チ此法案デアリマス、此法案ハ是ダケヲ引難シテ御觀察ニナリマス、或ハ其效果ガ極メテ薄イト云フ御感ジガアルカ知リマセヌカ、又世間ニ於テモ往々左様ナル批評ヲ耳ニ致シマスガ、併シ吾々ノ考ニ依リマス、是ハ政府ガ行ハントスル所ノ新シキ政策ノ組織ノ中ニ介マレタル所ノ一ツノ分子ニ止ラテ居ル、即チ政策ノ片鱗ヲ示スニ過ギナイデアリマス、其見地カラ此法案ニ對スル御研究ヲ願ヒ、世間ニ向テモ批評ヲ仰ガナケレバナラヌト思フ、テ居ル次第デアリマス、而シテ奢侈品ニ對シテ輸入税ノ重課致シマス、而シテ消費節約ヲ勸メ、奢侈費ヲ減シメレバ、此法律ノ效果ハ恐クハ各方面ニ及デアラウト思フデアリマス、例ハ學校ノ教育ニ於テモ、社會教育ニ於テモ、家庭教育ニ於テモ、總テノ教育ノ方面ニ涉リテ政府ノ新經濟政策ノ精神ノ在ル所

十分ニ了解サレマシタナラバ、各方面ニ及ボス所ノ善良ナル影響ハ蓋シ測ルベカラザルモノガアルト云フコトヲ私ハ期待ヲシテ居ル次第デアリマス(拍手)大體御質問ニ御答申シタ積リデアリマスガ、尙ホ御答漏ノ點ガアリマスレバ、重ネテ御質疑ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 武藤山治君 原惣兵衛君 議長、議長……

○武藤山治君 釐金等ノ輸入税ニ關スル法律案ニ付キマシテ、大藏大臣ノ御意見ヲ伺ヒタイト考ヘマス、此法案ハ道德論ト致シマスレバ至極結構ナ法案ト考ヘマス、ケレドモ、政治經濟ノ上カラ眺メテ見マスレバ、最モ、缺陷ノ多イ私ハ一ツノ法律案デアルト思フ者デアリマス、元來政府ハ私ハ此法律案ニ對シテハ、親ト子ヲ間違ヘテ居ラル、ト思フ、親ガ自分ノ道樂ヲ少シモ抑制セズシテ、子供ニ向テ漫ニ其道樂ヲ抑制セントトテ求メラル、ト同一ノ法律案デアルト思ヒマス、大藏大臣ハ行政財政ノ整理緊縮ヲ爲スト云フコトヲ繰返シ繰返シ吾々ノ前ニ御約束ニナリマス、ケレドモ、私ハ大藏大臣ガ若シ誠意誠心、我國ノ今日ノ經濟上ノ行詔リ、國民ノ氣風ノ壞致奢侈ノ根源タルモノガ政府ノ財政方針ニ在ルト云フコトヲ御認ニナラ、是ガ實現ヲ期サレテ居リマスナラバ、或ハ大藏大臣ノ御方針通り、政府ハ就任日淺クシテ、來ル通常議會ヲ待テト云フ御言葉モ至極尤ト存ジマス、ケレドモ、金解禁ノ問題ノ如キ、政府ガ一片ノ勅令ニ依テ爲シ得ル所ノ問題デアリマシテ、國民ノ上ニ私ハ精神ノ刺戟ヲ御與ヘニナラントスルナラバ、此金解禁ハ大藏大臣ノ御就任ト同時ニ、翌日直ニ私ハ御實行ニナラ、然レベキ問題デアルト思フデアリマス、然ルニ此最モ國民ノ精神ヲ刺戟スル必要ナル所ノ金解禁ノ問題ニ付テハ、種々ノ理由ヲ設ケテ之ガ斷行ヲ躊躇シ、而シテ僅ニ此二千方圓前後ノ釐金品ノ輸入ヲ禁止シテ、以テ國民ノ奢侈ヲ抑制シ得ルト思ハレラナラハ、ソレハ其根源ヲ誤ラレタモノデアルト私ハ思フデアリマス(ソウウ)故ニ私ハ茲ニ重ネテ大藏大臣ニ御尋テ致シタイノデアリマス、大藏大臣ハ吾々國民ニ向テ奢侈ノ抑制、國民ノ氣風ノ壞致ヲ責メラレルト同

○武藤山治君 釐金等ノ輸入税ニ關スル法律案ニ付キマシテ、大藏大臣ノ御意見ヲ伺ヒタイト考ヘマス、此法案ハ道德論ト致シマスレバ至極結構ナ法案ト考ヘマス、ケレドモ、政治經濟ノ上カラ眺メテ見マスレバ、最モ、缺陷ノ多イ私ハ一ツノ法律案デアルト思フ者デアリマス、元來政府ハ私ハ此法律案ニ對シテハ、親ト子ヲ間違ヘテ居ラル、ト思フ、親ガ自分ノ道樂ヲ少シモ抑制セズシテ、子供ニ向テ漫ニ其道樂ヲ抑制セントトテ求メラル、ト同一ノ法律案デアルト思ヒマス、大藏大臣ハ行政財政ノ整理緊縮ヲ爲スト云フコトヲ繰返シ繰返シ吾々ノ前ニ御約束ニナリマス、ケレドモ、私ハ大藏大臣ガ若シ誠意誠心、我國ノ今日ノ經濟上ノ行詔リ、國民ノ氣風ノ壞致奢侈ノ根源タルモノガ政府ノ財政方針ニ在ルト云フコトヲ御認ニナラ、是ガ實現ヲ期サレテ居リマスナラバ、或ハ大藏大臣ノ御方針通り、政府ハ就任日淺クシテ、來ル通常議會ヲ待テト云フ御言葉モ至極尤ト存ジマス、ケレドモ、金解禁ノ問題ノ如キ、政府ガ一片ノ勅令ニ依テ爲シ得ル所ノ問題デアリマシテ、國民ノ上ニ私ハ精神ノ刺戟ヲ御與ヘニナラントスルナラバ、此金解禁ハ大藏大臣ノ御就任ト同時ニ、翌日直ニ私ハ御實行ニナラ、然レベキ問題デアルト思フデアリマス、然ルニ此最モ國民ノ精神ヲ刺戟スル必要ナル所ノ金解禁ノ問題ニ付テハ、種々ノ理由ヲ設ケテ之ガ斷行ヲ躊躇シ、而シテ僅ニ此二千方圓前後ノ釐金品ノ輸入ヲ禁止シテ、以テ國民ノ奢侈ヲ抑制シ得ルト思ハレラナラハ、ソレハ其根源ヲ誤ラレタモノデアルト私ハ思フデアリマス(ソウウ)故ニ私ハ茲ニ重ネテ大藏大臣ニ御尋テ致シタイノデアリマス、大藏大臣ハ吾々國民ニ向テ奢侈ノ抑制、國民ノ氣風ノ壞致ヲ責メラレルト同

時二、此國民ノ氣風ノ壞頓、經濟界ノ行詰ヲ爲シテ居ル所ニ向テ、政府ノ此財政行政ノ整理緊縮ハ、必ズ來ル通常議會ニ案ヲ具ヘテ吾々ニ御提出ニナルカ否ヤト云フコトヲ重ネテ御尋シタイノデアリマス、更ニ私ハ全解禁ノ問題ニ對シテ大藏大臣……

〔ソレハ君ノ意見デヤナシカ〕問題外ダ、無用々々、ヤルベシ、ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 靜ニ願ヒマス

○武藤山治君(續) 人ノ言フ所ヲ全部聽イテ判斷スルダケ、耐忍力ノナイヤウナ議員諸君トハ私ハ思ハナイノデアリマス、諸君……

〔無用々々、黙レト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 諸君、靜肅ニ願ヒマス

○武藤山治君(續) 諸君、私が大藏大臣ニ問ハントスル所ハ、財政行政ノ整理緊縮ノ一大方針ハ、金ノ解禁ニ在リハセヌカト私ハ思フノデアリマス、若シ大藏大臣ガ誠意誠心先ツ政府カラ其根本ノ財政行政ヲ整理緊縮スルト云フ御考ガアルナラバ、何故ニ金ノ解禁ヲ斷行ナサラスノデアルカ、又如何ナル時ニ於テ之ヲ爲サルカト云フコトヲ御伺致シタイノデアリマス

(國務大臣濱口雄幸君登壇)

○國務大臣(濱口雄幸君) 私ハ同一ノ質問ニ對シテ過日來屢御答ヲ致シテ居リマスガ、併ナガラ既ニ御答ヲ致シマシタカラ、答辯ヲ致サヌト云フ如キ態度ヲ執ルコトハ好マナイノデアリマス、ソレ故ニ武藤君ノ如キ極メテ熱心ナル所ノ誠意ヲ籠メタル御質問ニ對シマシテハ、同一意ヲ繰返シサユウデアリマスケレドモ、重ネテ簡單ニ御答ヲ申スコトガ禮儀デアラウト思ヒマス、第一ニ御答致シマスガ、武藤君ハ此法案ヲ評シテ、親ガ自分節約ヲ行ハズ自分ノ子供ニ向テノミ消費ノ節約ヲ強ユルト云フハ、其順序ヲ誤ラモノデアアル、ソレ故ニ親タル所ノ政府ハ大正十四年度ノ豫算ノ編成ノ時ニ於テ、必ズ行政財政ノ方面ニ涉リテ整理緊縮ヲ斷行サル、ト云フコトヲ再々言明スルヤ否ヤト云フコトデアリマス、固ヨリ言明ヲ致シマス、輸出解禁ニ在リト云フ御議論ノ根本ハ金ノ輸出解禁ヲ行ハナイカ、若シ今日行ハナイトスルナラバ、何時ニナレバ之ヲ行フ積リデアアルカト云フ意味ノ御質問

デアリマシタ此問題ニ付キマシテハ先日武藤君ガ最も誠心ヲ籠メテ御質問ニナツタノデアリマス、ソレニ對シマシテ私ハ一應ノ答辯ヲ致シマシタガ、其答辯ノ一節ガ或レ一部ノ誤解ヲ招イタデハナイカト云フガ或レ一部ノ誤解ハ、過日來豫算總會ニ於テ大口君ノ御質問ガアリ、明日ノ豫算總會ニ於テ開口致シマシテ十分ニ説明ヲ致シテ置イタ積リデアリマス、私ガ先年金ノ解禁ヲ主張シマシタ當時ト今日ノ經濟界トハ、内外ノ財界ノ狀況ガ著シク變化ヲシテ居ルト云フコトハ、是ハ世人一般ノ認識ムル所デアリマス、若シ此内外ノ市場ノ變化ト云フコトヲ御認ニナラヌト云フ御方ガアツタナラバ、ソレハ即チ昨年ノ震災ヲ御認ニナラヌト同様デアリマス、我國ノ統計ノ現ス所ニ依リマスレバ、屢引用ラデアリマシタカ、本年今日ニ至ルマデノ輸入超過ノ金額ハ幾ラアツタカ、此稅關ノ統計ニ現レタ所ノ六億圓七億圓ト云フ輸入超過ノ金額ハ、是ハ極メテ嚴肅ナル數字ノ示ス所デアリマス、此嚴肅ナル數字ノ示ス所ヲ承認致シ、又今日ノ對米爲替ノ相場ト云フモノガ、先年吾々ガ輸出解禁ヲ唱道シタ時ニハ、前ニモ申上ゲタ通り四十八弗デア、タモノガ今日ハ四十一弗二分ノ一ニナレタブルト云フ此嚴肅ナル數字ト云フモノヲ承認スルトキニ於テハ、私ハ金ノ輸出ノ解禁ヲ即時斷行スルト云フコトハ、國民全體國家全體ノ利益ノ爲ニ斷ジテ之ヲ行フ所ノ勇氣ヲ持タヌノデアリマス(拍手)然ラバ何時ニナレバ之ヲ行フカト申セバ、是ハ内外金融狀況ノ變化ニ依リマシテ、爲替相場モ回復ヲ致シ、外國貿易ノ逆調モ、緩和サレ、ソレガ爲ニ國際貸借ノ狀況ガ一變ヲ致シマスレバ、私ハ直ニ其政策ヲ實行スルコトニ毫モ躊躇スル者デハナイノデアリマス、而シテ斯ノ如キ時機ノ到ランコトヲ諸君ト共ニ衷心ヨリ希望致シマス、唯、精神ノ二之ヲ希望スルノミナラズ、即チ政府ノ行ハントスル所ノ諸般ノ行政財政ノ整理緊縮ノ政策、並ニ只今議題ニ上レテ居マス所ノ警備品ニ關スル輸入稅ヲ重課スルコトヲ警察品ノ如キモノ、即チ金ノ輸出ノ解禁ノ時機ノ速ニ來ラントコトヲ促ス一ノ政策ノ一端ト云フコトニ御承知ヲ願ヒタイノデアリマス

(猪野毛利榮君登壇)

○猪野毛利榮君 國歩艱難ナル今日ニ於キ

マシテ、日本ノ上下ノ殆ドガ齊シク奢侈ニ陥リ放縱ニ流レテ、茲ニ政府ガ斯ノ如キ法律ヲ出シテ以テ、之ヲ救済セナケレバナラヌト云フ所ノ今日ノ日本ノ現狀ニ對シテ、私ハ諸君ト共ニ悲マザルヲ得ナイノデアリマス、現政府ガ先日來申サレマシタ所ノ政策ノ中ニ、漸ク具體的ニ進ベラレタル所ノ問題ハ今日ガ始メテマアツタノデアリマス、最モ吾々ノ尊敬スル所ノ財政通ノ濱口氏ガ此問題ヲ熱心ニ披瀝サレテヤラレ、此誠心誠意ニ對シテハ私共ハ頗ル感謝ト尙敬ノ念トヲ國民ト共ニ拂ハザルヲ得ナイノデアリマス、併ナガラ只今ノ濱口氏ノ御言葉ヲ拜聽致シマスルノニ、稍、吾々ノ臍ニ落チヌ點ガ多クアリマスカラ、何卒此點ニ對シテ切ニ御答辯アラシムコトヲ願ヒタイノデアリマス、只今出サレマシタ所ノ法案ナルモノヲ見マスルト、其說明ニ於キマシテハ、精神ノ作興ニ在ルト云フコトガ最大眼目デアアルヤウニ承テ、デアリマス、此點ニ付テハ本員モ成程ト考ヘルノデアリマス、併ナガラ此全般ニ互ニ裏面ヨリ窺フテ見マスル時ニ於テ、是ハ關稅ノ改正ニ依リテ收益ヲ得ンタル心ガアルノデアリマス、併ナガラ疑問ガアルデアリマス、更ニモウ一ツ疑點トスル所ハ、此案ノ實施ニ依リテ、内地ニ於ケル奢侈品製造業者ナルモノヲ救済スル所ノ精神ガアルデアリナイカト云フコトヲ憂フルノデアリマス、若シ濱口君ノ言ハレマシタ如ク、精神ノ作興ノミニ是ガアルトスルナラバ、此問題ガ大藏省カラ出サレ、トガ至當デアリカカ知レマセヌカレドモ、是ト相俟タモノヲ文部當局ノ方カラ加味セナクテヤ意味ヲ爲サヌト云フコトヲ信ズルノデアリマス、單ニ大藏大臣ガ此法律一ツヲ以テノミ精神ノ作興ヲ圖ルト云フコトハ、私ハ甚ダ處ヲ得ナイト云フ感シテ持ツ者デアリマナラバ、更ニ之ヨリ感シテ持ツ者デアリマナラバ、三十二億圓ノ日本ノ貿易額ニ於テ、輸入額ガ十九億圓内外デアリマスガ、此中ニ吾々ガ奢侈品ト看做スベキ物ガ約三千五六百萬圓、四千萬圓内外デアルト信ズルノデアリマスガ、之ヨリ得ル所ノ財源トシテハ餘リノ少イ、少クシテモ宜イケレドモ、此目的ノ爲ニ之ヲ出シタムコトデアアルカト云フコトヲ御尋シタイノデアリマス、第三ニ於キマシテハ、此法案實施ノ爲ニ内地ニ於ケル是等當業者ヲ救済スルヤウノ感

ガ、ドウモ濃厚ニ映ジテ仕樣ガナイノデアリマス、本員經濟界ニ向テハ素人デアリマスケレドモ、即チ此發表サレタ所ノ十二種二百五十個ニ互ル所ノ品目ヲ見ルト、此法案ノ爲メ、皮革會社、製毛會社、或ハ毛織會社等ガ頗ル此爲ニ助テ來ルヤウナ感シガ致スノデアリマス、シテ見レバ此法案ナルモノハ文部省カラ斯ウ云フ最初ノ啓ガ發シタモノデアアルカ、農商務省デ發シタモノデアアルカ、又大藏省自身發シタモノデアアルカト云フ疑點モ本員懷クノデアリマス、私想ヒマスルノニ、思想ノ改善ヲ爲サント欲スルナラバ、斯ノ如キ警備品ノ關稅率ヲ上ゲル位デハ、此目的ガ達セラレ、ト云フコトハ頗ル心細イト感ゼラレ、ノデアリマス、徳川ノ時代ニ於テモ御存ジノ通り、水野越前守ノ如キ者ガ盛ニスルノ如キ法律ヲ出シタモノデアリマス、併ナガラ之ヲ出スト社會ハ直ニ大反動ヲ來シテ、却テ奢侈品ガ大流行ヲ來シテ、購買力ガ殖エタト云フ狀態ニナツテ居リマス、現ニ日本ニ於キマシテモ銀座ノ如キ其他繁華ナル都會ニ於テハ高キ品物程賣ル其熱出程賣ル、況ヤ是ガ舶來品デアルト云フハ、顧客ガ安心シテ買フコト云フガ如キ心理狀態デアリマセヌカ、私ハ更ニ此二百五十個ノ品目ヲ見マシタトキニ於テ、政府ノ說明ニ依レバ何レモ警備品デアルト云フコトヲ明言サレテ居リマスガ、本員ノ見ル所デハ警備品ナカリ止メテハ、居リマセヌ、此中ニハ日用品ガアル、日用品ノミナラズ、無クテナラ其他ノ必需品モ加ハツテアリマス、政府ハ是等ノ區別ヲ如何ニシテ居ルノデアアルカ、本員ハ今其一ツ二ツノ品物ヲ調ベテ見マスルトキニ、頗ル不審ニ堪エヌモノガアリマス、一例ヲ舉ゲテ見レバ運動器具ノ如キモノデアリマス、即チ今日體育ノ獎勵ニ使用サレ居ル所ノ運動器具ナルモノガ、奢侈品ト看做サレテ居ルノハドウ云フコトデアリマスカ、國民體育上又健康促進ノ上ニ、頗ル斯ノ如キ事ハ惡影響ヲ來シハセヌカ、又寫真機ノ如キモノガ輸入シテ居リマスケレドモ今日ノ寫真機ノ如キモノハ決シテ警備品ト看做スコトハ出來マセヌ、國民ノ趣味ガ向上シテ、即チ從來ノ舊キ人間ノ如クデナク、趣味ノ樂、ガ今日ハ段々藝術化シ、美術化シテ來タノデアリマス、即チ此趣味ナルモノガ上品ニナツテ來テ、是ガ即チ繪畫トカ寫眞トカニ傾イテ來タノデアリマ

ガ、ドウモ濃厚ニ映ジテ仕樣ガナイノデアリマス、本員經濟界ニ向テハ素人デアリマスケレドモ、即チ此發表サレタ所ノ十二種二百五十個ニ互ル所ノ品目ヲ見ルト、此法案ノ爲メ、皮革會社、製毛會社、或ハ毛織會社等ガ頗ル此爲ニ助テ來ルヤウナ感シガ致スノデアリマス、シテ見レバ此法案ナルモノハ文部省カラ斯ウ云フ最初ノ啓ガ發シタモノデアアルカ、農商務省デ發シタモノデアアルカ、又大藏省自身發シタモノデアアルカト云フ疑點モ本員懷クノデアリマス、私想ヒマスルノニ、思想ノ改善ヲ爲サント欲スルナラバ、斯ノ如キ警備品ノ關稅率ヲ上ゲル位デハ、此目的ガ達セラレ、ト云フコトハ頗ル心細イト感ゼラレ、ノデアリマス、徳川ノ時代ニ於テモ御存ジノ通り、水野越前守ノ如キ者ガ盛ニスルノ如キ法律ヲ出シタモノデアリマス、併ナガラ之ヲ出スト社會ハ直ニ大反動ヲ來シテ、却テ奢侈品ガ大流行ヲ來シテ、購買力ガ殖エタト云フ狀態ニナツテ居リマス、現ニ日本ニ於キマシテモ銀座ノ如キ其他繁華ナル都會ニ於テハ高キ品物程賣ル其熱出程賣ル、況ヤ是ガ舶來品デアルト云フハ、顧客ガ安心シテ買フコト云フガ如キ心理狀態デアリマセヌカ、私ハ更ニ此二百五十個ノ品目ヲ見マシタトキニ於テ、政府ノ說明ニ依レバ何レモ警備品デアルト云フコトヲ明言サレテ居リマスガ、本員ノ見ル所デハ警備品ナカリ止メテハ、居リマセヌ、此中ニハ日用品ガアル、日用品ノミナラズ、無クテナラ其他ノ必需品モ加ハツテアリマス、政府ハ是等ノ區別ヲ如何ニシテ居ルノデアアルカ、本員ハ今其一ツ二ツノ品物ヲ調ベテ見マスルトキニ、頗ル不審ニ堪エヌモノガアリマス、一例ヲ舉ゲテ見レバ運動器具ノ如キモノデアリマス、即チ今日體育ノ獎勵ニ使用サレ居ル所ノ運動器具ナルモノガ、奢侈品ト看做サレテ居ルノハドウ云フコトデアリマスカ、國民體育上又健康促進ノ上ニ、頗ル斯ノ如キ事ハ惡影響ヲ來シハセヌカ、又寫真機ノ如キモノガ輸入シテ居リマスケレドモ今日ノ寫真機ノ如キモノハ決シテ警備品ト看做スコトハ出來マセヌ、國民ノ趣味ガ向上シテ、即チ從來ノ舊キ人間ノ如クデナク、趣味ノ樂、ガ今日ハ段々藝術化シ、美術化シテ來タノデアリマス、即チ此趣味ナルモノガ上品ニナツテ來テ、是ガ即チ繪畫トカ寫眞トカニ傾イテ來タノデアリマ

ス、然ルニ是等ニ必要ナル物ヲ直ニ奢侈品ト看做シテ、之ニ高率ノ稅ヲ課スルト云フコトハ、本員ノ頗ル解セザル所デアリマス、又「エナメルレザー」ニ對シテモ高率ノ稅ヲ課スルコトデアリマシタガ、是ハ御存ジテ通り堅固ナル上等品ハ内地ニ於テハ絕對ニ出來ス品物デアリ、而シテ小學校生徒ノ帽子ノ類ト云ヒ、或ハ軍隊方使ノ所ノ顯掛紐ノ如キ物モ、是モ矢張「エナメル」ノ類デアリ、斯ク云フナラヌ所ノ即チ必需品ト考ヘルニ拘ハラズ、舊澤品ト看做シテ之ニ課稅スル精神ハ如何ナルモノデアリマスカ、更ニ玩具ニ付テモ矢張高率ナル課稅ヲ致スノハ如何ノ理デアリマスカ、外國カラ這入ッテ來ル玩具ナルモノハ、内地ノ玩具トハ玩具ノ性質ガ違フ、日本玩具ハ單ニ人形デアリトカ、其他智力ヲ用キ又普通ノ所謂玩具物品ニ過ギマセヌガ、外國カラ來ル玩具ナルモノハ機械玩具デアリ、例ヘバ發動器ヲ利用シタル汽車ノ如ク汽船ノ如ク、又飛行機ノ真似ヲシタリ、或ハ水雷艇ノ真似ヲシタリ、即チ科學知識ノ足リヌ日本ノ職人デハ出來ナイ所ノ玩具ナルモノガ、諸外國ヨリ入ッテ來ルノデアリマス、是等ハ私共ハ兒童ニ對シテ最も重要ナル必需品デアッテ、即チ心ニ支ヘル糧、目ニハ見エホド兒童ノ發育上日當缺クベカラザルモノタルコトハ、母乳ノ如キ、又他ノ食物ト均シキモノデアリマス、斯ウ云フモノハ吾々ハナクテヤナラヌ必要品ナルニ、然ルニモ拘ラズ政府ハ尙且之ヲ舊澤品ト看做シテ、高率ニ課稅ヲスルト云フ此精神ガ分ラヌデアリマス、而シテ尙ホ茲ニ一ツ奇怪ナル例ヲ引キマスレバ、高級自動車ニ向テ稅ヲ課ケテ居ナイト云フコトデアリマス、御存ジテ通り今日ハ「スター」デアルトカ、或ハ「ジョー」ノ如キ實用ナル自動車ニ向テ稅ヲ課ケルコトハ出來ヌ、即チ必需品デアリカラデアリマス、然レドモ一例ヲ舉ゲテ見レバ、一臺ニ付テ一萬圓モ二萬圓モスル、例ヘバ加藤高明君ノ乘テオキデニナル自動車ノ如キモノハ、二萬圓以上ノモノデアルト云フコトヲ聞イテ居リマス、斯ウ云フ高級モノノ向テハ高率ナル稅金ヲ課セズシテ、可憐ナリ兒童ノ慰安物タル又心身發育ニ必要ナル玩具類ニ對シテ高率ナル課稅ヲ爲スコトハ、殘忍ニ堪ヘザル本末ヲ誤リタル政策ト云ハ、ホバナリマセヌ、假令是ハ當局ノ觀測違デ

以テ、舊澤品ト必需品トノ間違トシタ所デ、更ニ茲ニ改メテ問ハナクテヤナラヌ事ハ内地製舊澤品ニ向テ課稅ヲ免レシメタル事デアリ、此内地ノ舊澤品ニ向テ何故ニ此稅ヲ課セザル所ノ政策ヲ取ッテオホキデニナルデアリカ、外國カラ這入ッテ來ルモノニ向テハ高率ノ課稅スル、ソレハ宜シイカ、然ラバ内地ノ舊澤品ニ向テモ高率ナル稅ヲ課スル所ノ法律案ヲ出サナクテハ片手落デハアリマセヌカ、(拍手)此狀態ヲ吾々ガ考ヘテ見マセルトキニ於テ、恰モ濱口君ハ右ノ手ニ慈善ヲ行フト同一ノ政策デアリ、左ノ手ニ於テシハ何タル失態デアリカ、成程現内閣ガ此案ヲ出スニ付テハ深ク考慮ヲ致シタノデアリ、即チ一夜作リデモ宜シイカ、一夜作リニシテハ稍、上出來デアルト考ヘルケレドモ、苟モ之ヲ權威アル國家ノ法律トシテ出スニ付テハ頗ル物足りヌ、ソレ故ニ私ハ斯ノ如キ杜撰ナル法律ヲ出サレル所ニ於テハ、斯クノ如キ結果ガ來ヌカト云フゾ、製造保護稅トナッテ、一面カラ内地ノ舊澤品、此舊澤品ナル物ガ日本ニ出來ヤシナイカ、外國カラ來ル物ニ向テハ高率ノ稅ヲ課シテ之ヲ抑壓シテモ、内地ニ於テ是ガドシテ之ヲ製造サレルトキニ於テハ、更ニ此效果ガナイ此品員ハ考ヘラズデアリマス、而シテ若シ此品員ガ澤山出來ルトキニ於テハ、國民一般ガ頗ル奢侈ニ流レテ、即チ此舊澤品ガ安ク出來ル時ニナッテハ、舊澤品ヲ要求スル所ノ思想ガ國民全般ニ漲ルト云フコトヲ虞レルノデアリマス、而シテ只今濱口君ハ一般物價ガ此私ニ上ラヌト申サレマシタケレドモ、是ハ私ハ水掛論ニナリマスカ、物價ガ上ルト云フコトヲ本員ハ固ク信ジテ疑ハヌ次第デアリマス、更ニ茲ニ御尋申シタイ事ハ、此結果舶來品ト云フモノヲ尊重スル氣分ガ益々濃厚ニナルコトデアリ、元來日本ノ文明ト云フモノハ歐米カラ多ク來タガ故ニ、何デモ舶來品ト云ヘバ直ニ喜ブ傾向ガアルノデアリ、内地品ヨリ舶來品ノ方ガ惡イ物ガアルデモ、是ガ舶來品デアルト云ヘバ、即チ信用シテ之ヲ欲スル上云フ所ノ傾向、即チ外國品ヲ崇拜スル思想ガ今日尙且除カレナイノデアリマス、例ヘ

バ徳川末期ニ於キマシテモ、彼ノ硝子製品ノ如キモノガ這入ッテ來テ、之ヲ防禦致シタコトガアルノデアリ、サウシタ所ガ彼ノ粗惡ナル物ナルニ拘ラズ、之ヲ「ギヤマ、ギヤマ」ト云フ日本ノ貨幣重シテ居リマス、且ツ日本ノ性格トシテ茲ニ注意スベキハ、禁止スレバスル程之ニ反抗シタキ傾向アルコトソレデアリ、即チ斯ウ云フ品物ガ買ヘヌト云フコトニナレバ益、欲シイト云フ所ノ心ノ生ジテ來ルコトソレデアリ、與ヘナイト言ヘバ欲ガカモ知レマセヌケレド、日本人ハ特ニ此心ガ強イ傾ノアルハ疑ハ、餘地ガアリマセヌ、而シテ此事ハ良イ事カ惡イ事カハ知リマセヌケレドモ、此強烈ナ一種ノ思想ヲ日本人ガ持ッテ居ルコトハ、爭ハレヌ事實デアリマス、濱口君ニ對シテ是等ノ事ヲ考ヘテ見マスルト、財政學ニ付テハ成程一國ノ「オートリチー」デアリマスケレドモ、人生ノ實際事ニ付テハ「實ニマ」此三十代ノ本員ヨリモ更ニオ若イト言ハレドモ、任方ガアリマス、更ニ本員ハモウ一ツ伺ヒタイ事ハ、此關稅ノ改正定率ニ依リマシテ、日佛及日伊關稅協約ノ爲ニ、此效力ガ阻礙ヲサレルコトハ無イカト云フコトデアリマス、例ヘバ此葡萄酒ノ如キモノガ除外ヲサレタ點ヲ考ヘテ見ルト、何カ此日佛協約ノ今日進行中デアル所ノモノニ對シテ障礙ガ來ルコトヲ虞レテ、此品物ガ除外ヲサレテアルノデアリカト云フコトヲ尋ネタイノデアリマス、推フニ本員ハドウシテモ濱口君ノ嚮ニ申サレタガ如ク、此國民ノ精神作用ヲ望テ、奢侈品等ヲ排除スル剛健實ノ氣風ヲ養ハントスルニハ、斯ノ如キ末節ナル法律ノ改正ハ第一第三ノ仕事トシテ、其根本策ニ深ク突入セバ效果ノ著シキモノヲ獲得スル困難ナリト考ヘルノデアリ、然ラバ其根本策トハ何ナリヤト申セバ、本員ハ矢張第一ハ金ノ解禁、第二ガ物價ノ調節、第三ハ通貨ノ縮小、此三ツヲ思切ッテ大膽ニ斷行スルニ非ズンバ、斯ノ如キ權威ナキ法律ヲ百方並ヘテモ、更ニ其效果ガナイコトヲ信ズルデアリマス、(拍手)

○國務大臣濱口雄幸君 猪野毛君ノ御質問ニ御答シマス、第一ニ此法案ハ消費節約ノ名ニ隱レテ、收入ヲ目的トシテ居ルモノデアリカト云フ御質問デアリマスガ、決シテサウデハアリマセヌ、此法案ハ說明シマシタ通り消費ノ節約デアリマス、輸入品ニ高率ヲ課シマシテ、ソレニ依ッテ此品物ニ對スル需要ノ減ズルコトヲ期待シテ居リマス、需要ガ減ジマスレバ政府ノ收入ハ減リマス、此收入ノ減リタリテ、然反對ノ傾向ヲ持ッテ居ルモノデ、決シテ兩立ヲスベキモノデアリマセヌ、而シテ政府ハ消費節約ノ一本槍ヲ以テ此立案ヲシタモノデアリマシテ、斷ジテ收入増加ノ目的ハ持ッテ居リマセヌ、第二ニ内地ノ産業ヲ保護スルト云フ精神デアリ、是モサウデアリマセヌ、内地ノ産業ヲ保護ニ當ル如キ物品ハ總テ省イテアル積リデアリマス、第三ニハ舊澤品云々ト云フケレドモ、此品目ヲ見ルト云フト中ニハ舊澤品デナイ物ガアル、即チ國民ノ生活ニ必要ナル物モアルト云フコトデアリマシタガ、如何ニモ舊澤品ノミデアリマセヌ、國民ノ日用品モアルマスガ、ソレハ舶來品ヲ使フハ舊澤品ナルカ、内地品ヲ使フハ普通ノ日用品ト云フ名ヲ付ケルコトガ出來ルト云フ品物ガアリマス、サウ云フ物ニ對シテハ、此舊澤品ニ依ッテ舶來品ヲ使フコトヲ成ベク抑制ヲ致シ、内地品ヲ使フコトヲ二相成ルコトデアラウト思ヒマス、ソレ故ニ此法律ノ標題ニ於キマシテモ舊澤品等ト書イデアリマシテ、舊澤品ノミト舊澤品等ト書イデアリマス、其他或ハ運動ノ器具デアルトカ、或ハ玩具デアルトカ、自動車デアルトカ、或ハ寫眞器デアルトカ云フ如キ品目ニ付テノ御質問ガアリマシタガ、是ハ委員會ニ於テ詳シク説明ヲ致シマス、其次ニ何故ニ内地ノ舊澤品ニモ課稅シナイカト云フ御質問デアリマス、左様ナ御質問ノ起ルモ御尤ト思ヒマスガ、政府ノ期待スル所ハ、此法律ノ實施ニ依リマシテ、國民全體ノ精神ニ強烈ナル刺戟ヲ與ヘ、ソレニ依ッテ消費節約ノ美風ヲ涵養スルト云フ目的デアリマス、ソレ故ニ其目的ガ達成致シマスレバ、自ラ内地製ノ舊澤品ニ對スル消費節約サルト云フ結果ニナルノデアリマシテ、今日ニ於テハ内地産ノ舊澤品ニ向テ直ニ課稅ヲスルト云フ考ヲ持ッテ居リマセヌ、唯、前ニモ申シマシタ通り、此法律施行ノ結果トシテ其必要ヲ認めマシタ時ニ於テハ、更メテ相當ノ考慮ヲスル積リデアリマス、其次ニ舶來品ニ重稅ヲ課スルト云フト、舶來品ヲ尊重ス

ルト云フ風ヲ養成スル虞ガアルト云フ意味  
 ○御質問デアリマシタガ、斯ノ如キ考ヲ以  
 テ舶來品ガ高イカラ舶來品ヲ使フ、唯、物ガ  
 高イカラ使フ、ソレ故ニ値段段高クナレバ  
 益之ヲ使フコトヲ誇リトスルト云フガ如  
 キ人ニハ、是ハ國民ノ中ノ極メテ一小部分  
 デアリマセウ、左様ナル常識ヲ以テ律スベ  
 カラザル一部ノ人ニ相手ニシテ、政府ノ  
 政策ヲ實行スルコトハ出來ナイノデアリマ  
 ス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 原惣兵衛君

(原惣兵衛君登壇)

○原惣兵衛君 私人濱口大藏大臣ニ根本問  
 題ニ付テ、唯、一口御尋フ致シタイノデアリ  
 マス、ソレハ濱口裁相ハ、此審修品ニ對スル  
 關稅ト云フモノヲ課スルト云フコトニ依  
 テ今仰セラレニハ、國民精神ニ刺戟ヲ與  
 ヘルト仰セラレマシタ、併シ諸君、サウ云  
 フコトハ根本ニ於テ私ハ見解ガ違フノデア  
 リマス、ソレハ吾々ノ國民精神ト云フモノ  
 ハ吾々ノ精神ノ問題デアリマス、ソレヲ  
 一關稅金ヲ課スルコトニ依テマシタルト云  
 フコトハ、唯物史觀ト唯心史觀トヲ混同シテ  
 居ルノデアリマス、吾々ノ國民ノ國民精神  
 ノ根本ガ何所ニアルカト云フコトヲ考ヘテ  
 見ルトキニ於キマシテ、此内閣ハ國民思想  
 ニ關シテ何等ノ御考ガナイノデアリマス  
 (ノウ)何所ニアリマシタカ、何所ニア  
 リマシタカ、アリマシマイ、諸君、濱口大  
 藏大臣ハ此點ニ付キマシテ、茲ニ施政方針  
 ニ於キマシテ述ベラレタ點ニ於テハ、國  
 民ニ勸諭力ヲサシテ節約ヲ爲サシメルノ  
 デアル、ソレデ何所マデモ行クノダト仰セ  
 ラレルガ、根本ノ國民精神ノコトヲ何等御  
 考ガナクシテドウシテ、之ヲオヤリニナリマ  
 スカ、私ハ實ニ目的ノミヲ考ヘテ原因ヲ考  
 ヘナイ所謂本内閣ノ、原因ヲ無視シテ先ツ  
 天下ヲ取テ考ヘラレル内閣デアラカ、御  
 尤デアリマスルガ、實ニ私ハ濱口裁相ガ斯  
 ウ云フ點ニ御考ノナイコトヲ見テ驚イタノ  
 デアリマス、獨逸ノ經濟學者ガ此頃言ウテ  
 居リマスノハ、國民精神、一國ノ(獨逸ノ  
 經濟學者ハドウ云フ人ダ)ト呼フ者アリ、今  
 述ベマス、一國ノ國民經濟ハ少クモ國民  
 精神ヲ離レテ吾々論ズルコトハ出來ナイ  
 即チ土地利ノ國民ノ滅亡ハ奢侈ニ流レテシマ  
 テ、サウシテ其國民ガ全ク疲弊シタト云フコ  
 トハ、國民精神ヲ度外シタカラデアルト云フ

コトヲ言ウテ居ル、其國民精神ニ付テ此内  
 閣ハ一言モ述ベテ、居ナイデ、サウシテ唯、  
 勸諭力ヲ行ヤリマスト言ウテドウシテ出來  
 マスカ、私ハドウゾ我ガ崇拜スル濱口大藏  
 大臣ガ此點ニ付キマシテ、此關稅ノ目的ガ  
 少クトモ國民精神ニ刺戟セシムル手段トシ  
 テ、此唯物ノ方面ニ依テマシタルト云フコト  
 ガ根本ノニ於テ間違デアラカ、間違デナイ  
 カト云フコトヲ御答ヲ願ヒマス(答辯ノ必  
 要ナシト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○副議長(小泉又次郎君) 日程第八、右議  
 案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト  
 致シマス

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員  
 ○作問耕逸君 委員ノ數ヲ二十七名トシ、  
 議長ニ於テ指名セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 作問君ノ動議ニ  
 御異議アリマセヌカ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認  
 メマス、左様ニ決シマス、此場合御諮リ致  
 シマス、第四部選出徵詢委員安保庸三君

○副議長(小泉又次郎君) 第二部選  
 出徵詢委員小川郷太郎君ヨリ常任委員辭任  
 ノ申出ガアリマシタ、許可スルニ御異議ア  
 リマセヌカ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認  
 メマス、其部ノ諸君ハ希望ニ補選選舉ヲ行ヒ、  
 御届ケテアランコトヲ希冀致シマス——日程  
 第九第十ハ閉議セル議案ナルヲ以テ一括議  
 題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認  
 メマス、日程第九、借地借家臨時處理法案  
 日程第十、借地借家調停法中改正法律案ヲ  
 一括シテ議題ト爲シ、此第一讀會ヲ開キマス、  
 提出者ノ趣旨辯明ヲ求メマス——横田司法  
 大臣

第九 借地借家臨時處理法案(政府提出) 第一讀會  
 借地借家臨時處理法案  
 第一條 本法ニ於テ借地借家ト稱スルハ  
 借地法及借家法ニ於ケル借地借家ヲ謂  
 フ

ノ條件カ若シク不當ナルトキハ當事者  
 ノ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定委員會ノ意  
 見ヲ聽キ借地借家關係ヲ衡平ナラシム  
 ル爲メノ條件ノ變更ヲ命スルコトヲ得  
 此ノ場合ニ於テ裁判所ハ數金其ノ他ノ  
 財産上ノ給付ヲ返還ヲ命スルコトヲ得  
 付テ代若ハ家賃ノ前拂ト看做シ其ノ  
 他相當ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第三條 大正十二年九月ノ震災ニ因リテ  
 滅失シタル建物ノ借主ハ其ノ建物ノ敷  
 地又ハ其ノ換地ノ上ニ新ニ築造セラレ  
 タル建物ニ付キ其ノ完成前賃借ノ申出ヲ  
 爲シタルトキハ他ノ者ニ優先シテ之ヲ  
 賃借スルコトヲ得滅失シタル建物ノ敷  
 地又ハ其ノ換地ノ上ニ築造セラレタル  
 假設建築物ノ借主亦同シ

前項ノ申出ヲ受ケタル者申出ヲ受ケタ  
 ル日ヨリ二週間内ニ拒絶ノ意思ヲ表示  
 セザルトキハ申出ヲ承諾シタルモノト  
 看做ス

第一項ノ申出ハ正當ノ理由アルニ非サ  
 レハ之ヲ拒絶スルコトヲ得ス

第四條 前條ノ場合ニ於テ借家ニ付當事  
 者間ニ協議調ハサルトキハ申立ニ因リ  
 裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ從前  
 ノ賃借ノ條件建物ノ狀況其ノ他一切  
 ノ事情ヲ斟酌シテ借家關係ヲ定ムルコ  
 トヲ得

第五條 新ニ築造セラレタル建物ニ付第  
 三條第一項ノ規定ニ依リ賃借ノ申出ヲ  
 爲シタル者數人アル場合ニ於テ賃借ス  
 ヘキ建物ノ割當ニ付當事者間ニ協議調  
 ハサルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ從前  
 ノ建物又ハ假設建築物ノ狀況、借主ノ  
 職業其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ  
 割當ヲ爲ス

前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ裁  
 判所ハ抽籤ノ方法ヲ用キテ割當ヲ爲ス  
 コトヲ得

裁判所ハ當事者間ノ衡平ヲ維持スル爲  
 必要アリト認ムルトキハ割當ヲ受ケサ  
 ル借主又ハ若シク不利益ナル割當ヲ受  
 ケタル借主ノ爲割當ニ因リ著シク利益  
 ヲ受ケタル他ノ借主ニ對シ相當ナル出  
 捐ヲ命スルコトヲ得

第六條 大正十二年九月ノ震災ニ因リテ  
 滅失シタル建物ニ居住シタル者カ其ノ  
 建物ノ敷地ノ上ニ假設建築物ヲ築造シ

タル場合ニ於テ敷地ノ借主カ之ニ同意  
 シタルトキハ其ノ同意ニ付地主ノ承諾  
 ヲ得サリ場合ト雖地主ハ之ヲ理由ト  
 シテ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得ス但  
 裁判所ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ  
 在ラス

第七條 借地ノ上ニ存スル借地人ノ建物  
 カ大正十二年九月ノ震災ニ因リ滅失シ  
 タル場合ニ於テハ其ノ借地權ハ借地權  
 ノ登記及其ノ土地ノ上ニ存スル建物權  
 登記ナキモ之ヲ以テ大正十三年七月一  
 日以後其ノ土地ニ付權利ヲ取得シタル  
 第三者ニ對抗スルコトヲ得

第八條 第二條及第四條乃至第六條ノ規  
 定ニ因リ裁判所ハ借地又ハ借家ノ所在  
 地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ非訟事件手  
 續法ニ依リ之ヲ爲ス

第九條 鑑定委員會ハ五人以上ノ委員ヲ  
 以テ之ヲ組織ス

第十條 鑑定委員ハ特別ノ知識經驗アル  
 者其ノ他適當ナル者ニ就キ毎年豫メ地  
 方裁判所長ノ選任シタル者又ハ當事者  
 ノ合意ニ依リ選任シタル者ノ中ヨ  
 リ各事件ニ付裁判所之ヲ指定ス

第十一條 鑑定委員會ノ決議ハ委員ノ過  
 半數ノ意見ニ依ル

第十二條 鑑定委員會ノ評議ハ秘密トス

第十三條 鑑定委員ニハ旅費、日當及止  
 宿料ヲ給ス其ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定  
 ム

第十四條 借地借家調停法第四條ノ二及  
 第五條ノ規定ハ第二條、第四條及第五  
 條ノ規定ニ依リ申立並第六條ノ規定ニ  
 依リ許可ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準  
 用ス此ノ場合ニ於テ調停ニ付スル裁判  
 ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得

第十五條 第二條及第四條乃至第六條ノ  
 規定ニ依リ裁判所ニ對シテハ即時抗告ヲ爲  
 スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス  
 前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有  
 ス

第十六條 本法ニ依リ裁判ニシテ財産上  
 ノ給付ヲ命スルモノ、執行力ヲ有スル  
 債權名義タルモノノ效力ヲ有ス

第十七條 本法ニ依リ裁判ノ費用ニ付テ  
 ハ民事訴訟費用法第十六條及民事訴訟  
 費用印紙法第十六條ノ規定ニ依ル

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

タル場合ニ於テ敷地ノ借主カ之ニ同意  
 シタルトキハ其ノ同意ニ付地主ノ承諾  
 ヲ得サリ場合ト雖地主ハ之ヲ理由ト  
 シテ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得ス但  
 裁判所ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ  
 在ラス

本法施行ノ地區ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法ハ大正十八年四月三十日迄其ノ效  
力ヲ有ス  
本法失效ノ際ニ於テ必要ナル經過規定  
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十 借地借家法中改正法律案(政府提  
出) 第一讀會

借地借家調停法中改正法律案  
第四條ノ二 借地借家關係ノ爭議ニ付  
訟以テ事件ノ調停ニ付スルコトヲ得

第五條 調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ  
付訴訟カ繫屬スルトキハ前條ノ規定  
ニ依リ事件カ調停ニ付セラレタルトキ  
ハ調停ノ終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止  
ス

第三十二條 調停委員會ノ呼出ヲ受ケタ  
ル當事者カ正當ノ事由ナクシテ出頭セ  
サルトキハ調停事件ノ繫屬スル裁判所  
ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五十圓以下  
ノ過料ニ處スルコトヲ得

非訟事件手續法第二百七條及第二百八  
條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(國務大臣横田千之助君登壇)

○國務大臣(横田千之助君) 昨年ノ大震災  
災ニ因リマシテ、幾多ノ家屋ガ一時ニ滅失  
シタルハ諸君御承知ノ通りデアリマス、罹災  
地ニ於ケル多數ノ住民ハ俄ニ居住營業ノ安  
定ヲ失フデアリマス、之ガ爲ニ借地借家ノ  
關係ニ急激ナル動搖ヲ來シマシテ、地主家主  
借地人借家人間ノ紛争ハマダ今日デモ激甚  
デアリマス、仍テ政府ハ此際借地借家調停  
法ヲ改正スルト同時ニ、借地借家臨時處理  
法ヲ制定シテ、是等ノ關係ヲ迅速圓滿ニ接  
排シヤウト思フデアリマス、地主家主借  
地人相互間ノ融和ヲ圖ル爲ニハ、借地借家  
調停法ノ改正ト本法ノ成立ヲ喫緊ノ必要  
ト致スノデアリマス、借地借家臨時處理法  
ト云フモノハ其要點ヲ攝メバ三ツ四ツアリ  
マスガ、ソレヲ簡單ニ申上ゲマス、第一ハ著  
シク不當ナル借地借家ノ條件ヲ變更シテ之  
ヲ平衡ニ定ムルコト、第二ハ新築セラレタ  
ル建物ニ對シテ從來ノ借家人ノ先借權ヲ認  
ムルコト、第三ハ震災ニ因リ滅失シタル建  
築物ノ敷地ニ從來ノ借家人ガ築造シタル假設  
建築物ヲ保護スルコト、第四ハ震災ニ因リ

借地上ニ於ケル建物ガ滅失シタル場合ニ於  
ケル借地權ノ保護スルコト、以上ノ四點ガ  
兩案提出ノ要點トナシテ居ルノデアリマス  
カ、何卒御審議ノ上御可決ヲ希望スルカ  
第デアリマス

○高木益太郎君 大臣ニ一寸伺ヒタイ事ガ  
アル

○副議長(小泉又次郎君) 許シマス

○高木益太郎君 簡單デスカラ此席カラ

〔登壇々々々呼フ者アリ〕

○高木益太郎君 此案ハ時機ノ上ニ於テ至  
極適切ナル御提案ト信ジマスガ、二ツ伺ヒ  
タイ點ガアル、一ツハ此案ハ大臣ノ說明ナ  
ラズ、相互ノ調和ヲ圖ル上云フ御趣意ナラ  
御立案ニナラタラバ、コトデアリマスガ、一  
面此案主側カラ觀察ヲ致シマスルト云フ  
ト、惡意アリ所ノ借家人ガ長ク家賃ヲ延滞  
ヲシマシテ、其遲滞ニ基キイテ明渡シノ確定  
判決ヲ受ケテ、執達吏ヲ派遣シ、急執行ニ  
參リマスルト云フト、破落漢ナドヲ使用シ  
マシテ、居住者ノ入口ノ札ガケヲ換ヘテ、  
サウシテ執達吏ノ執行ノ術ガナイト云フヤ  
ウナコトガ頻々トシタル上ニ、之ハ明渡ル  
長イ間家賃ヲ延滞シタル上ニ、之ハ明渡ル  
スルト云フノニ、又幾多ノ涙金ヲ拂ハナケ  
レバ明渡ノ實ヲ得ルコトガ出來スト云フ  
ヤウナ結果ハ、結局資本ヲ建物ノ建築ニ使  
フト云フヤウナ事ヲ嫌フ結果ヲ生ジテ、大  
ニ民間ノ建物建築ヲ獎勵スルト云フ必要ニ  
差支ヲ生ズルト云フヤウナ事實ガ顯著デア  
ル、デアルカラ、何所マテ借地人借家人  
ヲ保護スルト云フトハ必要デアラカ、斯  
ク云フヤウナ惡意ノアル不都合ナ借家人ニ  
對シテハ、迅速ニ之ヲ明渡ラスル、斯ク云  
フコトヲ國家ガ失張保護ヲシナケレバナラ  
ズ事實ガアルデハナイカ、ソコデ獨逸ノ如  
キニ於テハ直ニサウ云フ家賃延滞ノ常習ノ  
アリ者ニ對シテハ、警察官ヲ以テ引張り出  
ス、斯様ナ事ヲ現ニヤテ居ルノデアリマ  
スカラ、我國ニ於テモサウ云フヤウナ者ニ  
付テハ、直ニ警察官ヲ引張り出スト云フハ弊  
害ガアルカラ、サウ云フ常習ナ事實ト、ソ  
レカラ借地借家調停委員ノ認可ト云フヤウ  
ナモノニ依リ、ソレヲ引張り出スト云フヤ  
ウナ事柄、及其間ニ立テ媒介スル破落  
漢ノヤウナ者ノ跋扈ト云フモノヲ抑制スル  
ト云フヤウナ何カ御政策ヲ御執リニナラヌ  
ト云フト、所前相互ノ調和ト云フモノガ實

徹セヌヤウナコトニナリハセヌカト云フコ  
トヲ伺ヒタイ、モウ一ツ伺フノハ借地借家  
臨時處理法ノ第七條デアリマスガ、借地ノ  
上ニ存スル借地人ノ建物カ大正十二年九月  
ノ震災ニ因リ滅失シタル場合ニ於テハ其ノ  
借地人ハ借地權ノ登記ナキモ之ヲ以テ大正十三年  
スル建物ノ登記ナキモ之ヲ以テ大正十三年  
七月一日以後其ノ土地ニ付權利ヲ取得シタ  
ル第三者ニ對抗スルコトヲ得、是ハ至極結  
構ナ案デアリマスガ、此中特ニ大正十三年  
七月以後ト云フ御制限ノ御設ケニナラバ、  
八月以後ト云フ御制限ノ御設ケニナラバ、  
ニ御提出ニナラバ、若シ既往ニ遡ル  
ト云フ論デアラナラバ、七月ノ七日ニ御提  
出ニナラバ、七月ノ一日カラノモノハ保護ス  
ルト云フコトニナレバ、幾ラニシテモ既往  
ニ遡ル、假令七日間ト雖モ既往ニ遡ルコト  
ニナル、ソレヨリハ、イン登録主義ヲ御棄  
テニナラバ、震災以前ニ現實土地ヲ使用シ  
タル事實ト、震災以後ニ現實土地ヲ使用シ  
タル事實ト前後繼續シタルト云フ事實ニ依  
テ、所謂占有ノ事實ニ依テ保護スルコト云フ  
コトデアレバ、登記ノ主義ヲ全部御棄テニ  
ナラバ、七月以後アルカ、即チ此法文中「大  
正十三年七月一日以後」ト云フ一文字ヲ御  
削リニナラバ、占有ノ事實ガ即チ保護ノ事實  
ニナル、斯ク云フヤウナ主義ニ御改メヲ願  
フコトハ出來ナイデアラウカドウデアラウ  
カ、此點ノ御說明ヲ仰ギマス

(國務大臣横田千之助君登壇)

○國務大臣(横田千之助君) 第一ノ御質問  
ニ付テ御答致シマスガ、御尤ノ御質問デア  
リマス、或者ヲ保護スル法制ガ出來ルト、  
此保護ノ制度ヲ誤解シ惡用スル方面ガ出來  
ルト云フコトハ政府ハ注意ヲシテ居リマ  
ス、ソレ故ニ此點ニ付キマシテハ、此法案  
ノ兩院ヲ通過シテ實施スル前ニ於テ、政  
府ハ勅令ヲ以テ今高木君ガ揭ゲラレマシタ  
ヤウナ之ヲ惡用スル所ノ人ニ對シテハ、  
相當ノ制裁規定ヲ設クル豫定ニナラシメ  
マス、第二ノ御質問ニ對シテハ此法案ノ出  
來ルコトヲ豫見シテ、不當ノ利益ヲ爲ス者  
ヲ防グ意味ニ於テ、日限ニ付テ制限ヲ附ケ  
タノデアリマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十一、右  
兩案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題  
ト致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十一、右  
兩案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題  
ト致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十一、右  
兩案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題  
ト致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十一、右  
兩案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題  
ト致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十一、右  
兩案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題  
ト致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十一、右  
兩案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題  
ト致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十一、右  
兩案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題  
ト致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十一、右  
兩案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題  
ト致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十一、右  
兩案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題  
ト致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十一、右  
兩案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題  
ト致シマス

第十一 右各案ノ審查ヲ付託スベキ委  
員ノ選舉  
○作問排逸君 本案ハ委員ノ數ヲ九名ト  
シ、議長ニ於テ指名セラレシコトヲ望ミマ  
ス

○副議長(小泉又次郎君) 作問君ノ動議ニ  
御異議アリマセヌカ

〔異議ナシノ聲起ル〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認  
メテ左様ニ決シマス、日程第十二、大正  
九年法律第五十六號中改正法律案ノ第一讀  
會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨聲明ヲ求メマ  
ス、昌谷政府委員

第十二 大正九年法律第五十六號中改正  
法律案(政府提出) 第一讀會

大正九年法律第五十六號中左ノ通改正ス  
「五年」ヲ「十年」ニ改ム

附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ從前  
ノ規定ニ依リ補助ヲ爲シタル地方鐵道ニ  
シテ本法施行前補助期間滿了シタルモノ  
ニ付テハ其ノ滿了ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ適  
用ス

(政府委員昌谷君登壇)

○政府委員(昌谷君) 北海道拓殖鐵道並  
軌道ノ補助ニ關スル法律中改正案ヲ提出致  
シマシテ理由ヲ說明致シマス、北海道ノ拓  
殖事業ヲ促進スル上ニ於キマシテ、交通機  
關ヲ速成スルコト云フコトハ極メテ急務デア  
ルト信ジマス、曩ニ大正九年ニ於キマス  
テ、北海道拓殖鐵道並ニ軌道補助ニ關スル  
法律ガ制定セラレタノデゴザイマス、爾來  
其法律ニ基キマシテ拓殖費ヨリ、補助致シ  
テ居リマス、併ナガラ今日ノ所デハ僅計リ  
ゴザイマス、併ナガラ今日ノ所デハ僅計リ  
テモ利益ノ上ニテ居ルモノハ、二ツノ鐵道ト  
一ツノ軌道ガアルバカリデアリマシテ、其  
他ハ全部年々缺損ヲ重ネテ居ルヤウナ状態  
デアリマス、ソレデ若シ此法律ノ儘デゴザ  
イマシタナラバ、或ハ此補助年限ノ滿了ト  
共ニ、鐵道軌道ノ會社ガ事業ノ廢メナケレ  
バナラナイカト云フ悲境ニ陥ルコトヲ慮レ  
ルノデゴザイマス、ソレ境ニ此年限ヲ五箇年  
延長致シマシテ、十箇年ニ致シタルト云フ  
ノデゴザイマス、ドウカ御審議ノ上速ニ御  
協賛アラシコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十三、右

議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○作間耕逸君 本案ハ議員山本厚三君外六名提出、小樽港鐵道省第二期工事速成ニ關スル建議案外二件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、左様ニ決シマス—日程第十四乃至第十六ハ同一委員ニ付託シタル議案ニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第十四、大學特別會計法中改正法律案、第十五大正八年法律第十二號中改正法律案、第十六古社寺保存金ノ臨時支出ニ關スル法律案、以上三案ヲ議案ト爲シ、第一讀會ノ續ヲ開キ委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長中野實君

第十四 大學特別會計法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 大學特別會計法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十三年七月五日

大學特別會計法中改正法律案委員長 中野 實

衆議院議長 粕谷義三殿

第十五 大正八年法律第十二號中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 大正八年法律第十二號中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十三年七月五日

大正八年法律第十二號中改正法律案委員長 中野 實

第十六 古社寺保存金ノ臨時支出ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 古社寺保存金ノ臨時支出ニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十三年七月五日

古社寺保存金ノ臨時支出ニ關スル法律案委員長 中野 實

衆議院議長 粕谷義三殿

○中野實君 只今議長ヨリ御報告ニナリマシタ大學特別會計法中改正法律案、大正八年法律第十二號中改正法律案、古社寺保存金ノ臨時支出ニ關スル法律案、此三案ニ付テ委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、三案ハ委員會ニ於キマシテ、一括致シマシテ、委員會ヲ二回開設致シマシタ、委員會ニ於テハ異議ナシト認メマシテ、政府提出案ノ通り可決確定致シマシタ、此段御報告致シマス(拍手起ル)

○副議長(小泉又次郎君) 各案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、各案トモ二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作間耕逸君 直ニ本案ノ二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決アラントヲ望ミマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス作間耕逸君ノ動議ノ如ク直ニ二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

大學特別會計法中改正法律案 第二讀會(確定議)

大正八年法律第十二號中改正法律案 第二讀會(確定議)

古社寺保存金ノ臨時支出ニ關スル法律案 第二讀會(確定議)

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認

メマス、直ニ三讀會ヲ省略シテ、三案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ、是ニテ日程ハ全部終了致シマシタ、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御報告致シマス、本日ハ是ニテ散會 午後五時十二分散會

衆議院議事速記第五號中正誤

頁 段 行 誤 正

五五 一 一二 復舊 被書

衆議院議事速記第六號中正誤

頁 段 行 誤 正

八八 三 一四 〇議長(粕谷義三君) 〇副議長(小泉又次郎君)

九〇 二 二四 年金改正 年金令改出